

三國名勝圖會
十一

291.97
G56s
W

026219-011-9

291.97-G56s

三國名勝圖會

五代 秀堯/等編

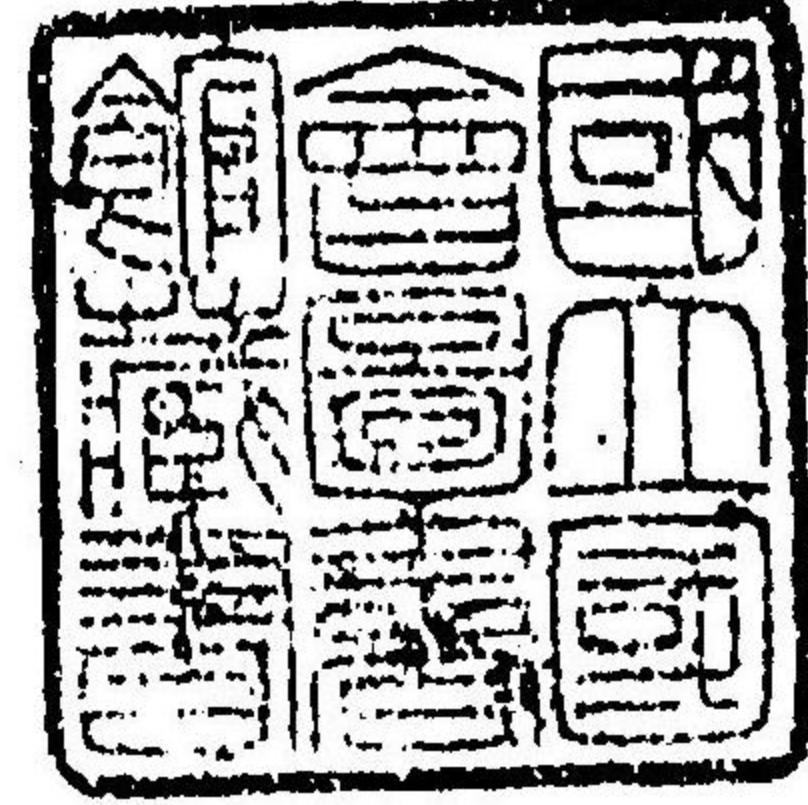
和11冊

M38

ADC-3924



291.97 G560



三國名勝圖會卷之三十一目錄

大隅國贈啖郡

總說

贈啖郡古稱

國分之一

總說

國分は國府

山水

大津川

氣色濱

神社

鹿兒島神社

使所
鏡樓

拍子川
拍子橋

神造島
最早島

川河合記
面上川井川鼻

溫泉

伊勢大神宮
武什內寶宮
華撿人非狗違



261480

三國名勝圖會 卷之三十一 目錄

大穴持神社 韓國宇豆峯神社 早鈴神社

住吉一之宮稻荷神社 枝之宮

高塚山神廟 華表松 守君神社 久滿崎神社

神社合記 龍權現社 熊野王宮現社 八幡宮 乙宮權現廟 八

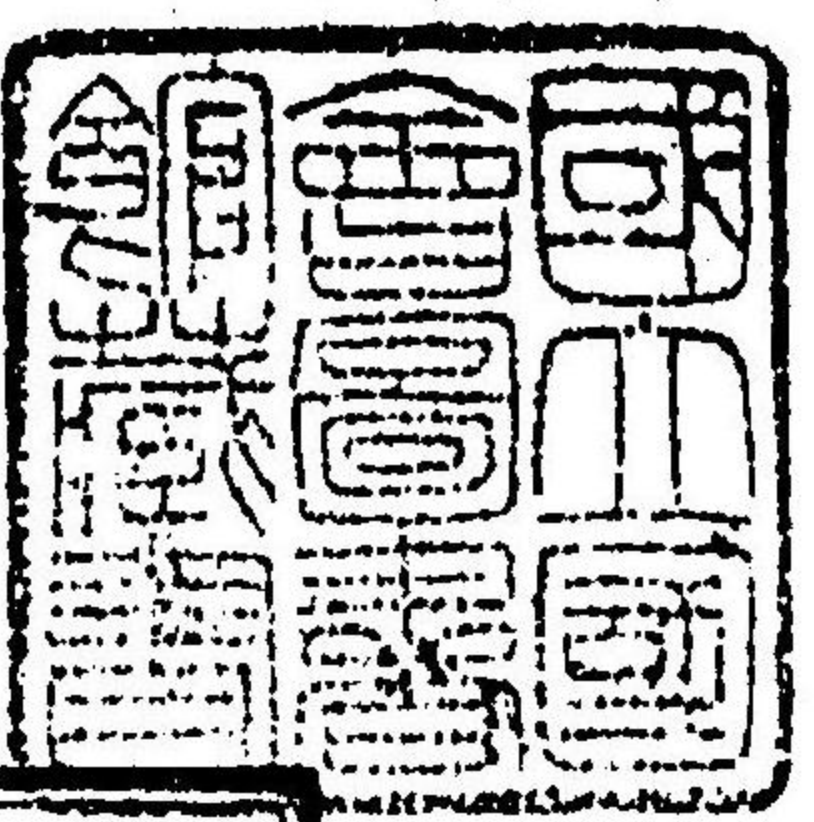
佛寺

彌勒院 辨才天堂 十鉢堂 白鷺池及び 正興寺 山門 十境

正國寺 寶物 正高寺 國分寺 藥師塔 五重

佛宇合記 龍昌軒 見性院 金剛寺 花尾權現社 遠邊寺 觀

正覺寺 正法禪寺 密常院 常念寺 正覺寺 正法禪寺 密常院 常念寺



三國名勝圖會卷之三十一

大隅國 國の事は薩隅口總

贈啖郡

總說

贈啖郡古稱 日本紀等諸書に、襲或は曾或は初小或は贈於等に作る、倭名鈔贈啖に作り、曾於と註す、此於は紀伊の伊の如く、助字なり、讀べからず、往古郡名は二字を用ゆべき詔ありし時、贈啖の二字を用らる、古事記、日本紀等に、襲國熊襲國と見たるは、日向、大隅、薩摩の總稱にて、今の贈啖郡の地は、古襲國の遺稱存せるなり、其詳なるは、薩隅日總說の卷及び曾於郡邑の卷、襲之、高千穂二上峯の條に見ゆ、

國分之一 本府を距ること、東北八里、當邑は東國分郷を西に置く、地頭館上小川見村の村、上小川村、竹吹小川桑村、下井村

郡上井内村、松木村、小村、福島村、贈啖、郡に屬する内、其東國分は、桑原は、河桑原郡に屬す、慶長の年、西國分といふ、或曰、舊當邑

總説

國分は國府 國分とは、古へ大隅の國府、此地にあり、故に名けしとぞ、今の字に作るは、當邑國分寺より出し、歟、國分寺は、又當邑曾小川村の中、俗に府中村あり、此名も、府の中といふ意なりと云傳ふ、その府中を土人くふと呼ふ、國府の訛なり、曾小川は、今一村の名とす、むかしは、國分の總名なりしといふ、和名鈔曰、桑原、注に久波々良、國府とあり、府中村其故址なる歟、國分は、贈啖桑原の兩郡に屬して、府中は、贈啖に隸き、桑原の中に非らずといへども、桑原の内村、府中の隣村なれば、おのづから其府郭、桑原の内村等より、贈啖の府中等に係れるならん、

山水

大津川 上流は、横川金山川、曾於郡霧島川、日當山にて合流し、當邑内村に来て、此川となり、見次村、住吉村を過て、海に入る、初めの名は、廣瀬川、今或は新川といへり、舟渡しの巨川にして、海口より二里餘、日當山曾於郡の邊まで、舟楫往來す、
拍子川 地方頭八町許り 午、上小川村にあり、其源は、隼人城の岩間より出て、福島村を流れ、敷根の港村に入り、再ひ當邑小村に來りて、海に注くなり、村民の傳へに、古へ 景行天皇の御宇、大人の隼人といへるもの、其容貌夜叉の如く、大逆無道にして、一族數千人を集め、隼人城と、上井城に據て、一に王命に隨はず、 天皇行幸し、ぬひて、御子日本武尊を副將とし、屢攻め給へども、官軍戰ふ毎に利を失ひしかば、 天皇是を患ひ、諸神に祈り、此河、磧にて、神樂を奏じ、ぬふ、其拍子妙絶に

して、隼人悦樂に堪へず、居城を出て來りしを、日本武尊終に是を誅しぬふ、此故事に因て、拍子川と號し、橋を拍子橋と名く、かくて其靈魂崇をなすこと甚しく、種々の祭りを以て靈氣を宥らる、每歲八月十五日、當邑正八幡宮にて放生會の祭は、其一なりといへり、拍子橋は、今石橋にて、庚申橋と呼び、川は田地に注く用水なり、隼人城は、拍子橋より丑の方、十町計にあり、上井城は、隼人城の山尾に續て、拍子橋の己方、五町許にあり、兩城共大人隼人記曰、大人彌五郎殿は、上小川村の拍子橋にて、日本武尊御討なされたり、その時舞躍して、手拍子を取りたる故に、此名ありと、按に日本書紀、景行天皇十二年、秋七月、熊襲反之朝貢せず、八月、筑紫に行幸し給ひ、十一月、日向國に至り、行宮を立て、留蹕しぬふ、是を高屋宮といふ、十二月、高屋宮に於て、熊襲を討ぬふ事を議せられ、遂に熊

襲の梟帥を殺し給ひ、十三年、夏五月、悉襲國を平け、高屋の宮に六年を送り、十九年、九月に、日向より還幸しぬふ、日向國は、日向國に於て、日向國を討すは、書紀の原文に、然れども、今、上行帝二十七年に於て、日向國を討すは、書紀の原文に、然ふのみ、高屋宮の賦、二十七年、秋、八月、熊襲又反之、邊境を侵すこと止す、冬、十月、日本武尊を遣して、熊襲を撃しめんとす、時に尊年十六、十二月、熊襲の國に至り給ふ、熊襲の魁帥に、川上梟帥といふものあり、尊童女の姿となり、川上梟帥が飲宴の時を伺ひ、酒をすゝめてこれを殺しぬふ、又續日本紀、元正天皇、養老四年、二月、隼人反て、大隅國守陽侯史磨を殺す、三月、丙辰、中納言正四位下大伴宿禰旅人を以て、隼人を征する、持節、大將軍となし、授刀助、從五位下笠朝臣御室民部少輔、從五位下巨勢真人を副將軍とし、進て隼賊を討しめ給ひ、六年、四月、將軍以下功ある人に、勳位を授られ、七年、四月、日向、大隅、

薩摩、三國の士卒、隼人の賊を征討し、頻に軍役に遭ひ、年穀登らず、飢寒に迫る。故に復三年を給ひしこと見ゆ。五月、大隅、薩摩、二國の隼人等、六百二十四人朝貢す。猶ち酋帥三十四人に、位を叙て、祿を賜へること、各差ありとあるは、歸順の誠を表して、參洛せし時の事なるべし。又八幡宮放生會の權輿を釋るに、養老四年、大隅日向大に亂る。朝廷豊前宇佐八幡宮に祈りて、寇賊を平く、其後八幡神託宣し、ふは、是戰ひ死傷多し、宜しく放生會を行ふべしと、猶ち諸國の放生會此時に始る。扶桑記、政事要畧等に見ゆたり。此事漢土にも傳聞し、日本八月十五日放生會のされば、村民の口碑、其謂なきにもあらず、此拍子河積にて、隼人を誅し、ふといふは、日本武尊川上梟帥を殺し、ふひしことなるべし。又諸國放生會の始まりは、養老四年なるに、上文の如く傳へしは、隼人三度反ひて逆亂せし

を誤りて一度の事となすと見ゆたり。所謂熊襲、或は隼人との詳なるは、薩摩日總説の由るに、見はす、書紀、景行天皇廿七年の文、左の如し、廿七年秋八月、熊襲又反而侵邊境、不止。冬十月、丁酉朔、己酉、遣日本武尊、令討熊襲。時年十六、於是日本武尊曰、吾得善射者、欲與行、其何處有善射者焉。或者啓之曰、美濃國有善射者、曰弟彥公。於是日本武尊遣葛城人宮戶彥、喚弟彥公。故弟彥公便率石占、橫立及尾張田子之稻置、乳近之稻置、而來。則從日本武尊而行之。十二月、到於熊襲國、因以伺其消息。及地形之峻易、時熊襲有魁帥者、名取石鹿文、亦曰川上梟帥。悉集親族、而欲宴。於是日本武尊解髮作童女姿、以密伺川上梟帥之宴。時仍劍佩、綯裏入於川上梟帥之宴室。居女人之中。川上梟帥感其童女容姿、則携手同席、舉杯令飲、而戲弄于時也。更深、人聞川上梟帥且被酒、於是日本武尊抽綯中之劍、刺川上梟帥之胸、

未及之死川上梟帥叩頭曰且待之吾有所言時日本武尊留劍待之川上梟帥啓之曰汝尊誰人也對曰吾是大足彥天皇之子也名日本童男也川上梟帥亦啓之曰吾是國中強力者也是以當時諸人不勝我之威力而無不從者吾多遇武力矣未有若皇子者是以賤賤陋口以奉尊號若聽乎曰聽之即啓曰自今以後號皇子應稱日本武皇子言訖乃通胸而殺之故至于今稱曰日本武尊是其緣也然後遣弟彥等悉斬其黨類無餘唯一既而從海路還倭到吉備以渡穴海其處有惡神則殺之亦比至難波殺柏濟之惡神二十八年春二月乙丑朔日本武尊奏平熊襲之狀曰臣賴天皇之神靈以兵一舉頓誅熊襲之魁帥者悉平其國是以西洲既謐百姓無事又古事記曰倭男具那王出劍取熊曾之衣衿以劍自其背刺透之時其弟建見畏逃出去乃追至其室之埼本取其脊皮劍自尻刺透云々其室の埼本といへるは當

時より此所に橋ありしにて埼本とは即拍子橋なり拍子とは梟帥が酒宴に拍子せしよりの名にして通證に宴は新室歌舉也一説に拍上也と注し顯宗紀に手掌摺亮拍上賜とあるを引けり然れば則ち拍子橋は正に拍上の義に同く今の酒宴歌舞に掌を拍てこれを囉と同じ是拍子橋古名たる證とすべく古事記の記すところますます其實を得たるなりさて國分の古名は曾小川といひしと見たれば川上梟帥は曾小の川上に住たるにて其川は即ち此拍子川其所住の處は即ち水源の隼人城なる故に川上の梟帥と稱しなり曾小は即曾於訛にて今の里言にそをこかはと唱へり彼大人隼人記にいへる彌五郎は川上梟帥取石鹿文を傳へしにや野口村枝之宮は隼人の四肢を埋めて祭り或は大人彌五郎の四肢ともいへり一説に四肢とは四肢を分ち埋めて諸所

神に崇む、其靈を宥る所と云、鼻面川は、其鼻を埋め、福島村は其弓を瘞し所など、云、今山之口邑的野八幡宮濱下に、大人彌五郎といへる人形を製し、行列の先より推し、是隼人征討の故事といひ傳へ、末吉邑八幡の濱下にも、大人彌五郎あり、白尾國柱曰、市成邑の双子壘、櫻島の龜等、皆彌五郎遺蹟の傳へありと、其大人隼人、或は大人彌五郎といへるもの、必ず一人の隼人をいふには非ず、後の俗、養老中征討の隼賊と、互に混れしも知るべからず、

○拍子橋 本文より見ゆ、

川河合記 上井川 源は、清水邑川原村より流れ出て、當邑上井村へ流來り、下井村を通り、當邑と敷根邑堺の海に入る、
△鼻面川 源を曾於邑、及び同邑と、清水邑境との、兩所に開き、當邑曾小川村へ流來り、大津川に合ふ、

氣色濱 方、一頭館七町餘 島中村にあり、夫木集、松葉石所、和歌集

等に見にたり、一名住吉崎、是住吉神社あるを以てなり、此後住

今稻荷等社と合稱す、又名姫城浦、是長門本、平家物語にも出たり、

今濱市と呼ぶ、是は貫明公當邑富隈城に在せし時、此濱にて浮鋪を出せしよりの名といふ、今に至りて、毎年十月朔日、互市をなす、按に此地、大隅の名所、氣色の神叢、此神叢下を距ること、午方二十餘町、其間大なる岡、樹もなく、遙に見にたる海濱なり、亦隣邑清水姫木村、木城は、城より、同し方二十七町餘に當りて、上世は其神叢、姫木、皆海際に近かりしとぞ、故に氣色濱、或は姫城浦ともいへるなるべし、

○和歌

夫木

後九條

かはり行けしきの濱の夕烟
たが深き江に又霞むらん

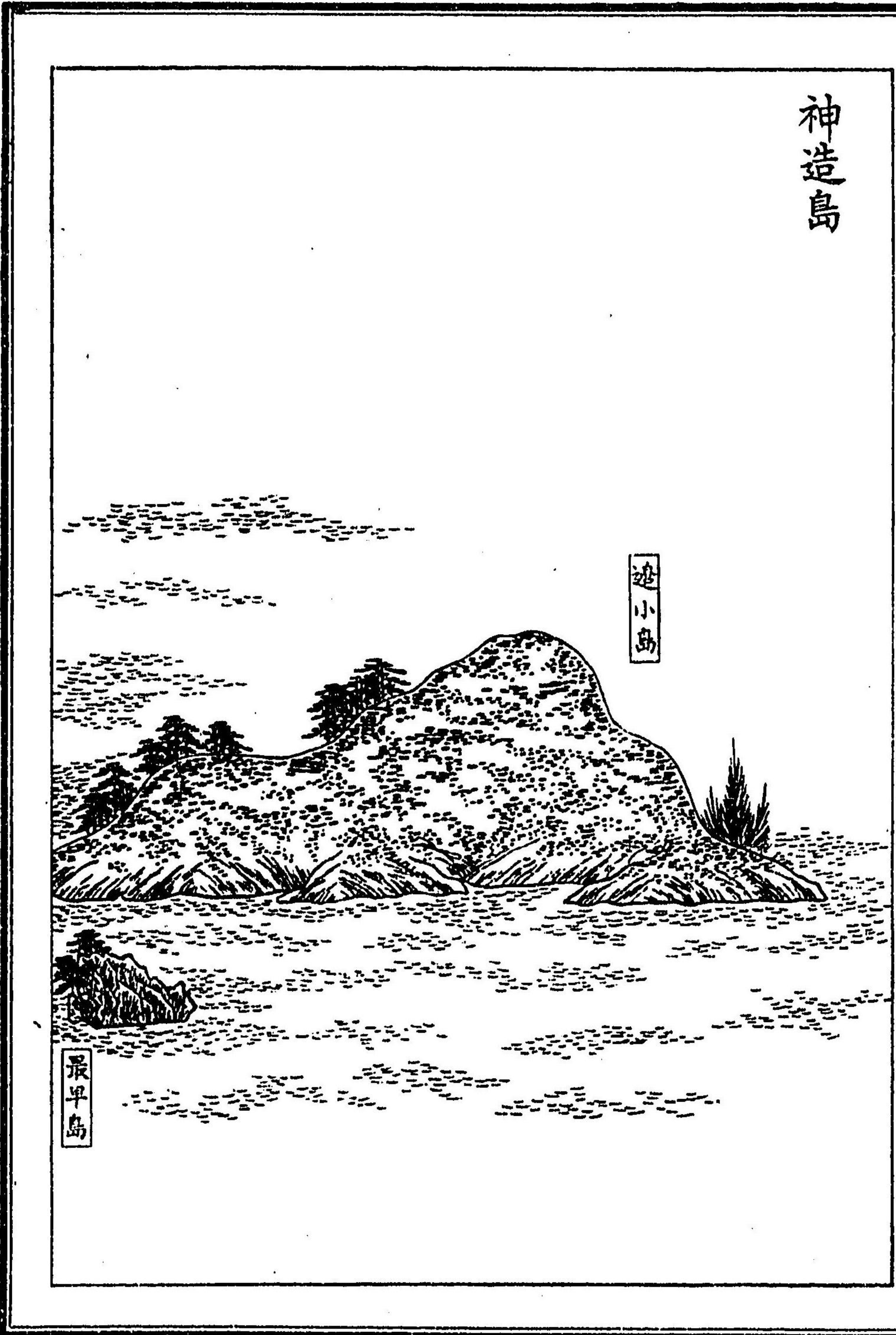
禪枝

月やよしすみよし崎の松を友

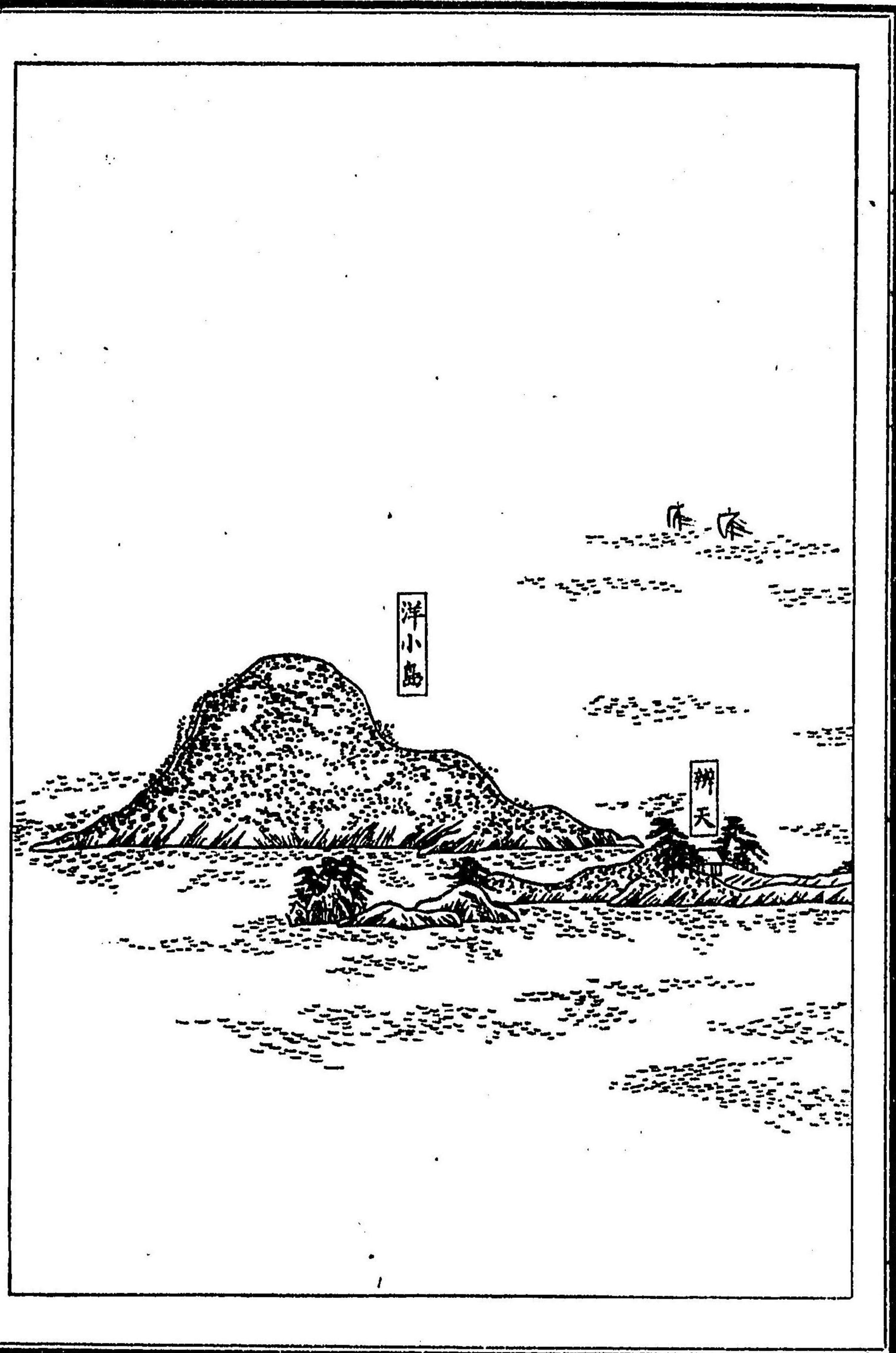
神造島地凡一里半餘小村の海上一里許にあり、今小島といふ、在昔は三嶼あり、其一は平嶼にて、後に海に没れて、今宮洲と稱ふ、當村の海邊に大穴持神社あり、上古は此宮洲にありしとぞ、宮洲は今の社地を距ると午方八町餘にして、潮退時は、徒涉すべし、今の二嶼、陸に近きを邊の小島といひ、外に在るを洋の小島といふ、邊の小島は、島尾長く海に連出し、大潮の時は、本島と島尾の間た斷へて、二島の如し、其島尾常に中島と呼び、天女祠あり、又邊の小島より辰方三十歩許、巨石甚た奇くして、海底より特立するもの、最早島といふ、並に古

松數十株、虬枝拳翠、極ての景致なり、按續日本紀、天皇大炊、天平寶字八年、十二月、西方有聲似雷、非雷、時當大隅薩摩兩國之界、烟雲晦冥、奔霓去來、七日之後、乃天晴、於麿島信爾村之海、沙石自聚化、成三島、災氣露見、有如冶鑄之爲、形勢相連、望似四阿之屋、爲島見埋者、民家六十二區、口八十餘人、四阿之屋は、同假壁とも見ぬて、四方といふなるべし、又稱徳天皇天平神護二年、六月己丑、大隅國神造新島震動不息、以故民多流亡、仍加賑恤、と載らる、されば寶字八年には、化成三島とありて、三年を過き、神護二年に至り、神造島と書れ、又下の大穴持神社に引る、寶龜九年に及ては、其名曰大穴持と見れたれば、初より神造島の名はありしなるべし、又寶字八年には、大隅薩摩之界於麿島信爾村信爾村は、今詳ならず、或説に國分小村に箇字ケに作りしを傳寫の誤ならんといふ、是庚申講をなせし村が、古來島中村と號し、今俗に真孝村と云、

神造島



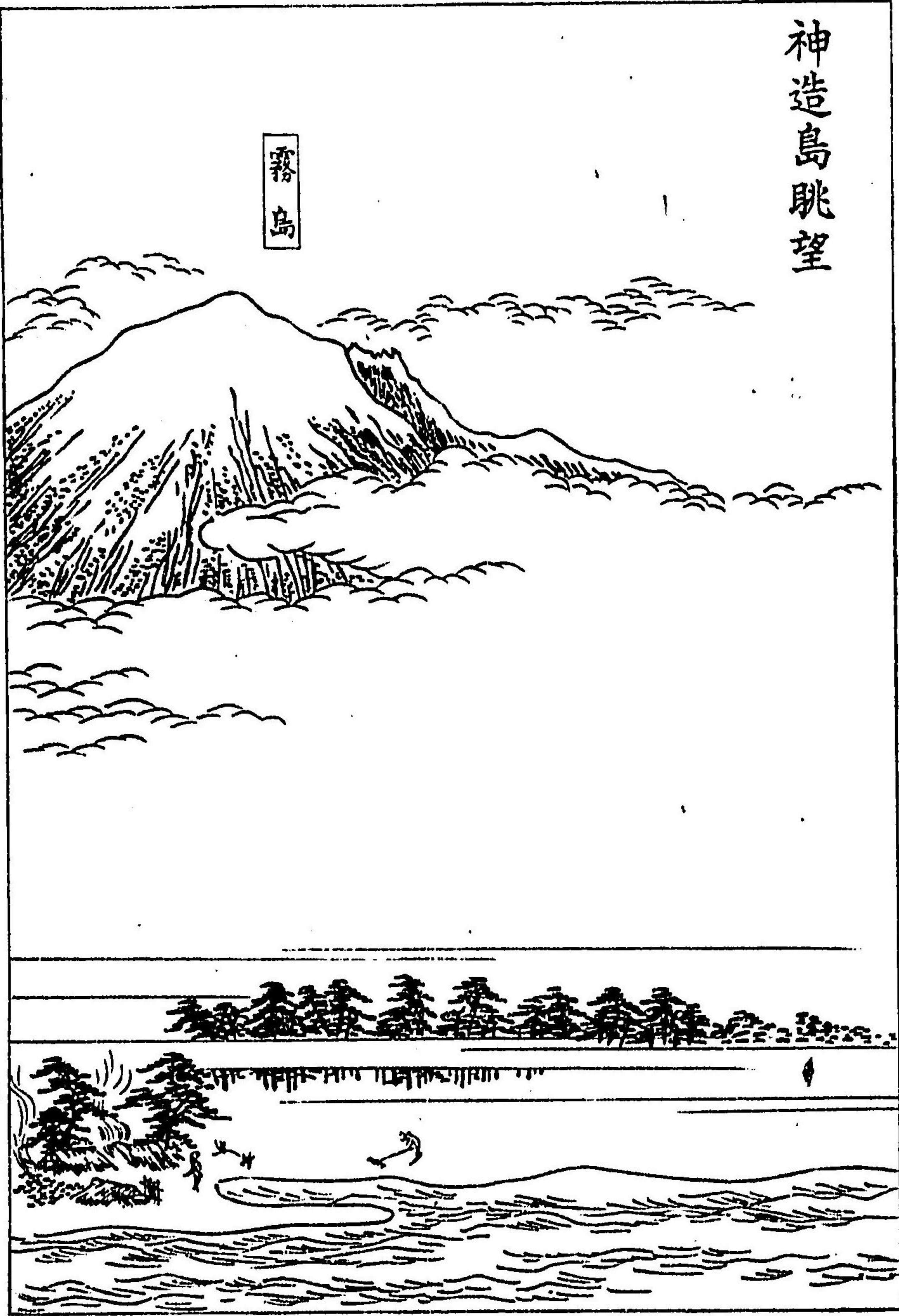
最早島



辨天

神造島眺望

霧島



如村名は、沿革多て、文字を真孝の信稱せり、今定てい某と傳ふ、凡村名、但
信爾村は、當所沿海、其大今時一郷の吉小村等、なれば、蓋し、之海
と書され、神護二年に至りて、大隅國と稱るを見るに、古へ鹿
島てふ地は、廣大にして、今の鹿兒島郡より此邊に係りしを
知る、猶下の鹿兒島神社、及び鹿兒島の卷、郡の總説を讀んで、
其詳を得べし、然るに鹿島の名に泥みて、近き頃に至り、その
三島の字に心を留ず、三島を鹿府の前海櫻島の事となし、櫻
島を指して、寶字峯、天平山など、詞賦に著しぬるは、杜撰の
甚しきなり、

○最早島 本文に見ゆ、

温泉 地頭館より 内村、木房、大津川の側にあり、其性和平にし
て、疥癬諸癩等を治す、

神社

鹿兒島神社 地頭館と一里 内村に在り、亦正宮とも稱ず、今正
八幡宮と云、祭神彦火々出見尊、應神天皇、仲哀天皇

神功皇后、四坐、祭祀年中十三度、正月元日、同三日、二月初卯、三
月十日、四月十七日、五月六日、六月廿九日、七月七日、八月十五
日、九月九日、十月十五日、十一月三日、十二月十八日、是なり、此
餘臨時會あり、延喜神名式、大隅國桑原郡一坐、大鹿兒島神社
と載られしは、當社なり、初め彦火々出見尊一坐にて、神

武天皇の勸請と云、石清水傳記曰、鹿兒島神社、彦火々出見尊
也、神祇鈔曰、大隅國正八幡、火々出見尊也、與宇佐八幡不同、
佐

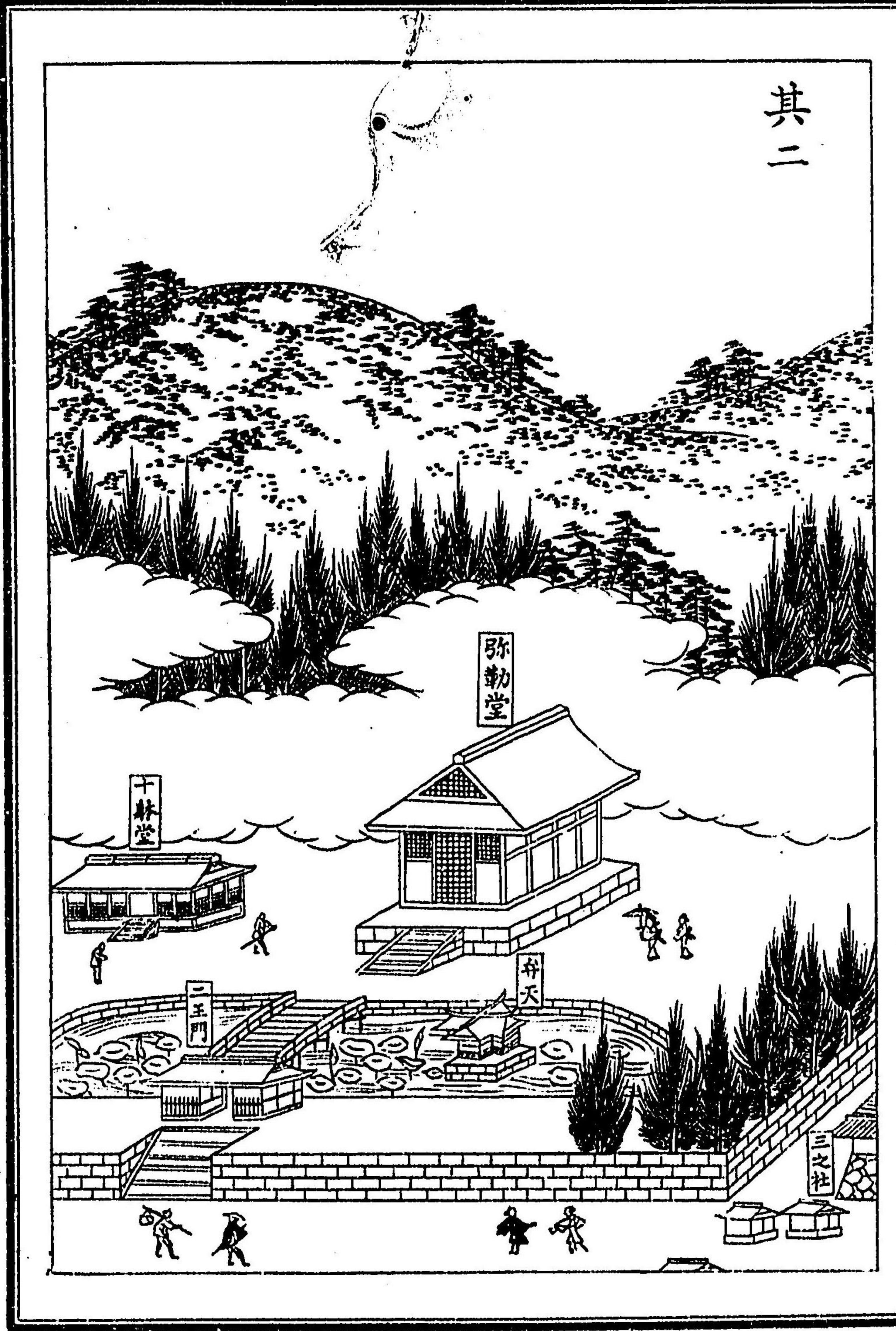
八幡は豊前國宇佐郡にあり、源津島姫、湍津姫、田心姫の三女
神を祭り、筑前國宗像の祭神も是に同じ、欽明天皇三十一女
祭す、八幡託宣ありて、見ぬたり、井上氏藏正宮傳記曰、此處は即

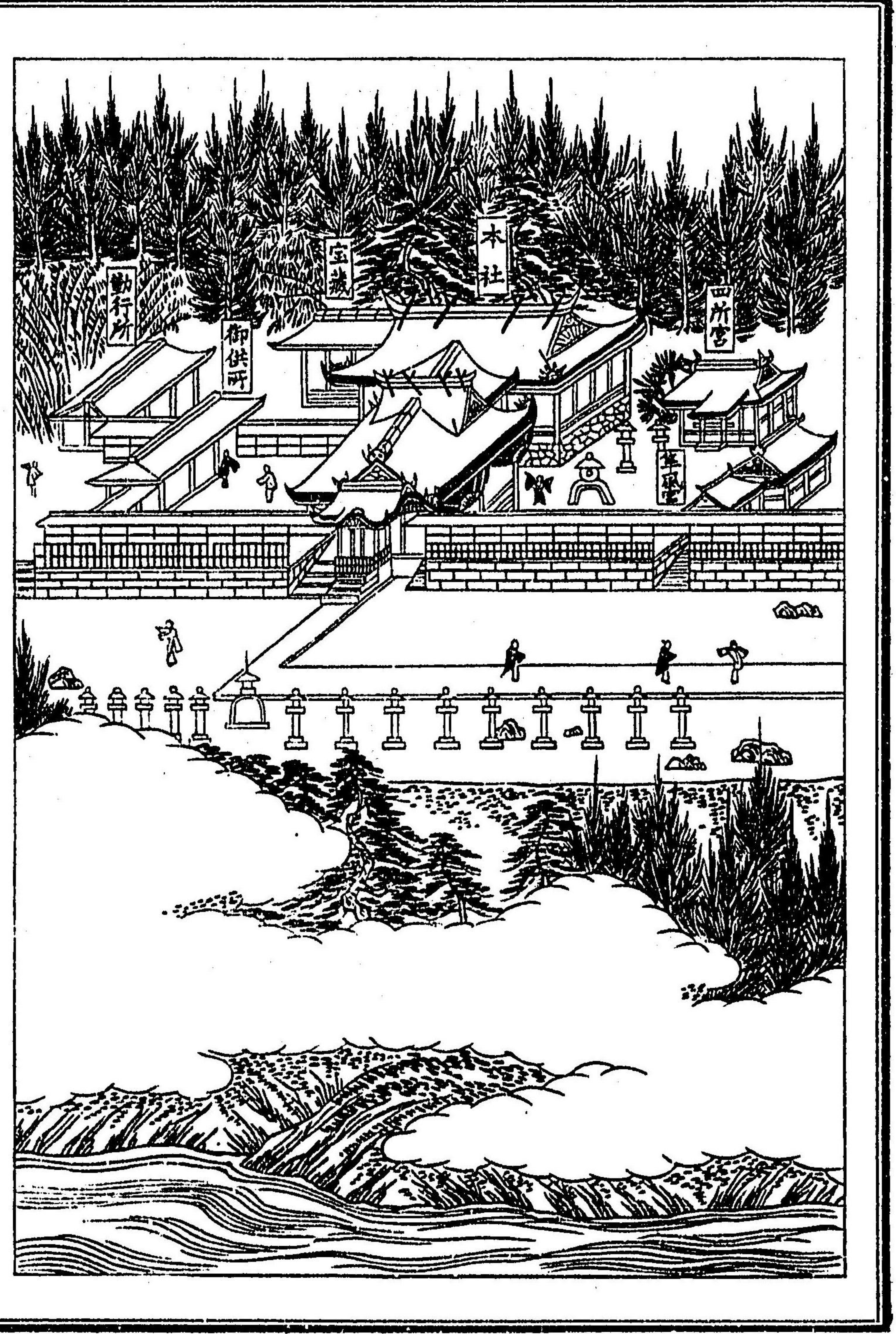
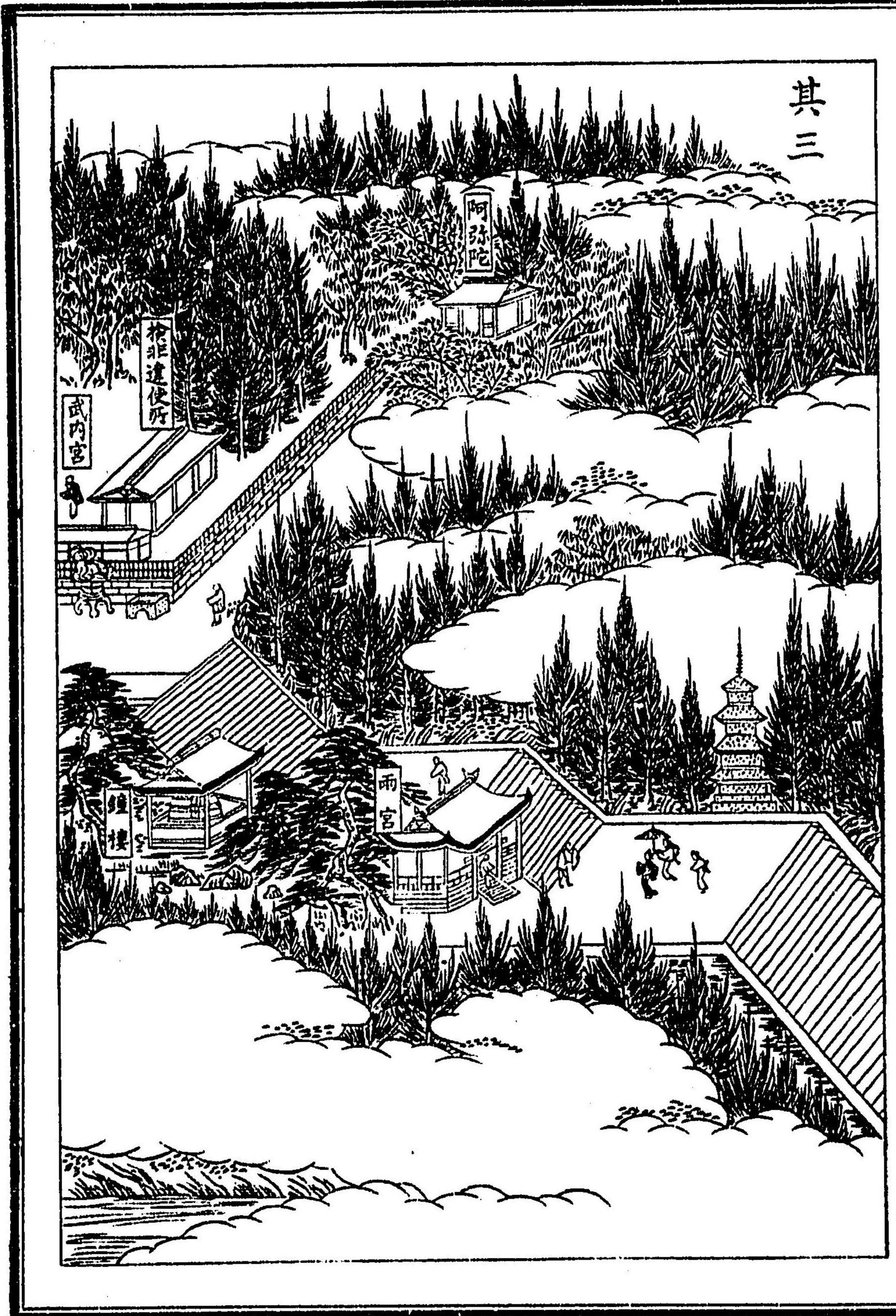
彦火々出見尊大宮を建て、都し給ふ舊址にて、其田址は石體
宮是なりと、石體宮は、下に附録す、正宮社家傳曰、石體宮は、彦

鹿兒島神社
石體宮
彌勒院



其二





火々出見尊の山陵と相傳ふ、今の正宮は、和銅元年御建立にて、其以前は、石體の地即宮床なり、又口碑に、鹿兒島とは、今の宮内の事といひ、又日當山朝日峯など呼ぶの地名、及び宮内とも、内村とも唱へ、正宮と稱し奉るなどは、即皇居の稱號に相近く、其證據を得たるべしと、朝日峯、即ち隣邑日當山にあり、宮内とは、正宮の邊、内村、見次村、内山田村の地に係り、方八町をいふとぞ、此に由り、且諸邑出見尊の御事蹟、及び書紀等を併せて、恭しく惟るに、尊加世田邑に生れぬひ、既にして、皇父瓊々杵尊水引邑に遷都し、彼地に崩せられ、出見尊は、此宮内を皇居となしぬひたるを、尊其兄火關降命、山幸海幸を互に易し時、尊其鉤を失ひしを、其兄より鉤を返すべしと責められ、憂苦して、海畔に行吟しぬひしに、鹽土老翁問て、其故を知り、是を憐れみ、無目籠を作り、尊を駕せ奉り、海宮に至らし

む、蓋し尊是より沿海南を指し、穎娃邑開聞の地より發して、海宮に到りぬふ、かくて海中丁寧に留めて、一魚を求め、其故鉤を得て、是を獻じ、其長女豐玉姬を配す、居ること三年にして、本土に歸りぬふや、内之浦邑邊に着き、都城邑の地に遷都ましまし、此地は火關降命に賜りしにより、其昆裔の隼人等に至り、大隅薩摩兩國の間を領知ありしなるべし、兩國隼人遺跡、日總説の卷、隼人の條に詳なり、大隅隼人は、其社家の説、石體宮を尊の山陵なりといへるは、正しき據なし、説は加世田の卷、高屋山陵一説の章に合せ記す、尊の御陵は、高屋山上陵と稱じ、内之浦にあり、又正宮とは、内裏の正寢の名にて、此に縁あり、欽明天皇五年、鹿兒島神社の上に雷電おひたしく、人皆奇異の思ひをなしけるに、八流の幡降り來り、示現の奇特ありて、
應神天皇、
仲哀天皇、
神功皇后を

會祭す、是當社を八幡と稱ずるの張本なり一説には、當社八幡祭神は、當社八幡神に同し、凡諸國八幡宮は帝の三坐とす、卜部氏所著の諸神徳記仲哀帝とす、是帝を祀して、一定ならず、今當社所祀、其出現の所は、石體宮なりしと云、實に八幡垂跡の最初にして、大隅州一宮なりとす、倭漢三才圖會にも、當社を載せて八流之幡顯坐、最初垂跡之地也といへり、後柏原院大永年中、筑紫五所の八幡を山城國北山庄に勸請し、是を五所八幡の別宮と稱す、水引新田宮の條に詳す、社家傳に據れば、今の正宮は、和銅元年の建立にて、其以前は石體の地宮床と見ゆ、或説には、當社歴代久しきの間、度々炎上に及ぶ故に、後世今の地に遷し奉るといふ、當社の火、諸書に所見を左に擧ぬ、

大日本史、堀川天皇寛治五年、辛未、十二月十三日、丁卯、大隅八幡宮火、原注曰、中右記、百鍊鈔、編年記、按要記、皇紀、並係六年四月、月、訛、又、頭書に、大隅八幡在桑原郡、鹿島神社、號正八幡、

出見彦火々又嘉保元年、甲戌、十一月十二日、庚戌、大隅八幡宮又火、原注曰、百鍊鈔、編年記、嘉保元年、當る、東鑑、元久元年、十月十七日、大隅正八幡宮寺訴申事、被經沙汰、是故右幕下、御時、掃部頭入道寂忍、爲正宮地頭之處、宮寺依申子細、被止其儀、訖、其後、又三箇所被補三人地頭之間、造營之功難成之由云々、乃今日所止、彼地頭職等也、帖佐郷地頭肥後坊良西、荒田莊地頭山北六郎種頼、萬得名地頭馬部入道淨賢云々、然れば嘉保より元久の間に、又火ありて、造營の事を鎌倉に訴へしならん、大日本史、後深草天皇、建長五年、癸丑、三月十二日、庚寅、大隅正八幡宮火、原注曰、編年記、是年、夏四月、丁丑晦、卜大隅八幡宮火、於軒廊、五月八日、乙酉、奉幣石清水、謝大隅八幡宮火、原注曰、百鍊鈔、又頭書、延議、似不忠、社記に、後村上天皇、貞和五年、己丑、即南朝、正二月十八日、正八幡宮火、應永十四年、丁亥、造營、

後花園天皇、文安四年丁卯、正八幡宮又火、長祿元年丁丑、造營、後柏原天皇、大永七年丁亥、十一月廿八日、正八幡宮罹兵火、神寶等盡爲燬、熾と見ゆ、天文廿年辛亥、大中公正八幡宮新建の事を、眞言僧日秀上人に命ぜられ、邦内に勸化して再興あり、此再興の時、日秀上人神異の事なり、當山邑三光院の條、上人傳記に詳なり、正親町天皇の叡覽に備へて、上京せしめ、神像を彫刻し、正親町、繪旨を賜て、永祿三年庚申、十二月十三日、新建の宮に遷座の規式音楽あり、此事三國擾亂且種々の神具及ひ獅子駒等の文飾をも改め、金欄の幡二十五流、白銀の幣二本を寄進し玉、ひ、神威ますく、新たなり、時に梅岳君南無八幡大菩薩の七字を冠りにして、和歌十一首を詠し、當社に奉納し、昔時は、勅使奉幣ありて、放生大會を行はれ、放生會下の事は、前寺の條にも見ゆ、併、祭式もおのづから大粧なりき、永和二年丙辰

正八幡總大宮司北村河内守入道了覺、寫すところの社務記、曰、每歲八月十五日、正宮濱下之神事には、騎馬武者二百六十人、神輿に供奉するの例と云々、永和二年は、後圓融天皇の年號なり、在昔此一事にて、その壯觀想ひ見るべし、今かゝる盛装には及ばざるも、終歲十餘度の祭祀、よく舊儀を存ぜり、その當社大宮司職、今は絶て、桑幡留守、澤、最勝寺の四氏、祠官たり、大宮司は、重職なり、延喜式に、八幡大宮司、以、大形、宇、大佐、國、主、命、を、知、る、孫、吾、田、片、遊、記、に、大、後、也、と、吾、田、片、八、幡、は、此、大、社、に、に、り、て、宮、殿、の、美、々、敷、留、守、幸、相、司、深、い、ふ、桑、畑、氏、な、ど、は、今、迄、六、十、餘、代、留、守、氏、惣、頭、な、り、す、べ、し、い、く、づ、れ、か、し、な、み、懸、頭、ら、ぬ、り、家、柄、な、れ、ば、國、守、後、寛、頼、の、成、經、の、三、人、疏、が、又、其、配、流、の、比、折、に、し、も、此、國、守、氏、位、階、昇、進、の、爲、と、京、傳、へ、登、聞、に、ひ、康、そ、か、の、室、自、疏、ら、留、守、氏、の、旅、宿、に、程、近、來、し、と、夫、承、頼、も、し、今、か、生、の、思、ひ、出、に、り、彼、大、島、に、の、ひ、國、を、は、

侍にれば、女ねの渡り、今一度相見なくも、尋た侍より有べきやは、思ひ入
 侍にれば、有守らば、是を感じ奉らば、誠わたりたり、去りて、下り給見
 へ、折だりきぬ、其後いそかなに渡り、今日は、風の具たして、大隅
 我、家に今日留置ぬ、いくら程なく、京にも相國の怒りしとて、一と、康
 付、経の二人居宮は、内歸の八幡宮へ、詣ら既に、大隅國加治木も、康
 面、隠り置けり、そのあらざる、島に、康を、我が家、婦に、打請つれ、て、夫
 守、氏社なり、其比頭より、今に、繁榮なり、係相、縁し、都に、殊かへ、今
 經、家も、洛のけり、こと、記宮内、執印、清通、といかへ、る、硫黄の島、宅に、流
 芦、田意、鶴の伯と、著し、局のに、雲遭、井遇、に、す、か、局へ、の、歌、うに、限、し、り、さ、あ、れ、少、將、返、深、し、に、君、は、り、か、る、り、る
 思、ひ、は、も、い、る、さ、め、の、山、の、れ、端、ば、の、こ、月、を、別、當、寺、を、彌、勒、院、と、云、建、久、八、年、薩
 隅、日、圖、田、帳、に、大、隅、正、八、幡、宮、領、或、は、正、宮、領、或、は、彌、勒、寺、領、と
 載、す、る、者、多、し、皆、當、社、の、神、領、な、り、鹿、兒、島、荒、田、八、幡、栗、野、郷、正
 若、宮、八、幡、の、如、き、當、社、神、領、の、地、故、に、其、社、あ、り、恒、吉、邑、に、も、投

谷八幡宮とて、當社の八幡神を祭るあり、又隣邑加治木は、舊
 此朝地の方域にて、毎歳八月十五日、加治木の濱邊に、神輿濱
 下りありし、因て今も加治木段土村に、正宮の行厩所ありて、
 八月十五日毎に、往昔神事の式を執行ひ、十五夜市とて、名あ
 る浮鋪を出すも、當時の遺風とぞ、廻ち當社の神馬昔しより、
 今に至り加治木に居る、加治木の卷、神馬屋敷の條に見ゆ、古
 昔神領神戸の大なるも、亦以て想ふべし、概河野通古上世は、諸家大
 吉、田、帖、佐、栗、野、悉、く、正、宮、の、御、領、と、見、ぬ、其、外、に、も、古、國、田、帳、に、
 彌、勒、寺、領、と、あ、る、は、正、宮、の、御、領、と、見、ぬ、其、外、に、も、古、國、田、帳、に、
 本、書、に、就、て、知、る、鹿、兒、島、神、社、と、載、ら、る、神、代、の、手、卷、に、云、國、分、火、正、八
 幡、宮、は、延、喜、式、に、鹿、兒、島、神、社、と、載、ら、る、神、代、の、手、卷、に、云、國、分、火、正、八
 出、見、尊、也、凡、そ、西、は、都、鹿、兒、島、神、社、と、載、ら、る、神、代、の、手、卷、に、云、國、分、火、正、八
 八、幡、宮、也、昔、は、都、鹿、兒、島、神、社、と、載、ら、る、神、代、の、手、卷、に、云、國、分、火、正、八
 高七百六十三石餘、抑此神廟を鹿兒島神社と號するに、兩説
 あり、其一説には、此地の沿海、荒古彦火々出見尊、書紀に所謂
 無目籠に駕り、海宮に出幸し、ぬへる舊蹟故に、無目籠より出

たる名といふ、按るに書紀通證曰、或曰鹿兒島、籠島也、以無目籠得名、と、書紀無目籠、其一書には無目堅間に作る、かくて堅間は古事記傳曰、籠の編る竹と竹との間の、堅く密りて、目の無を云りと、籠は唐韻云、竹器、和名鈔云、古と訓す、世に或は加古といふ、因て鹿兒島は、籠島也の説あるべし、其加古とは、堅間籠と謂ふべきの略言に似たり、一説には尊の山幸に因ての名と云、按るに古事記に火遠理命、亦名天津日高日子穗々出見命云々、火遠理命者爲山佐知毘古而取毛鹿物毛柔物、書紀に、彦火々出見尊自有山幸、一書尊能得山幸、故號山幸彦とあれば、彦火々出見尊は、火遠理命、一乃御名にして、山幸を得ぬふを以て、山幸彦と號し、平常獸の多き所を覓ぬひ、此邊鹿能く蕃息せしに由り、鹿島と呼び、尊能く其鹿を射て幸としぬへるゆゑ、古への 帝王こゝに尊を祀りぬふに、即廟號

となりしも謂ありと云べし、凡此邊、尊當時の聖蹟にて、兩説共に、此地の事實に出るは同しといへとも、薩摩の號も、山海の幸に因れるといひ、薩摩の名義は、薩摩の卷に詳なり、狩には鹿を以て本とするをなれば、山幸より出ると云ふの説、當れる歟、固よりその鹿とは、字典曰、鹿、則獸、而鹿子也、和名鈔曰、陸詞切韻云、鹿、斑獸也、和名加爾雅集註云、牡鹿、曰麋、日本私記曰、牡鹿、佐平之加牝、曰麋、和名米加、其子曰、麋、和名加吳とありて、鹿の子の事なり、然れども、鹿兒島の鹿兒は、鹿の子のみをいふにあらず、神代紀の天鹿兒弓、天真鹿兒矢等の如く、汎く鹿をいふなり、應神天皇の時、日向國諸縣君午、諸井と云者、女あり、髮長媛と名く、國色を以て聞ゆ、天皇使を遣して女を徵す、初め諸縣君朝廷に仕へ、年老て致仕す、於是親ら女を以て船に駕り、召に赴く、船中各皆角ある鹿皮を着て衣服とす、既に

播摩の港に至る時に會 天皇淡路島に獵し、遂に是を望、麋鹿多く海に浮て來と疑ひ、人をして往き視せしめ、則ち實を得て大に悦ひ、命して船に乗しむ、因て其港を鹿子水門といふ、又船手を呼て鹿子といふも、蓋此時より始る、書紀に見ゆ、是鹿の子のみの事にあらずして、鹿子といふ、亦以て證とするに足れり、島は、字書に海中有山と注し、是其本義にして、國號考曰、島とはこゝに周回に界限のありて、一區なる域をいふ名なり、本は必ず海のみならず、國中にて、山川などの環れる地にて、もいへり云々、亦島とは、一圍にしまりたる土地をいふなりと、本居氏もいへり、然れば鹿の多き一方域なるを以て、鹿島といへるなるべし、さて當社の原處、石躰宮の地は、出見尊の宮址も傳へ、其址に神社御建立あり、鹿兒島神社と號せられ、猶ち延喜式に、鹿兒島神社と載られ、當邑神造島

の出しを、續紀寶字八年に、鹿島信爾村此村の條は、前すの神之海と記され、又社より未方八町許、内山田村に鹿山といふ地名存り、里俗、或は鹿子山に作る、皆當昔此地鹿島といひし明證なり、其鹿島といへる地、往古廣く亘れるは、鹿兒島の卷、郡の說に詳なり、尊の御事蹟、左に書紀の文を抄録して、參考に備ふ、

○日本書紀抄

皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊云云、到於吾田長屋笠狹之碕云云、有美人、名曰鹿葦津姬云云、幸之云云、生出之兒號火關降命、次云云、生出之兒號彦彦火出見尊云云、兄火關降命自有海幸、弟彦彦火出見尊自有山幸、始兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利、兄悔之、乃還、弟乃箭而乞己鈎、鈎弟時既失、兄鈎無由訪覓、故別作新鈎、與兄、兄不肯受、而責其故鈎、弟患之、即以

其橫刀鍛作新鈎，盛一箕而與之。兄忿之曰：非我故鈎，雖多不取。益復急責，故火火出見尊，憂苦甚深，行吟海畔。時逢鹽土老翁，問曰：何故在此愁乎？對以事之本末。老翁曰：勿復憂，吾當爲汝計之。乃作無目籠，內彥火々出見尊於籠中，沈之于海，即自然有可伶小汀。於是棄籠遊行，忽至海神之宮，其宮也雉堞整頓，臺宇玲瓏，門前有一井，井上有一湯津桂樹，枝葉扶疏。時彥火々出見尊就其樹下，徙倚彷徨，良久有一美人排闥而出，遂以玉鏡來當汲水。因舉目視之，乃驚而還入，白其父母曰：有一希客者在門前樹下，海神於是鋪設八重席薦以延內之，坐定因問其來意。時彥火火出見尊對以情之委曲，海神乃集大小之魚逼問之，僉曰：不識，唯赤女比有口疾而不來，固召之探其口者，果得失鈎已而彥火火出見尊因娶海神女豐玉姬，仍留住海宮，已經三年，彼處雖復安樂，猶有憶鄉之情。故時復太息，豐玉姬聞之，謂其父曰：天孫悽然

數歎，蓋懷土之憂乎。海神乃延彥火火出見尊，從容語曰：天孫若欲還鄉者，吾當奉送，便授所得鈎。鈎因誨之曰：以此鈎與汝兄，時則陰呼此鈎曰貧鈎，然後與之。復授潮滿瓊及潮涸瓊，而誨之曰：潰潮滿瓊者，則潮忽滿，以此沒溺汝兄，若兄悔而祈者，還潰潮涸瓊，則潮自涸，以此救之。如此逼惱，則汝兄自伏云々。彥火火出見尊已還宮，一遵海神之教。時兄火關降命既被危困，乃自伏罪曰：從今以後，吾將爲汝俳優之民，請施恩活。於是隨其所乞，遂赦之。其火關降命，即吾田君小橋等之本祖也云々。後久彥火火出見尊崩葬日向高屋山上陵。

○詩歌

永祿二年庚申十二月十三日，正八幡宮遷宮の時、

梅岳君

千早振神代にはいと玉こがね

のべみかきたるこの殿つくり
むかしをもかへす袂のにほひ哉

天津少女の糸竹のこゑ

月も日も光をそへて家々の

千代のさかには神のまにく

寛永元年八月十日、慈眼公初て正宮へ御參詣の時、
たのみおく神路の山の松ふりて

常磐かきはに祈る行末

文明十年戊戌九月十二日、甫詣大隅正八幡宮、謹賦小
詩、以代青詞、

釋桂菴

千年廟倉古洞深、家國競傾崇仰忱、

不用周人論戰栗、宮前松柏翠森々、

○石體宮 鹿兒島神社の東北徑直三町計にして、鬱然たる
林樹の中に崇奉す、この石體は、即、出見尊の初都し給ひし宮
址にて、此所に神廟を建、石の御神體を安置し奉らる、是、鹿兒
島神社の原處なり、今の地に遷宮ありて、神石は猶舊のごと
くこゝに留め祀れるなり、土人の説に、此神體の石は、坤軸際
より生出たるを以て、人力の能く動すところにあらず、因て
本の宮床に齋ひ奉り、欽明天皇五年、八幡垂跡ありしも
此處なりと云へり、むかし豊前州宇佐の宮の神官等、此八幡
の事を信ぜず、三使を遣して是を焼かしむ、何れの歳を詳か
にせず、四月三日來りてこれを焼く、石體忽ち決裂して、中に
正八幡の文字あらはれたり、三使大きに恐怖して逃歸る、一
人は立どころに死して、一人は途中で死し、一人は宇佐に至
りて死す、皆神罰を蒙れり、一説に芋莖を焚て是を焼けるに、

その煙空さまに立昇り、結て正八幡の文字をなし、數日をへて消へず、當邑の習俗、四月に至れば芋莖を食ふことを忌む、是その由縁とぞ。此石體は秘物にて、藁薦を以て其體を覆ふ、毎年其薦を更るの例にて、祠官桑波田氏潔齋して内陣に入り、薦更の式あり、しかれども深く密封して、他人は敢て近き覲ふを得ず、宮前には小石數百塊、累々積堆するを小丘の如し、凡、旅行するもの、此神に詣て、この一石を祈求て持去り、再ひ歸來の時、別に一石を加添て上るの俗あり、是出見尊一且海宮に幸まして、再ひ本國に歸玉へるの故事を、あやかり學ふところなり、

○彦火々出見尊皇居 前文に見ゆ、

○什寶潮滿瓊、潮涸瓊 兩顆の玉なり、潮滿瓊は蒼色にて、潮涸瓊は白色なり、大、鶏卵より稍大なり、是出見尊海宮より授

り給へる所なりといひ傳ふ、此二瓊の如き、願娃開其神瓊なり、 △鎧一領 △冑一頭 △眉尖刀一振 △刀一口 以

上の四品は 大中公の御寄附と云、此外奉納品多し、

○隼人狗 正宮の神藏に、隼人狗の面像あり、里民呼て御獅子といふ、蓋其像猊頭に似たればなり、書紀所謂是、以、火酢芹命苗裔、諸、隼人等、至今、不離、天皇宮牆之傍、代、吠狗而奉事者也、延喜隼人式曰、凡、踐祚大嘗日、隼人分陣、應天門内左右、其群臣初入發吠、又行幸經宿者、隼人發吠、又曰、凡、威儀所須、橫刀一百九十口、楯一百八十枚云々、以、赤白、土、黑、土、畫、鉤形、その隼人執る所の楯に、鉤形を畫くは、失たる徴られし故事を、後世まで示さるゝなり、是等を以て、隼人狗の來由見るべし、

○木魚粧齋 當社三月十日の祭禮に、鳥居の邊、左右中央となく、義鋪を出す事夥し、其中いにしへより鯛の魚とて、彩色

を施せる木魚と、粧奩などの土産を賣鬻く、是海宮にて赤女魚と、豊玉姫嫁粧の古事を傳ふとす、一説に、木魚を鬻くは、放生會の遺風と云、

○四所宮 本社の左にあり、大御前、若宮、若姫、宇禮姫の、四坐を祭る、或曰、大御前は、豊玉姫、若宮は、葺不合尊、若姫、宇禮姫、此二姫、蓋出見尊の皇女歟、一説には、大御前を云はず、久禮姫を加へて四坐とす、諸神記に、八幡若宮四所御事、若宮、若姫、宇禮、久禮、又云若宮四所者、應神天皇之皇男女也云々、見たり、

○隼風宮 所在前條に同じ、日本武尊隼人を討給へる録を以て神家とせしが、往古焼失して今なし、或説に、隼風は、書紀所謂迅風にして、豊玉彦を祀るにあらずやと云、

○武内宮 前條同所にあり、武内宿禰を祀る

○檢非違使所 是亦本社の左方、武内宮の後にある、

○寶庫及び御供所、勤行所 皆、本社の右にあり、

○鐘樓 本社より己午方、二十八歩許、廟道石階の南傍あり、大鐘を掛く、文和四年、乙未、孟夏掛る所の銘あり、

○兩宮 本社より、己の方、三十五歩餘、廟道石階の南側にあり、猿田彦大神なり、早天には、此宮に祈雨をなす、

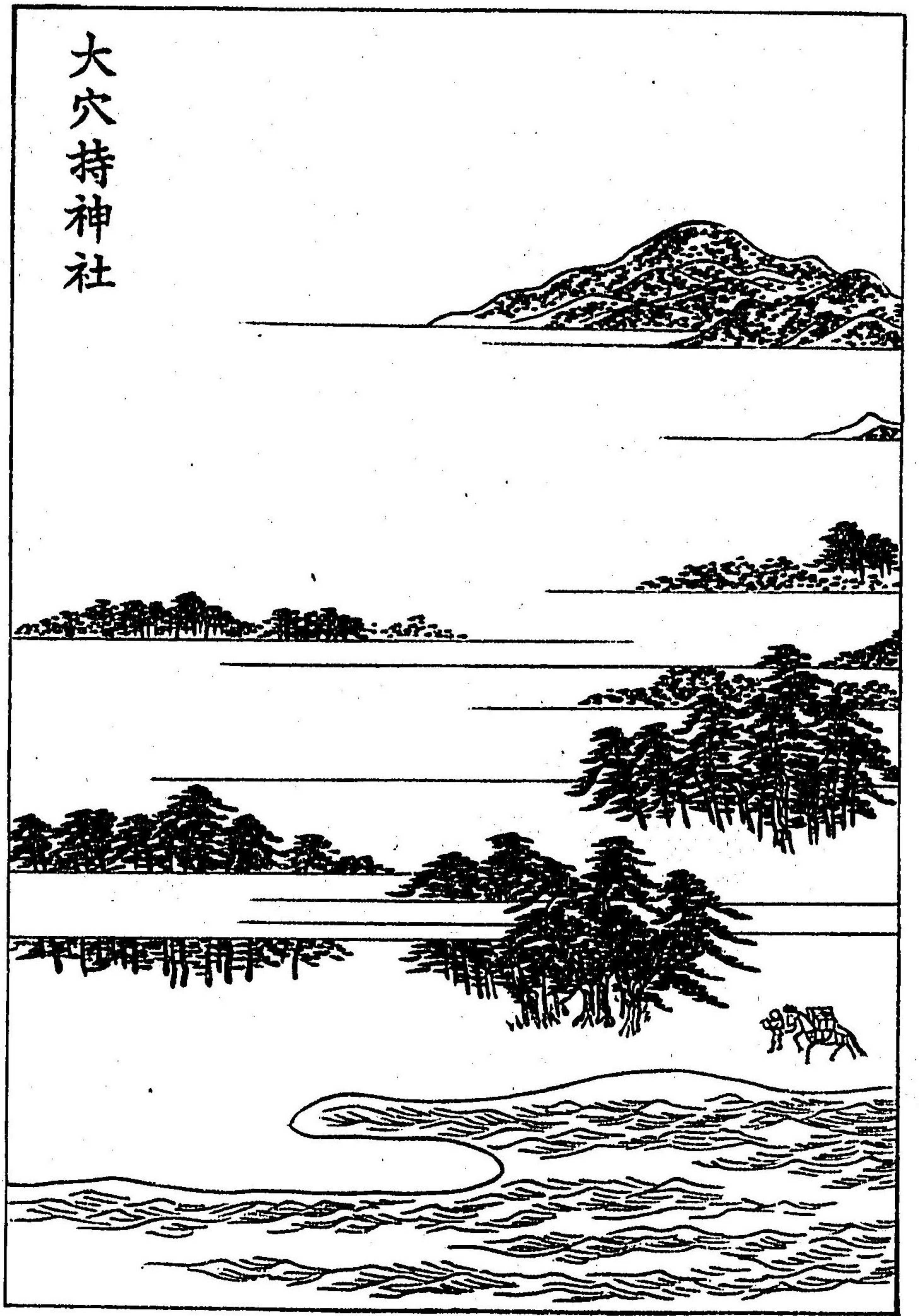
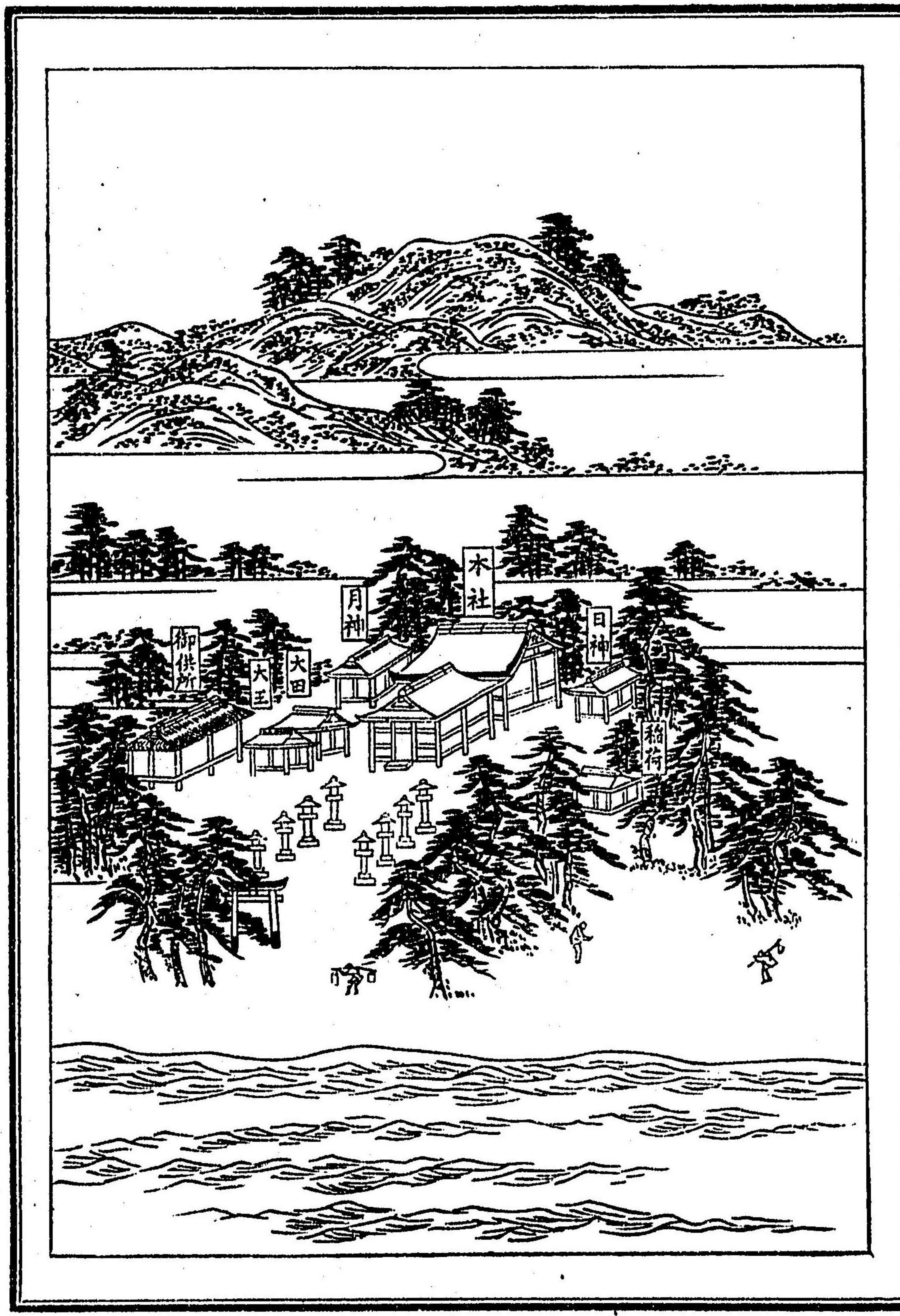
○兩隨神祠 本社より辰方、五十三歩許、廟道長階の下にあり、左、豐盤間戸命、右、櫛盤間戸命、

○三之社 本社より辰方、二町許、廟道にあり、第一社、磯良豊姫、第二社、武甕槌命、經津主命、香取大明神、以上二社左方、第三社、火闕降命、大隅尊、此社右方にあり、按に、大隅尊、蓋火闕降命の遠裔、大隅地主、隼人の祖なるべし、又宇佐縁起に、磯童は、海神の子孫、安曇之磯良是なり、豊姫は、神功皇后の妹としるせり、此他、末社小堂の類多し、

伊勢大神宮地頭館より 上小川村にあり、天照大神、素盞鳥命、手力雄命の三坐なり、例祭九月十九日、十一月中酉日、初め今の社より西方三町許、大森の下今地頭館に鎮坐ありしを、慶長の年、貫明公濱之市を去て、新城の麓に移りぬふや、志願により、爰に遷祀して、當邑の總鎮守となしぬふ、當時造立の上、梁牌に、慶長七年とあり、社司斜木某、

大穴持神社地頭館を距るこ 小村の海邊に在り、祭神大己貴命、相殿左に少彦名命、右に大歳神の三坐なり、祭祀九月廿九日、十一月初丑日、延喜式、大隅國贈唎郡大穴持神社、此社なり、大穴持は、即大己貴にて、大名持なり、高きを美る詞、人に向て汝といふも、名持てふ謂なり、萬葉集には、大汝にも作る、延喜五年、正月、社司谷口某が呈狀に、初め社は宮洲に在りて、神躰は石像なりとあり、今木坐像なり、其宮洲は今の社地を距ること午方八町許りの海中にあり、前に出せる神造三嶋

の一、後海に没れ、潮退時は、徒涉すべしといへるもの是なり、
續紀曰 光仁天皇、寶龜九年十二月、前此、神護中、大隅國之海中有神造島、其名曰大穴持神、至是為社焉、按ずるに、寶字八年、神造島涌出し、神護二年に至り、其神造新島震動息ざること、續紀に見ゆて、詳に神造島の條に載するが如し、然れば、寶字八年より、是に至り、凡十五年、新島震動も息て、今の宮洲の島上に祠宇を創建ありしを云なり、其嶼没するに及んで、爰に遷延ありしなるべし、毎月朔日の夜、小村の海中より火出て、當邑治下、若宮八幡の庭前に至る、其火大さ、灯心燭の如く、地を去ること五六尺、一條の火道ありて、他に散行かず、人も亦その火道に屋舎を營ず、俗に大穴持の火といふと、或人の書けるものに見ゆ、又この小村には、麻を栽ることを禁ず、又蛇生せず、古來當社より蝮蛇を除く神符を出す、奇驗あり、谷



大穴持神社

口氏世々社司たり、

○末社 日神社 △稻荷社 以上の二社、本社の左にあり、

△月神社 △大田社 △大王社 以上の三社、本社の右

よあり、

韓國宇豆峯神社地方頭館三町辰 上井村、宇豆峯の麓にあり、社

家傳に、春日大明神、彦火々出見尊若宮八幡を祭るといふ、神

三坐の外、同殿に佛源亮房覺通の所安とぞ、例祭正月元日、

二月初午日、九月九日、十一月初午日、延喜式、大隅國、贈啖郡、韓

國宇豆峯神社是なり、宇佐記辛國辛國に作る、神社撰集云、始め宇

豆峯の嶺よあり、謁祭に便りならざるを以て、今の地に遷し

祭とか、宇豆峯は、今の社頭より申方、五町許りにある野岡な

り、當社に永正元年以來の棟札あり、此所に遷されしは、永正

以前なるべし、當社は、大隅國五社の一なり、其四神社は、當邑大鹿

社と持す、是延喜式所載大隅國五坐なり、宇佐記曰、欽明天皇

三十二年、二月癸卯、豊前國宇佐郡、菱形池、上小倉山、邊有神、託

三歲兒、告異人大神、比疑曰、辛國城八流之幡降、辛國地名、在大

我是日本人王十六代、譽田天皇、廣幡八幡、應也、是 應神天

皇靈を見はし給ふ也、こゝに八流の幡を降されしなり、按に

韓國、亦虛國、嶽此嶽は、跡に同じく、薺之空國の義に似たりと

いへども、然らず、此地いにしへ、韓國城と號し、韓神に由あり

と見ゆ、所祀五十猛命、韓神曾富理神の、三坐なるべし、この神、

筑紫に在て、或は種樹を掌り、或は韓地に渡相し、或は韓郷防

禦使となる、興名帥曰、韓神、次曾富理神云々、韓神掌踵、素盞鳴

尊之武、以豫爲韓郷防禦之備也、曾富理神、曾富理、添副之謂、夫

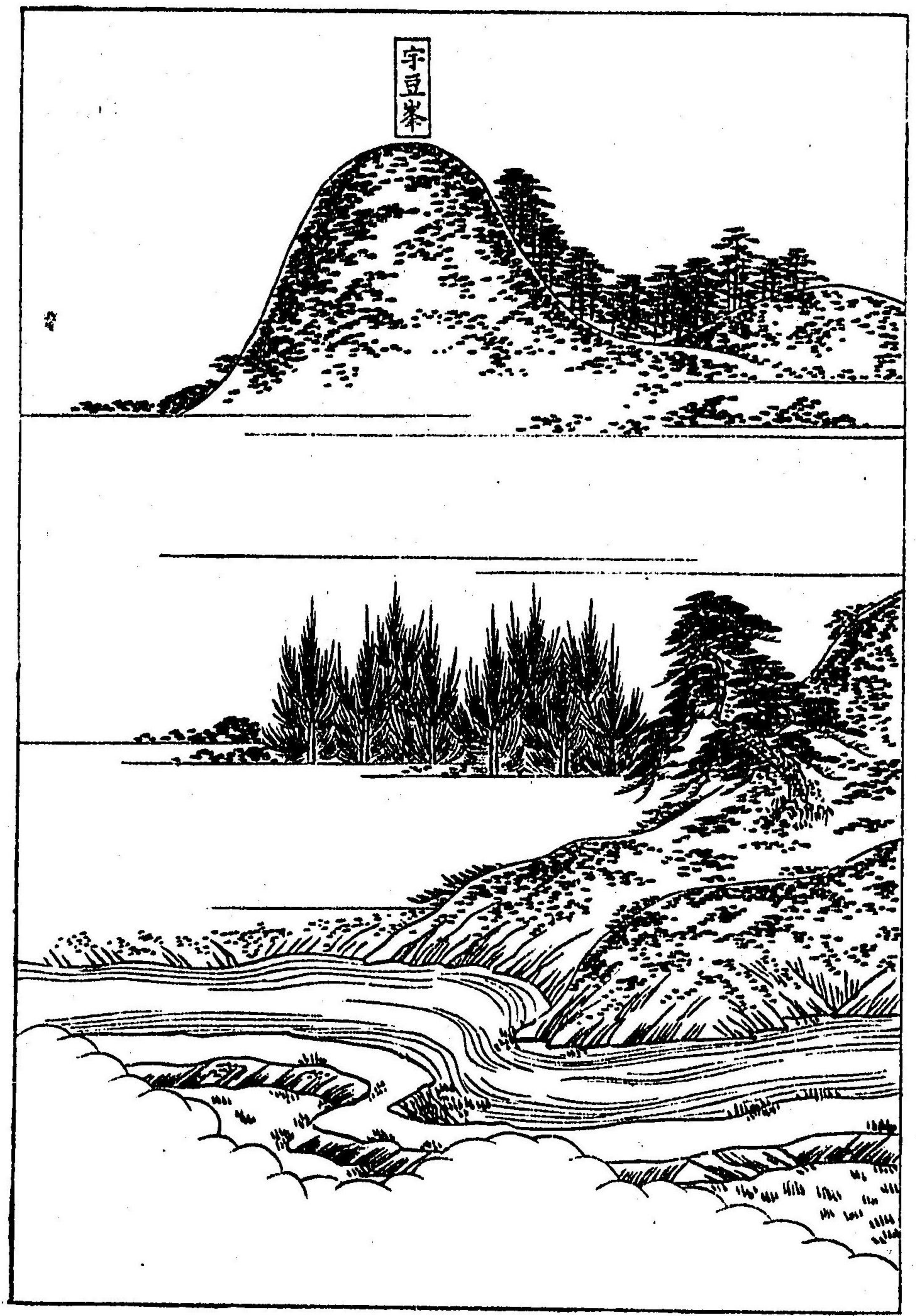
韓郷以滄海、分三域、其地隣接于西州、以生鎮邊焉、此神與韓神

同掌、爲國家守邊要也、式所謂韓神園神是也云々、これを以て

韓國宇豆峯神社



宇豆峯



考ふれば、則ち當社は韓郷防禦の神たる故に、西陲に祭り、韓國を以て社の號とし、其韓國城と稱するが如き、亦因て名けしならん、夫三韓の國は 神功皇后初て征伐し給ふ後 應神天皇の御宇、盡く臣服朝貢す、乃ち後世 天皇を以て異賊降伏するの軍神とす、而して此韓國城に靈を見はし玉ふもの、因縁ありといふべし、前に所謂社家傳の三神、其祀る所以を辨ぜず、是を以て此説に及ぶ、猶博識是を正すことあらんことを欲ず、社司斜木某、

○末社 威徳大明神社 △一之宮 △天一神社 以上の三社、本社の右にあり、

早鈴神社 中地方、二里許 小濱村に在り、祭神伊勢大神宮、相殿、瓊々杵尊、豊秋津姫命、天兒屋根命、太玉命、天鈿女命、石凝姥命、以上左位、常世思兼命、手力男神、玉祖命、豊盤間戸神、櫛盤間戸神、

以上右位、各木上坐十二休、其早鈴とは、伊勢の大神宮を折鈴五十鈴宮と稱するより出しなるべし、例祭十一月初酉日、棟札に、嘉吉四年、申子、三月廿二日、奉造立、早鈴大明神社一宇、大願主藤原次平とあり、慶長九年、初夏より、月を彌りて雨ふらず、苗代水涸れて、淺芽生の燒野となり、なんとて、人の歎き大かたならざりし時、貫明公親から此神祠に詣玉ひ、雨を祈りて歌を詠じ玉ひける、

五月雨の雲かさなりて日比ふれ
なへて早苗のうるふばうりに
山めぐる雲のさそはば雨おちて
大御田小田の早苗うるほせ

此二首の歌を書て、神廟に納玉ひしかば、即日より大雨連りに降りて、盆を覆すがごとく、封内遂に旱魃の患を免かれけ

り、是よりかの所の民、毎早には、輒ち此御歌を短冊にうつし、旗頭に繫け、當社に詣て、金鼓をならし、舞踊をなして、祈請ふに、雨ふらずといふとなく、今にいたり幾ど二百五十歳、閭村早損の難を受るもの、竟にこれなく、古より雨を祈りて、當時其驗を得るは、往々これあり、公の其感を致しぬふとは、唯當初のみに止まらず、數百歳の今に及び、猶應徵の揭焉く、民その恩殖に頼るもの、實に希世の遺澤なり、社司有馬某、

住吉一之宮稻荷神社、申方、一里餘、住吉村、富隈御城跡にあり、三社の神を合祀す、住吉大明神、一宮大明神、稻荷大明神、是なり、例祭十一月初午日、當社は往古住吉一神にて、地名も住吉崎と云へり、永和元年、齡岳公一宮大明神を會祭し、大隅國守護神となしぬふ祭神、得佛公及び、公の御夫人坐並に御なり、於是専ら一宮大明神を以て當社の稱號とせり、慶長二

年、六月、貫明公社内に稻荷傳を勸請しぬひ、遂に稻荷社と唱ふ、社司中馬某、別當重蓮寺、

枝之宮方、頭凡十八町、西野口村にあり、祭神詳かならず、例祭十一月初酉日、社司斜木直記語りて曰、いにしへ拍子橋にて、日本武尊の討玉ひし、大隅隼人の四肢を、爰に埋め祭るゆゑ、枝之宮と號するよし、いひ傳ふと、本地彌陀薬師觀音を安置し、其裏に、寛永十一年、二月吉日、佛師端田井重利と記せり、高塚山神廟辰、己方、二里、下井村に在り、例祭十一月中、申日、

○和歌

貫明公富隈城に在せし時、崇敬し玉ひ、法樂の連歌、及び山口中山奥山の三詠あり、
山口
あづさ弓春のとなりに咲そめて

山口しるくにほふ梅が香

中山

しら雪のふりつもりたる中山に

わけつゝいるや鹿子いもり子

奥山

おく山に跡たれてます神垣も

心やなびくやまことこの葉

○華表松 社前に枯松樹一株あり、華表松と號す、昔時は二株ありしに、官よりこれを伐て、材用となさんとす、前夜夢に山神來て伐るとなからんことを請ふ、故に人を遣してこれを止めしむ、道遠く人至るに及び、既に斧を加ふといへども、伐るを罷めけるとぞ、其後一株は、大風に倒れて、今に存る所の一株、猶斧痕ありと云へり、

守君神社 西地頭方十三町 曾小川村、府中にあり、祭神伊弉諾尊、伊

弉册尊、例祭二月初卯日、六月廿九日、九月廿九日、十一月中卯日、建立の年月詳かならず、曩昔大中臣姓、姫木氏、世世所祭の神なりし、大隅一州の總社にて、田祿若干石、社職數十戸ありて、祭祀には、流鏑馬等を張行せしとぞ、今其馬場を傳ふ、社司谷口某、

久満崎神社 方地頭二町 上小川村に在り、祭神大山祇命、例

祭九月九日、十一月初申日、當社は往古國分の宗廟にして、今の社山の嶺にありしを、爰に遷したるといひ傳ふ、慶長中貫明公伊勢大神宮を新城の麓に建られ、總鎮守に定め給ひしより、上小川村の生土神となれり、元祿八年、火災に罹り、記録焼失す、今社人斜木某が家に、永徳二年、壬戌、三月十日、神領地三十三町餘寄附ありし、古目錄、及び文明六年、再興の上梁

文を藏む、

神社合記 稻荷社 上小川村にあり、祭り十一月三日、慶長十二年、丁未、八月 貫明公 慈眼公建立し給へると云、其棟札に地頭山田越前入道とあり、別當金剛寺 △熊野權現社 畠中村にあり、祭十月朔日、十一月朔日 文祿四年、乙未、十一月、濱之市鎮守の爲 貫明公創建しめ、棟札に奉行山田越前入道理安と見ゆ、社司中馬某 △諏方社 上井村にあり、祭七月廿八日、慶長七年、壬寅、正月 貫明公造立の棟札を傳ふ、社司山元某 △乙宮權現廟 下井村にあり、奉祀豊玉姫、祭九月十九日、十一月初酉日 △八龍權現社 福島村にあり、神体祭十一月初酉日、永祿元年の棟札を藏む △龍王宮 上小川村にあり、當邑古來雷擊の災ひ多を以て、これを鎮めんが爲、慶長中建立ありしと云、且、旱魃の時は、此宮に祈雨

をなす △八幡宮 曾小川村邑治下にあり、昔しは今の社地より、西南四町半許、蛭田と云地に鎮坐す 貫明公此處に移し給ふ、

佛 寺

鷲峯山、靈鷲山寺、彌勒院 地頭一里許 内村正宮、鹿兒島華表の 内にあり、即ち正宮の別當寺なり、武州天台宗東叡山の末にして、本尊釋迦如來、不動明王、初め釋性空開基にて、彌勒寺といひ、古來正宮の別當なりしに、廢に及んで久し、故に創建の年月等傳はらず、性空當國に來れるは、應和保の頃、空の事は、曾於邑華林寺の條に詳なり、又建の久八年圖田帳に、彌勒寺領あるは、前に鹿兒島神社の條に記す、 淨國公致仕の後、享保八年癸卯の歲、再興して、田を寄附しめ、東叡山の末となし、憲英法印をして爰に住せしめ、且、憲英を、石井宰相行康の猶子とし、大僧都に任ず、則中興開山たり、寺領高

三百石、

○彌勒堂 彌勒院境内にあり、長壹丈六尺の彌勒佛を安置す、初め正宮の山にありて、頗る廢に及ひしを、享保九年、憲英法印爰に移して、再興せりとす、

○十牀堂 彌勒堂の右に在り、大威徳明王、馬頭觀音、愛染明王、不空絹索、千手觀音、金剛吼菩薩、龍王吼菩薩、無畏十力吼菩薩、雷電吼菩薩、無量力吼菩薩の十牀を安す、是又正宮の山にありしを、寛保元年、憲英法印こゝに移して、再興せり、

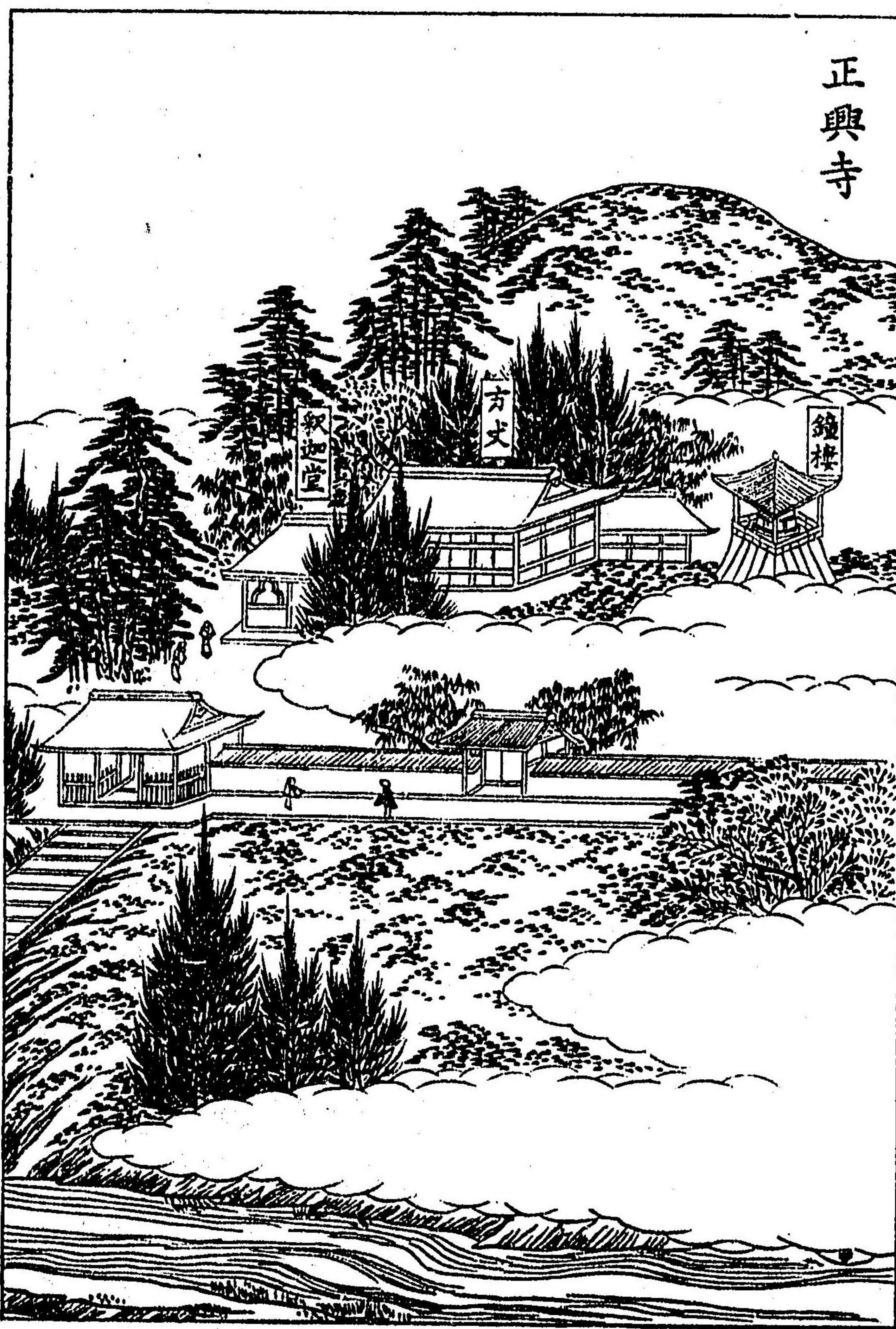
○白鷺池、及び辨才天宮 彌勒堂の前にあり、白鷺池と呼ぶ池中に宮あり、辨才天を崇む、元文五年、憲英法印建立す、

靈鷲山正興寺 地方頭館より成 内村にあり、京都臨濟宗五山の中、建仁寺の末にして、本尊釋迦如來 九坐像、長二尺、速慶作、夾侍迦葉、阿難、長二尺八寸、本作、開山佛智圓應禪師、元弘三年七月廿三日、寂す

弘三年、正慶と改元す、故なり、元當寺は、永仁中創建にして、正宮八幡の本地所、三箇寺の一、國外二ヶ寺は、正高寺は、下の正なりと云、二世坦然和尚 貞和四年戊子五月廿五日寂 開基にして、圓應は、勸請開山なり、天文十六年、八月廿八日、十刹の列たるべきとの綸旨、及び將軍義輝の台翰あり、

○山門 左に增長天 尺立像、長八寸、右に廣目天 尺立像、長上を安す、其左の一天は、貞治五年 齡岳公改造し給へる文に持國天王とあり、其後、永祿七年、二天再び造立ありしと見ゆ、かくて元祿中の古簿には、既に左、增長天、右、廣目天と記す、按ずるに、大永七年、本田紀伊守董親 領水叛す、正宮其兵火に罹る、當寺は其近隣なれば、蓋し初の二天、當時焼失せしを、三十七年を過ぎ、永祿七年再造するに及んで、增長天を安置せしなるべし、

正興寺



○十境 靈山淨土、石體宮、八相石、佛石岩、虚空會、竹林精舍、白鷺池、指月橋、玲瓏巖、悟道井、是を當寺の十境とす、且、後山を巨鼈島と號し、是に寺山號靈鷲と、十境を加へて、十二境と云、

梅靈山、無量壽院、正國寺地頭館より中、内山田村にあり、南都

律宗西大寺の末にして、本尊阿彌陀如來、坐像、開山圓秀和尚大西

寺慈子上、當寺は、正宮八幡の本地所、三箇寺の一なり、由緒書

を見るに、龜山院の時、異賊襲來り、勅宣に因て、逆徒追伐

を祈り、天下泰平國家安全の爲に、南都西大寺興正菩薩に命

ぜられ、一國に一寺を建立あり、當寺は隅州の一寺なるよし

いひ傳ふと記せり、按に、龜山帝文永中、西夷蒙古の兵船、

對馬に來り、又高麗より我日本を侵すことあり、位を、後

宇多帝に譲り玉ひし後までも、弘安中蒙古船四千艘萬艘は六

云、襲ひ來りしと見たり、されば、帝法皇となり玉ひし

後、異賊降伏の爲に、興正に院宣を賜り、建玉ひしものなるに
や、その諸國に、帝一國一寺の勅願所あることは聞かず、

又由緒書に、元徳二年創建とあり、元徳二年は、後醍醐帝

の年號にして、龜山帝崩し給ひて、凡、二十五年の後なり、

素より興正菩薩は、元徳より四十年許前、正應三年に寂し、元

徳中の僧にはあらず、寺傳元徳二年といふは、誤りなるべし、

又曆應五年、六月、時の住僧、當寺修營等の事を奉行所に訴へ

し文に、來由を書して、元徳年中草創也と記しぬ、誤を傳ふと

いふべし、當寺筒藏の本所御教書に、曆應元年、正宮放生大會

を行ふべき院宣を下されしと見たり、當寺中古までは、當

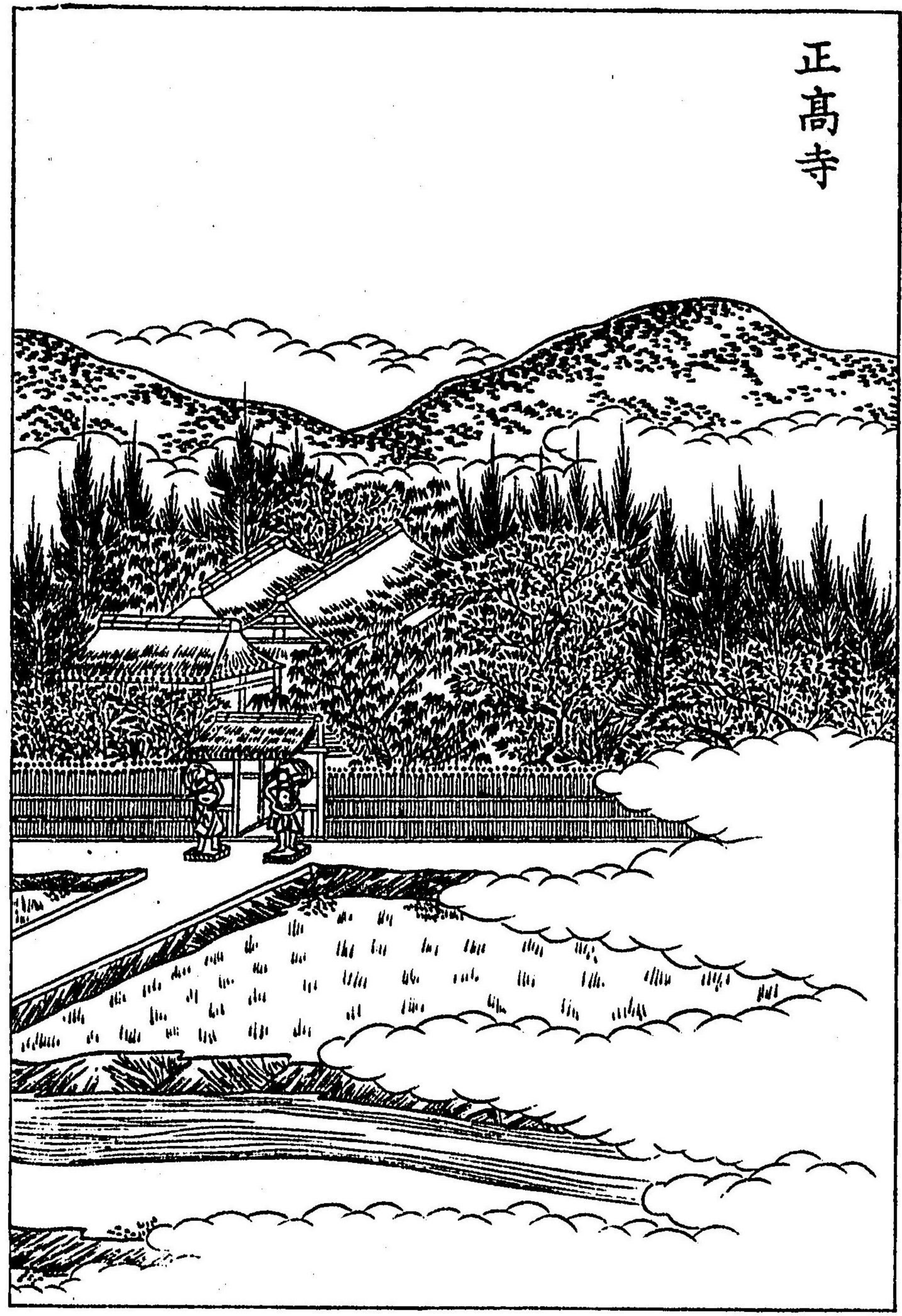
村の原口巴今の寺地許より、といへる所にありて、正宮の戒壇所

と名つけ、八月十五日、濱殿くだりの時、神輿を安鎮し、放生會
ありしとぞ、今其神事絶てなし、例年其式のみあるよし、いへ

正國寺



正高寺



り、其舊寺地に、四天王増多開天、吉祥天、持國天、の石像、及び五重の塔二
基残れり、又曆應四年、五月十九日、當寺を以て、本所御祈願寺
となし給ふ、御教書を傳ふ、昔時は六箇の支坊あり、

○寶物 般若心經一卷、 龜山院宸筆、 △連歌百韻一卷、
後小松院宸翰、 △辨才天像、 弘法大師筆、 △唯識論鈔一
軸、 西大寺興正菩薩眞蹟、 △天照大神宮像、 雪舟筆、

寶來山、成菩提院、正高寺、地頭館一里、 内山田村にあり、本府眞
言宗大乘院の末にして、本尊準提觀音、坐像一尺六寸、開山一
慶上人、當寺は貞和四年の開基にて、正宮八幡の本地所、三箇
寺の一なり、持佛堂本尊に不動明王、師立像、弘法、大初め山院の
號なく、寺號のみありしを、慶長八年、准三后の許可を受けて、今
の山院號を得たり、何れの時、大乘院末となること詳ならず、
昔しは東前坊、南藏坊、岩井坊、西之坊、曼荼羅坊、尾崎坊といへ

る、六坊ありしが、皆廢してなし、

太平山國分寺、地頭館より中 上小川村にあり、當寺は 聖

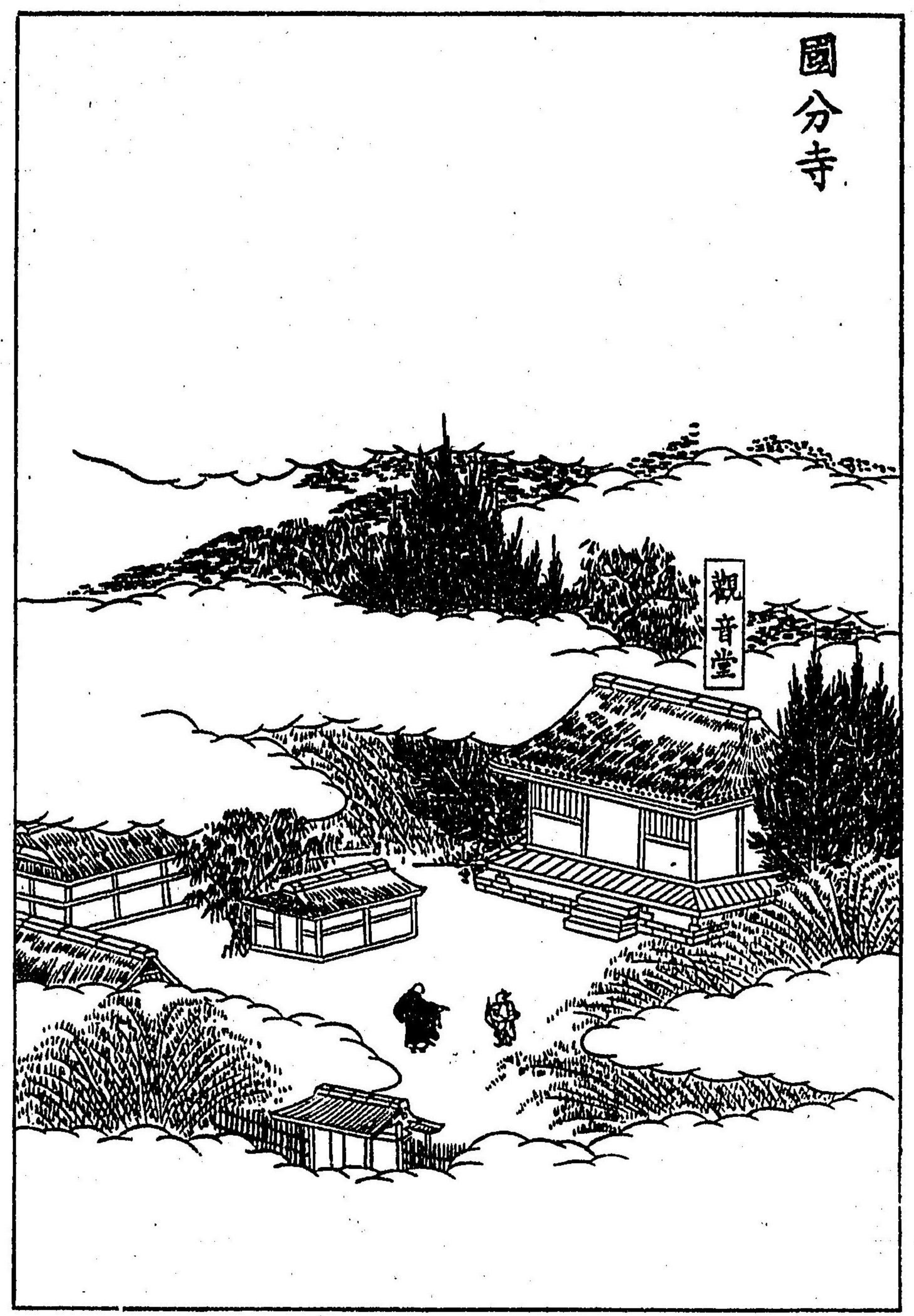
武天皇勅願に依て、天平十一年、國々に國分寺を創建し給ふ、
其一なり、是地往古大隅國の都府故、爰に建られしなるべ
し、行基僧正を以て開基とし、行基自作の聖觀音、木坐像、長一丈一尺、

堂許に在り、を安置す、續紀天平寶字四年に曰、東大寺及、天
下國分寺者、本光明皇后之所勸也云々、光明后は、即ち聖神皇

正統記云、此御代大きに佛法をあかめ給ふこと先代にこほ
たり、東大寺を建立し、金銅十六丈のほとけをつくらる、又諸
國に國分寺、及び國分尼寺を立て、國土安穩の爲に、法華最勝
兩部の經を請せらると云々、本朝通紀、天平九年、每州に國分
寺を立と記す、年紀違へり、九年より十一年に至りて、建立せ
られしにや、往古天台宗の伽藍なりしに、數百歳星霜を経て、

いづれの時にや荒廢に及べり、かくて天文中、清水邑曹洞宗
 楞嚴寺八世、代春和尚、大文廿一年、遷化、再興して、中興となり、楞
 嚴寺の末刹とす、後奈良天皇天下安寧の爲とて、金泥の
 心經を諸國の國分寺に納め給ふ、勅使四辻參議中將季遠、天
 文十一年、壬寅、六月下旬、日州山東に下着す、公卿補任、天文十
 季遠、左中將、正三位、五月、日向國、東に下向、時に日隅大亂起りて、
 通路を斷つ、因て心經を伊東大膳大夫義祐に屬す、義祐使僧
 をして、大隅守護代本田紀伊守董親に轉致す、董親これを領
 して、是年十一月四日、當寺に奉納す、事は、義祐七月四日の書
 許にみぬたり、心經は、紺地金泥を以て、書き、白木の函に納め、
 雲和尚、寛永十六年、九月十四日、遷化し、又廢に及びしこと數
 十年、元祿四年、州安といふ僧重興して、こゝに居住す、爾來退
 轉なし、寛永十六年、己卯より、元祿四年、今や寺は主僧一口の草

國分寺



庵なりといへども、廻國修行納經所となりて、參詣の徒絶ず、
觀音堂の左に、五重の石塔あり、康治元年、壬戌、十一月六日と
銘す、今に至て凡そ七百餘年に及ぶ、又寺邊一町方許地中よ
り、古瓦を堀出すことあり、其瓦厚きこと三寸に餘り、或は布
目、或は綱形などあり、當寺草創天平十一年己卯より、今、茲天
保十二年の丑に至り、一千百三年、實に千古巨刹の遺蹟、疑ひ
を容るべきなし、

○藥師堂 寺屋の側にあり、藥師如來を安す、是亦行基作と
云、

○五重の古塔 本文に見ゆたり、

佛宇合記 文明山龍昌寺、附見性院、曾小川付にあり、本府曹
洞宗福昌寺の末にて、本尊釋迦如來、當寺は、慶長十年、貫明
公建立し玉ひ、石屋和尚を勸請して開山となす、當寺より辰

の方二町程に、支刹あり、見性院と云ふ、初め代叟寺と云て廢
壞せしを、龍昌寺十八世大登、こゝに退老して、今の院號に改
めたり、△五家山龍護院金剛寺、并花尾權現社 上小川村、
新城の西南麓に、貫明公創建し玉ひ、寺の後に五峯あり、故
に五峯山と號し、五部の金剛に比す、故に金剛寺と名け、此寺
公の建立なり、故に 公御老名の一字を摘て、龍護院と稱ず、
是皆 公の親から命し給ふ名なりと云、本府眞言宗大乘院
の末にて、本尊千手觀音、長三寸五分、日秀上人、公に獻せしと云、
開山覺遍法印、毎年正月廿一日、七月五日、十月五日、當邑正
高寺、正福院、重蓮寺、敷根蓮持院、福山不動寺、清水清水寺、曾於
吉祥院、乘林寺、日當山三光院、踊眞福寺、等當寺に詣り、相與に
法會をなす、當初境内に、正壽院、蓮花院、醫王院、佛眠院、普賢院、
善福院といへる、六坊ありしが、悉く廢せり、寺内に花尾權現

廟あり、鎌倉右大將公、丹後局、得佛公の三坐あり、貫明公奉祀し玉ふ、祭九月九日、△鷲峯山勸持院遠壽寺、上小川村にあり、山城國本能寺、攝津國本興寺、兩寺の末にて、法華宗なり、本尊釋迦佛、多寶佛、永祿三年、權大僧都日實法印開基にて、初め本成寺と號せり、二世住僧日稅の時、元和九年、貫明公の後配、圓信夫人の靈牌所となりて、今の如く改號ありしとぞ、△海雲山安舟軒、福島村にあり、伊集院曹洞宗、梅岳寺の末なり、本尊釋迦如來、開山安舟和尚、慶長十五年十月十三日、當寺は、慶長の年、貫明公建立し給へり、△鹿岳山淵龍院、上井村にあり、前條安舟軒の末寺、本尊十一面觀音、開山俊濟、此所、貫明公長女、於、平、法昌、宅址なり、初め姫島津義虎に降り嫁す、義虎は、久、六世の孫、後義虎の長子忠辰、虎、の妾、豐臣太閤に罪を得て、領土等出水を収められ、家絶にし

により、姫大歸してこゝに居住し玉ふ、かくて姫歿す、公當寺を建立して、姫の菩提所となし給へり、△安骨山德持庵、上井村にあり、鹿兒島郡吉田邑曹洞宗津友寺の末庵、本尊釋迦如來、開山足室圓給和尚、初め當寺は、同村井手山に在り、後、寺、宇都に移してありしが、慶長中、持明夫人の命に因て、こゝに移建す、又六觀音を安置す、持明夫人御持佛なりしとぞ、△和光山見隆寺、小濱村にあり、京都本能寺攝津本興寺の末、法華宗なり、本尊釋迦如來、多寶如來、開山日性、當寺は、貫明公濱市へ建立し給ひ、公薨し玉ひて後、公の侍女一之臺、松齡公に請ふて、今の地に移せりと云、△富隈山心王院童蓮寺、畠中村にあり、富之隈御城址の西側にし、て、道を隔つ、本府眞言宗大乘院の末寺にて、本尊十一面觀音、又如意輪觀音を安す、金七寸、此如意輪觀音は、貫明公住僧

秀譽に賜へる尊像と云、住吉村富隈稻荷社の別當なり、初め其社地の邊にあり、公富隈に館所を築き給ふ時、こゝに移せり、△獅子尾山正福院觀音寺、内山田村にあり、本府眞言宗大乘院の末にて、本尊馬頭觀音、日秀上人作、應驗新なる靈像なり、△笑隈山正行寺、内村にあり、曾於邑時衆宗、念佛寺の末なり、本尊阿彌陀如來、立像、源開山陵阿和尚、遊行上人廻歷の時、正宮へ參詣して、勤行をなす、是遊行世々の恒例たり、故に宿坊として、貞和二年の開基と云、嘗て祝融の災に罹り、來由詳ならず、△補陀洛山正護寺密常院、内村にあり、當邑天台宗彌勒院の末寺にて、本尊千手觀音、日秀上人作、當寺は、天文二十年、日秀上人創建せし、眞言宗の寺なり、事は日當山邑三光院の條、上人傳記に詳なり、享保十六年、彌勒院中興、憲英法印、志願に由り、官許ありて、天台宗となれり、天台宗の

住持第一世を、英元法印と云ふ、古來正宮の東五十步許にありて、正宮護摩所なり、△佛光山正行院常念寺、曾小川村にあり、相州時衆宗藤澤山清淨光寺末にて、本尊阿彌陀如來、立像、長三尺、一慶長十年、貫明公其阿良心和尚、和尚、公の孫、於代邑念佛持寺、十に命して、開基せしむ、此宗門は、遊行上人の命にあらざれば、寺號等を用ゆるとあたはず、故に初めは道場といへり、遊行三十五世の上人、廻來の時、日想山常念寺と名け、其後寛文中、三十九世の遊行、山號を今の如くに改め、安永中五十三世の上人、院號を得せしむ、△成等山無量壽院、正覺寺、福島村にあり、帖佐淨土宗願成寺末にて、本尊阿彌陀如來、開山運譽上人、上人、事は、加治木初め當寺は、松齡公、栗野願成寺の跡に、上人、寺は、持たし、栗野帖佐に創移さる、帖に、在照見すべし、建立し玉ひ、後廢に及ひしを、願成寺四代の住

秀譽に賜へる尊像と云、住吉村富隈稻荷社の別當なり、初め其社地の邊にあり、公富隈に館所を築き給ふ時、こゝに移せり、△獅子尾山正福院觀音寺 内山田村にあり、本府眞言宗大乘院の末にて、本尊馬頭觀音、長一秀尺二人作、應驗新なる靈像なり、△笑隈山正行寺、内村にあり、曾於邑、時衆宗、念佛寺の末なり、本尊阿彌陀如來、立像、源開山陵阿和尚、遊行上人廻歷の時、正宮へ參詣して、勤行をなす、是遊行世々の恒例たり、故に宿坊として、貞和二年の開基と云、嘗て祝融の災に罹り、來由詳ならず、△補陀洛山正護寺密常院 内村にあり、當邑天台宗彌勒院の末寺にて、本尊千手觀音、日秀上人作、當寺は、天文二十年、日秀上人創建せし、眞言宗の寺なり、事は日當山邑三光院の條、上人傳記に詳なり、享保十六年、彌勒院中興、憲英法印、志願に由り、官許ありて、天台宗となれり、天台宗の

住持第一世を、英元法印と云ふ、古來正宮の東五十步許にありて、正宮護摩所なり、△佛光山正行院常念寺 曾小川村にあり、相州時衆宗藤澤山清淨光寺末にて、本尊阿彌陀如來、立像、長三尺、一慶長十年 貫明公其阿良心和尚、和尙、公の孫、曾大於代邑念佛持、十に命して、開基せしむ、此宗門は、遊行上人の命にあらざれば、寺號等を用ゆるをあたはず、故に初めは道場といへり、遊行三十五世の上人、廻來の時、日想山常念寺と名け、其後寛文中、三十九世の遊行、山號を今の如くに改め、安永中五十三世の上人、院號を得せしむ、△成等山、無量壽院、正覺寺、福島村にあり、帖佐淨土宗願成寺末にて、本尊阿彌陀如來、開山運譽上人、上人の事は、加治木初め當寺は、松齡公、栗野願成寺の跡に、上人に住持、松齡公、栗野城に創建し、運譽に照見すべし、建立し玉ひ、後廢に及ひしを、願成寺四代の住

僧載譽當住持三世官に請ふて、當所に移せり、△原照山法禪寺 松木村にあり、本寺は、前條正覺寺に同し、本尊阿彌陀如來金立像、長一尺二寸、漢土より渡來の像と云、開山運譽上人、寺傳に、松齡公征韓の役に赴き給ふ時、御誓願の旨ありて、歸朝の後、建立し給へると云。

三國名勝圖會卷之三十一終

三國名勝圖會卷之三十二目錄

大隅國贈於郡

國分之二

舊蹟

奈毛木神叢 二之宮神祠 和歌

氣色神叢 叢祠 和歌

隼人城 五舊庭宮藤 富之隈城

城營合記 隈之城及別

府城 上井城 渡瀬營

物産

器用類 飲食類

蔬菜類

藥品類 飛禽類

鱗介類

叢談

強張躍

清水

山水

諸山合記

大津川

神社

北辰神社

弓箭守公神社 面掛 諏方上下神社

智尾神社

神社合記 天止 滿上 神社 若宮神社

佛寺

臺明寺

持佛 淨堂 水 鏡 樓 並 鐘 御手 洗銘 水 諸 青 葉 竹 日 吉 篠 田 王 社 笈 埃本 隨地

筆

楞嚴寺

片岳寺

清水寺

舊跡

清水城

姬木城 金吾石

湯之峯壘

智尾は高千穂の遺名

風之森

物産

飲食類

藥種類

樹竹類

飛禽類

走獸類

叢談

強張舞躍

三國名勝圖會卷之三十二

大隅國

贈啖郡

國分之二

舊蹟

奈毛木神叢地頭館を距るこ 内村にあり古今集奈牙木杜杜に

作る杜の字、並利と古訓は神社林叢を杜といひ社と通せり、萬葉

に川東藻會彙感嘆叢嘆息叢投木叢等に作る神祠を二之宮

大明神と號す祭神蛭兒一坐也例祭二月初酉日十一月初酉

日是を隅州の二之宮と云正隅州一宮は當邑昔伊弉諾尊の御

子蛭子神三歳になり給へども脚立給はずゆゑに天盤機樟

の船に乗せて棄給ひしが爰に漂到し其船枝葉を生じ巨木

とはなれりと奈毛木とは父母の御神御子の脚立給はぬこ



奈毛木神叢

神代盤樟船之神木 自南所見

高二丈許圍七丈八尺
許根圍九丈八尺許



とをなげきて、放棄給ふに因て、叢の名となるといひ傳ふ、日本書紀、蛭兒雖己三歲、脚猶不立、故載之於天盤櫟樟船而順風放棄云云、その古樟の神木は枯れて榴幹の根株、竹林の中にあり、此竹節の間、幹中朽て空なり、二之宮は、舊此神木より北方五步許にありて、其址を傳ふ、今は神木の亥方二十八步許、溝水を隔て祠あり、享保年中まで、此邊は宮内原といひし、沃野の地なりしを、新田開墾の後、水患を憂ひ慮り、寛延三年こゝに遷祀せりとぞ、贈啖紀行に、寛文七年十一月、霧島權現社等に詣てし時、奈毛木の杜見んとて、立よりし、二之宮のみぎりの方に、其まほり十尋はかりもあらん、大楠のうつぼあり、中に八牛をもかくしつべし、是なん名たかき森なんめり、中齡八旬ばかりなる翁す、けさに下はかり着し、鳩の杖にすがり、宮守なりとて來れり、奈毛木の森は是ぞと尋れば是な

り、秋津洲に草木のなきはじめ、高天の原よりなげ給ひし木なれば、奈毛木と名づけしと申傳へたり云云、今そのうつぼ木の高と二丈許、圍七丈八尺、株圍九丈八尺許ある、万代記てふ史乘に、正徳五年五月十一日、國分奈毛木のもり一之枝落て、二之宮打つぶしぬ、その枝長拾二尋、その圍八尺ありといへり、この時まで、楯幹ながら猶朽倒れずや有けん、是より前此神叢を記せしものに、蛭兒を載給へる天盤樟船此所に漂着て、蘖を生し、巨木となりし、社の左に在る大櫨樟樹是なり、其幹數百圍、枝葉扶疏、蕪蕪として、天にまじはり、數里を蔽ふもの、即奈毛木杜也と云云、貫明公國分に居給ひし時、崇敬あり、神田等寄せ給ひしと見ゆ、此神叢海を距ること一里餘、故に或人神代といへども、盤櫨樟船の漂到を疑ふ、某人これを辨して、近邑清水姫木城址の岸壁、高さ數十丈の所に、波

濤の痕多し、これによつてこれをみれば、上世は海灣、此邊に及びしこと知るべし、といへり、又邑人語りしは、此古樟の片屑を拾ひ取て、板屋の材とし、中門の瓦に用ひしが、その家々は怪異ありて、返したるとなり、享保十三年八月、國分地頭樺山主計久初、古樟のうつぼになりしゆゑ、邑長に命し、稚樟を代植せしに、其木は程なく枯れて、古樟の側はら自然に櫨樟三本を生ず、其樟長して今は廻り七尺餘の樹となれり、是即神木の種苗、疑ひを貽すものなし、此神叢歌林名所考等に載て、詠歌多し、

○二之宮大明神祠 前文に見ゆ、

○和歌

古今集

讃岐

ねぎことをさのみ聞けん社こそ
果はなげきの杜となるらめ

金葉集

橘俊宗女

いかにせんなげきの杜はしげれども
このまの月のかくれなきよを

詞花集

清原元輔

おいたにてかれぬと聞しこの本の
いかでなげきの杜となるらん

新續古今集

藤原秀茂

かれにけり人のこゝろの秋風に

はてはなげきの杜のここの葉

拾玉集

慈鎮

人しれぬなげきの杜につもりぬる
此ことのはをしらさずもかな

現存六帖

信實

まどはるゝなげきの杜のさねかづら
絶ぬや人のつらさなるらん

六百番歌合

權太夫

哀ともおもひもやしる我戀を
なげきの杜の神に祈らむ

歌枕

久我太政大臣通光

神さぶるなげきの杜のほとゝぎす

ひくしめ繩もなくくやくし

夫木

後鳥羽天皇御製

古のなげきの杜の名もつらし

わがねぎごとを神のみづかき

同前

顯季

時鳥なげきの森にあはずして

君が待よは過にけるかな

同前

俊頼

ほとゝぎすあかぬなげきの杜に來て

いとこも聲をおしめつるかな

名寄

二品親王

よのつねの秋のものは佗人の

なげきの森のみやのふかさは

三十五世遊行

春は花秋は紅葉のあかなくに

ちるや奈毛木の杜といふらん

文祿年中、細川玄旨、豊太閤の命を受けて、本藩に來りける時、此社に詣て、

山かぜをなげきの杜の落葉かな

慈眼公此社に詣玉ひて

古をしのばさらめや今とても

道をなげきの杜のことの葉

氣色キキ神叢カミ 地頭凡十節より申 曾小川村、府中にあり、千載集、歌枕等、

氣色杜キキノカミに作る、神叢の字、奈毛す、松、杉、楠、榎、森森たる中に叢祠あり、

祭神天満自在天神なりと云、例祭六月廿五日、贈啖紀行に、

寛文の比、奈毛木の杜見んとて、ゆきたりし時、齡八旬ばかり

なる翁のいひしは、氣色の杜は、なげきの杜の枝と傳へたり、

おほちが童なりし比、洪水に流されしを、名木の跡絶さじと、

里人栽置し、あづかなる森、此川のむかへ、杉村の中に見得たりと語りしと云々、

是はこの氣色神叢は、初め鼻面川の隈に在りしを、寛永二年の四月比、大水漲きり出て、岸崩れ、叢社共に漂蕩しけるが、

當時の地頭喜入大炊久加、社壇を今の地に

新建して、天満天神の木像を安置せるとかや、神叢の源處は、

今の社頭より辰己の方、一町許に直り、上川原の木堀と字せ

る、田間に残り、鼻面川は、享保年中に、河道を移して、田地と

なりしとて、今も田の底より、むかし神叢の樹木の折たるが

出るを以て、字を木堀と呼べり、或曰、氣色杜は、原天子とて、蛭

兒神なりしを、誤りて天満宮を祭れりとす、

○叢祠、前文よ見ゆ、

○和歌

千載集上

待賢門院堀川
秋の來る氣色の杜の下風に

立そふものはあはれ成けり

新古今夏

氣色神叢

順徳院

夫木廿三

明

寺

森

立

上

つ



自己方
乃見

音

つ

大隅修行の砌氣
色の森茂見く
遊行四十四世
尊通上人

泳めまゝ花と

おまゝもま秋の

きり紙の敷れ

名や切らん



後京極攝政太政大臣

秋ちかき氣色の杜になく蟬の

涙の露や下葉染らむ

續古今夏

從二位成實

夕涼み身にしむばかりなりにけり

秋のけしきのもりの下風

同前秋下

左近衛中將教長

みるまゝに移ろひにけり時雨行

氣色の杜の秋の紅葉ば

玉葉集

兵部卿有教

うつり行氣色の森の下紅葉

秋きにけりとみゆる色哉

新續古今春上

前大納言重資

梢にはおそきみどりを先みせて

春のけしきの杜の下草

夫木三

小辨

春のくる氣色の森の下藤

をりしれるとやもに渡るらん

同前十

後京極

下草につゆおき初て秋のくる

新葉 けしきの森に蝸の啼こゑ

妙法院内大臣

鳴ぬべきけしきの杜の村雨に

忍びもあへぬほとゝぎす哉

名所方角抄

我爲はつらきこゝろも大隅の

けしきの杜のさもしるき哉

此歌名所松葉集に誰爲につらき心は大隅のとあり下に人丸としるす、

千五百番歌合

良平

けふよりは秋の氣色の杜なれば

同前 やがて身にしむ山おろしの風

三品

冬きぬる氣色の杜の村しぐれ

染し木葉を又さそひけり

同前

公繼

冬の色をけしきの杜に顯して

埋れはつる雪の下草

方輿集

中務

中く木葉がくれは哀なり

秋のけしきの杜の月影

千首

爲尹

月よほふ氣色の杜の時鳥
いかにつれなき音をもをしまし

百首讀歌

清水谷前中納言實業

露もさざ置まさるらし日にそひて

染るけしきの杜の木末は

新題林雜上

素然

おりくゝのこゝろうつしてながむるや

かはるけしきの杜の春秋

同前

隆長

夕づく日なをてりそふや秋ふかき

氣色の杜の木々の紅葉ば

隼人城地方頭七町余 上小川村にあり、今新城と云、又鶴丸城と

も云、隼人記に、隼人城と記す、相傳ふ火關降命の後裔、大隅隼
人の故城址なり、城中長谷袋といふ所に、大なる窟洞あり、里

人云、大人隼人の居所の地なり、又或云、此城隼人の住居せし
後、曾の君の州解ヤシキにて、曾の君と云ふ者、古の國造クニツクの如く、世祿

の郡領サトなりと、秘茶真偽辨の章に詳なり、高千文祿三年、甲午、豊
太閤石田三成に命じ、我薩隅日の田を丈量す、九月十四日、大

口郷より初まる、三成大音新介、及、黒川左近等、數人を遣し、其
事を領す、貫明公、伊集院忠棟を遣し、命を聽く、四年、乙未、二

月廿九日、丈完、六月廿九日、當邑曾小川村、小村、持留村、敷根邑、

湊村、凡五村、六千三百廿八石餘、石田三成領となる、其後 松
齡公、朝鮮の御軍功を以て、慶長四年、巳亥、正月、藩封に復す、出
水等五万石の内なり、出水の巻、龜城に併せ見るへし、九年、甲
辰 貫明公、當邑富隈を去て、此に移居し、ぬふ、時に名て新城
といふとそ、城の山下に御屋地跡今にあり、一説には、大永五年九月二日、清水
の城主本田三河守親安の攻取しより、清水、四方岩壁にして、要害
の地なり、二丸、茶磨丸、なといへる、子城址のこれり

富洞 本文に見にたり、

舊庭の藤 當城の麓 貫明公御屋地の址にあり、公京都
建仁寺の藤を移し栽みひしといひ傳ふ、三抱餘りの古松に
まとひて蔓延せり、里俗御屋地の藤ともいへり、

公の御歌二首左の如し、
植そへし松にかゝれる藤かつら

花も千とせのかげやみるべき

いろかへぬ松のみとりもかくろひて
そらに波たつ藤の花哉

○五社宮 城中鬼門の方位に在り、止上宮、併於邑、重なり村の

大己貴宮、持神の穴、二之宮、前の宮、奈毛神なり、宮之浦社、福山村

の宮、浦、劔之宮、敷根、村を祀ると云、祭十一月十五日、天文

四年、本田紀伊守董親勸請す、隼人の靈を鎮めむか爲なりと

いへり、慶長六年 貫明公再興の上梁文を藏む、別當金剛寺、

社司谷口某、

富之隈城、方地、頭館、七町餘、 畠中、及ひ住吉の兩村に係る、四方松

林の保障なり、文祿四年 貫明公修築し、魔島より是に徙り

ぬふ、五年、七月十日、近衛關白信輔、歸京、是は、關白、薩州

ぬふ、敷を泊て京に還り、の路次、魔島より此浦に航し、十一日



舊庭の藤

蔓圍四尺六寸
花朶四尺余

貫明公の此城に入り、留止三日、和歌の會及び散樂等あり、關白と貫明公の歌、左に載す、其後慶長九年、貫明公、作人城に移りぬふ、

○和歌

詠松蔭新涼

關白信輔

立歸る名殘こそあれ松影は

涼しき秋の宿と思へば

貫明公

あつき日の影もあすれて馴なる、

まつのしづかに秋風ぞふく

關白の歌に因て、名殘の松と名づけし、古松一株ありしが、天保三年、大風に倒れて、今はなし、

城營合記 隈之城、及び笑隈、内村にあり、正宮山より寅卯方、四丁許にある山なり、隈之城の中、高き所を笑隈といふ、齡岳公、姫木清水兩城を攻め給ひし時、公此笑隈に軍しゝふ、兩城共に清水邑にあり、事は其邑に詳なり、又天文十七年、北原兼守、本田董親に與して、日當山邑を侵す、澁谷良重も是に黨し、上井の里を放火す、伊集院忠朗、大中公の命を奉じ、鹿兒島を發し、是に向ひ、笑隈に砦を築きしと見ゆ、△生別府城、小濱村の海邊にあり、生別府は地名なり、樺山氏の祖善久、其子忠副等が居城址なり、當時此地を長濱と號せりとそ、今は城の南麓、沿海の地、僅に長濱の名あり、藺牟田邑普賢院、及び華嚴寺の條に、併せ考ふべし、樺山系譜には、是を堅利村拵と記せり、空塹あか現在す、△上井城、上井村にあり、往古隼人此城に據し、事前の拍子川の條に見ゆ、康正二年、伊東氏祐、北原貴兼と兵を會し

て、隅州に入り、廻敷根、及び上井を侵す、大岳公輕騎を驅て、是を逐ふ、正八幡の神官等、大に起て、賊を撃つ、氏祐貴兼狼狽して遁る、公軍を進め、逃るを追ひ、首千三百餘級を得て歸り玉ふ、△渡瀬陣營、下井村にあり、慶長四年、日州庄内亂の時、貫明公本營とし玉へると云、

物産

器用類 とんこつ言方 木を削てこれを造る絲烟イトを盛の器なり、△鎌

飲食類 煙草 當邑諸所に産す、最上の名品にして、海内稱して第一とす、唐土に於ても、亦これを賞すと云、五ヶ所、八ヶ所、十二ヶ所の品位あり、車田、伊勢ヶ屋敷、砂走、龍王、武元、是を五ヶ所といふ、砂ヶ町、常磐、有下、是を加へて八ヶ所といふ、又堅馬場、園田、梅の木、天神坊、是を加へて十二ヶ所といふ、各地名

を以て、煙艸の名とす、當邑といへども、別所ニ蒔植れば、氣味必ず劣る、

蔬菜類 萊菔 多く産し、九十月根を収む、凡そ萊菔其種若干ありといへども、此候根を堀るもの、獨り當産のみ、且乾萊菔となすに、味ひ他種に勝れり、世に國分萊菔と稱ず、△西瓜 上品、山川産と同じ、

藥品類 柴胡 △枳殼 △茯苓

飛禽類 鶴 △雁 △鷺

鱗介類 鰻 △玉珧 俗にたいらぎと云、其形烏帽子に似たる大なる貝なり、烏帽子貝とも呼ぶ、味甘美、名物なり、

叢談

強張躍 當邑の士衆、貫明公の年回忌には、躍を興行す、強張躍と名く、公當邑富之隈に御在城の時始ると云、隣邑清水

にもこの躍あり、彼邑に詳録す、

清水 清水府郷を距して、唯郷の一方、九里を餘とす、以て邑は、於郡

治邑の屬名義は、下條清水館弟子見村たり、

山水

諸山合記 田代峯、郡田村にあり、△高峯 川原村にあり、皆當邑内の東邊なり、此二峯當邑の諸山に秀拔せり、

大津川 上流は、日當山より來り、當邑と、日當山國分の境を過て、國分に出づ、當邑の境を通ること長からず、

神社

北辰大明神社 地頭館より辰、弟子丸村にあり、社殿南に向ふ、祭神北斗星を勸請す、清水城南面の山足に、巖石の尖觜七つあり、其尖觜の長さ、各一町許、是を北斗七星の劔先なりと稱

ず、當社は其劔先の地に鎮坐せり、往古源平争亂の比、當邑の生土神として、勸請すといへり、北斗七星儀軌云、如是供養奉仕、成就無量願、生籍又曰、一切魔王、及諸魔、一位、障者、無惡鬼、不取親近、常擁護、一切星、月、星、宿、軌、云、若、有、人、能、禮、拜、供、養、長壽、富、貴、不、信、敬、者、迷、命、不、久、設、供、養、者、其、功、德、無、窮、也、此、地、七、巖、傍、の、地、な、れ、ば、北、斗、を、勤、大、永、二、年、本、田、因、幡、守、親、兼、重、建、の、棟、札、を、藏、む、例、祭、年、中、八、度、あり、二月朔日、正月朔日、八月朔日、十一月朔日、是、乃、岸、本、社、よ、り、北、の、方、三、十、間、許、に、洞、窟、あり、て、洞、口、廣、さ、五、六、丈、圍、あり、洞、中、に、少、間、許、入、れ、ば、兩、洞、に、分、る、其、深、さ、計、る、べ、か、ら、ず、と、洞、中、よ、り、清、泉、流、れ、出、づ、祭、祀、の、時、供、物、を、調、ふ、に、此、水、を、以、て、す、又、本、社、の、辰、巳、二、町、許、に、清、泉、白、沙、の、内、よ、り、湧、出、す、其、流、を、鹽、井、川、と、い、ふ、祭、祀、の、時、は、此、水、を、汲、ん、て、祭、事、を、辨、じ、及、び、此、川、の、水、神、へ、も、供、物、を

進めて、是を祭れり、社官谷口氏なり、谷口氏の祖先、谷口安房介入道神光といへる者、天正元年より、同九年まで本朝六十餘州を遍歴し、法華經を諸所へ奉納し、國家の福を祈る、貫明公是を賞じ、安房介へ、中臣大祓祝詞一卷、鬼神面三頭、刀長短二腰を賜へるとかや、

○毘沙門堂 本社の北二町許にあり、本社の本地なりとぞ、○諸寶物 御幣一本、長さ五尺三寸、木製黒塗なり、弘治四年、二月、願主敬白と記す、△八目鏑矢七本、△長刀一振、△鉾七本、△弓一張、以上の四品、社内に奉納す、

弓箭守公神社地頭方館より 弟子丸村、清水城内にあり、祭神十三座なり、正面及東西に神輿三、を置く、正面には、賴朝公、中央得佛公、左丹後局、右の三座を安す、神輿の内、神鏡三、面、東脇には、住吉大明神の四坐を安す、底筒男命、中筒男命、表筒男

西脇には曾於郡止上六社權現の六座を安す、六座神陰神の合せて十三坐なり、往古清水城内に建立して、其鎮守なりといふ、勸請の年月詳ならず、永祿七年、元和五年等の棟札を藏む、例祭年中に凡そ二十四度あり、社司谷口氏、

○稻荷神社 本社より十五間計坂中にあり、

○地主神 本社の南にあり、

○面掛松 本社の南にあり、此處に大松の古木ありしに、往昔曾於郡止上宮の片木面飛來て、此松に掛れり、因て面掛松と呼ぶ、其木面は、今守公神の寶殿にある者はなりとぞ、其片木面は、曾於郡止上宮寶殿の内にあり、此松元祿の初に折れたりしが、今の松は、其跡に植繼くものなり、

諏方上下大明神社地頭館より未 弟子丸村にあり、祭神二坐なり、當社は、往古清水城主本田氏の時造立せりといふ、永正

十三年の棟札を藏む、神殿に掛たる歌人の繪板に、天正十六年と記せるあり、正祭七月廿八日、社司谷口氏、

智尾神社地頭館より 弟子丸村、智尾山にあり、智尾は、高千穂

と、曾於郡止上宮の條に 祭神熊野三所權現といへり、記す、今於郡止上宮の條に

建久年中弟子丸宗房建部 建立せり、文明六年以下の棟札を傳ふ、往古弟子丸氏此地を領ず、故に當社を建立せり、

神社合記 天滿神社 郡田村にあり、祭神二坐、文明七年、弘治

二年の棟札に、少貳殿下向の時、勸請と記せり、△若宮神社

姫木村にあり、平治元年、越智氏大隅國中の神職に任せられ、其裔末吉氏と稱ず、其家の建立といふ、其詳なるは知れかたし、△小止上神社 弟子丸村清水寺の前にあり、曾於郡邑止上六所權現社の行廟なり、曾於郡の卷に詳なり、

佛寺

竹林山衆集院臺明寺地方一里五町山路村にあり、國分彌勒院

の末にて、天台宗なり、本尊阿彌陀如來坐像、長三尺六寸、惠心僧都作、夾侍觀

音勢至長四尺一寸、作人同上、此本尊の堂宇方三間あり、建仁三年、十月

十九日、得佛公是を造立し給へり、當寺の由緒を按ずるに、

天智天皇御勅願として創建あり、國家鎮護の道場とす、其年

月は詳ならず、又、天皇いまだ皇太子にて、筑紫へ御下向

の時、此地へ過臨あり、當山の地、青葉竹の名産ある故に、笛竹

の貢御所に定めらる、是より笛竹の名天下に高し、地、天智の臨

ありしは、筑紫隨筆に詳なり、下に附載す、即當寺古鐘銘、白馬龍蹄之清國云々の語あり、其實なるを、知るべし、鐘銘も下に載す、布志山口社馬に乘ゆ、其後中古までは、將軍家の御祈禱所となれり、開山の僧名傳はらず、往古は、法相宗なり、伽藍

宏壯にして、佛法興隆の靈窟なりしに、天智天皇の御時

より、四百年餘を歴て、寺院衰廢せしにや、天承保延の頃、天台

より、四百年餘を歴て、寺院衰廢せしにや、天承保延の頃、天台

僧行玄上人重建して、是に住職し、天台宗に改め、叡山の末寺

となる、行玄上人は、京都天台元年、行玄主の創建といふ、行玄の

傳、彼寺に詳なり、當寺に天承元年と、康治元年、國分正宮執印

が僧行賢文書あり、行賢當寺を再興せしこと、其文書に記す、

今年、契を以て是を檢するに、天承、長承、保延、永治、康治と、次節

せり、然れば、行玄と行賢は、同時の僧なり、行玄中興せし時、行

賢にも、再興を加へ、其後星霜を歴て、節山公の御時、永正年中、

命ありて眞言宗に改め、榮賢法印を以て其開山とす、本地堂

右に、榮賢が行玄上人より、榮賢の間、住持四十四世ありしと

いひ傳れども、其名詳ならず、眞言宗に改めし時は、本田氏の

所領にして、清水城の鬼門に當る、故に祈願所とせり、島津右

馬頭忠將所領の時までも亦然り、忠將の孫、守右衛門尉彰久

の子、相摸守久信誕生の時は、當寺に祈禱を命せられしと

舊記に見えたり、榮賢より第十六世に當りし、快遍法印が時、

享保十一年、丙午、八月、宥邦公命して、天台宗に復し、國分彌

勸院中興憲英法印を以て中興開山とし、即ち彼院の末寺となる。是歲快遍は郡山花尾山曼陀羅寺の住職となれり。當寺の文書に往古王代勸願所の時、及び將軍家御祈禱所たりし比は、若干の田地御寄附ありしこと見にたれども、其事詳に考へかたし。當寺に笥藏する古來の文書甚多し。世に臺明寺文書と稱じて、古物家賞玩せり。大凡王代及び將軍家等の文書は、當寺山中雜木を伐るを禁じ、又は狩獵狼籍等を制し、又は笛竹貢御の事を記し、又は笛竹を私に伐取ことを禁じ、又は佛經讀誦祈願を命し、及び布施等の事、或は住持轉任、或は田地寄附、或は寺院修補等のことを記す。其外種々數件あり。應保三年の文書には、當山者、無緣孤獨靈窟、朝庭鎮護之道場也。爰　天智天皇御宇之時、被定笛竹貢御所、後遷四百餘歲、根本大伽藍也。云々。仁治元年の文書には、抑當山自本無緣孤

獨之砌、青葉笛貢御所也。云々。建長二年、本堂造立の狀には、臺明寺は天下無双之靈窟、人間第一之梵宮也。云々。見たり。是等の文を見て、往古は禁庭よりの殊遇淺からず、國家鎮護の大道場にして、青葉笛竹の名産、天下に珍寶たりしと思ふべし。又往古は、笛竹の勅使下りて、官吏住僧に命じて、竹林を護養掃除せしめて、其法令輕からずといへり。建仁三年、十月十九日、本藩始祖　得佛公御立願の文書、今に當寺に相傳れり。忠久謹捧願書於衆集院云云の句あり。大中公の御時にも、御祈願ありて、且當寺へ光臨ありし事も、舊記に見えて、世々の邦君崇敬ありしこと、他寺に越たり。今當邑の祈願所なり。當寺の二王門は、三町許の外にあり。又寺前に一溪水流れて、小板橋を架す。臺殿は山林に倚り、溪谷に臨み、翠杉怪松森々として相映し、綠竹蔭を交て、處々に茂生す。實に幽深の古

刹なり、

○持佛堂 本堂の側にあり、本尊不動明王なり、立像長五尺五寸、智證五尺二寸、夾侍於長各三尺、初め本堂より亥子の方、六町許の山下にありしを、堂宇廢してこゝに移せりとす、

○鐘樓並鐘銘 當寺の境内にあり、建仁二年 得佛公の御造立にて、今に至て造り改めず、誠に星霜を歴たる鐘樓なり、鐘銘如左、

隅州臺明寺、是青葉風笛之貢御所、白馬龍蹄之清躅也、巖石廻外、澗川横中、遠近仰於靈驗、緇素致於歸依、爰古鐘銘云、天慶九年之比、鑄改昔日之小鐘云々、此鐘在寺、具如本銘、然其勢卑少、其音不遍、適送歲霜、拙及穿闕、仍衆徒合力、万人在勸、改彼古鐘、遂此大望、上通有頂、下度無間、于時正嘉元年、丁巳、冬十一月、庚午、作銘曰、

梵鐘高掛、韻氣無疆、夕聲傳風、曉響發霜、
心池澄水、覺花送香、邪虎収臂、法鳥刷翔、
聞推尖峯、眠醒家鄉、感佛因緣、勸僧苦行、
免音遠至、諸天降望、三明開悟、六道閉傷、

大檀那、當國守護代、左衛門尉藤原朝臣兼賴
勸進者、當山住僧阿闍梨亮子

銘雕者 藤原重房
大工、高麗行則、同助行

○諸文書

國符 贈於郡司

可任先符、旨重以制止臺明寺、榜示内山野狩獵雜人等事、右如聞者、件山國內第一之勝地、靈驗無比、砌也、所住僧侶等、致鎮護國家之所、而間先々依彼山辭狀、件狩獵制符已明、而今愚

暗雜人等不憚制止、動致狩獵之計云々、佛法陵遲、只在於斯、仍重所仰如件、宣承知之、任先符旨、早以停止、若不憚制止者、慥召進其身、將以糾決符到奉行、

大介藤原朝臣 在御判

長久四年八月十一日

廳宣 贈於郡司

可任代々廳宣旨永停止臺明寺山四至內狩事、

右件山是佛法興隆之地也、因之代々宰吏件狩永可停止之由、所下知也、而如聞者背彼起請之旨、近來有好狩輩之由、傳言云々、仍重所仰如件、郡司宣承知、永以停止、若不憚制旨、猶有好狩輩者、且擲進其身、兼且註姓名、可言上事、由也、隨則重可召禁之、後生永斷佛種者也、故宣、

天喜三年七月廿五日

大介高橋朝臣 在御判

國牒 下二三字磨滅 臺明寺 術

欲被早任藏人所召物辭狀致沙汰 貢御青葉竹令私用

故不能調進子細狀

副彼御使辭狀一通

移件 貢御笛竹任先例可切調進之由所令下知也、隨差副御使於國祇承 貢御所仁令參會之處辭狀如此如辭狀者住僧所行尤不穩便且為蒙府裁且為令經奏聞移送如件以移

平治元年七月十一日

目大中在判

權大掾檜前

權大掾紀

盜切甲 此字磨滅

右口裏にあり、其外字畫磨滅して詳ならず、

國牒

臺明寺新

欲被早任府宣且令參府且令參上國廳陳申子細藏人所召
物使惟宗真忠訴申

二箇條内子細狀

牒今月十八日府宣同廿日到來一臺明寺青葉笛爲住僧等
恣切用奉穢事者件笛竹之事且任府宣且令參廳可陳申子細
如件以帖

永曆二年八月廿九日

國司代勾當源 在判

目大中臣 在判

權大掾建部 在判

權大掾檜前

當國 貢御笛竹被切之間爲藏人所御使殊致其煩之由付當
寺依令祈申給可令停止新儀非法之由被成下藏人所御下文

候畢於自今以後者存其旨可令致沙汰給之狀如件

建仁三年四月七日

權大口中 在判

臺明寺大衆御中

△廳宣一通 長久二年 △國符一通 長久六年 △國符一通 永承四年 △

橋成友訴書一通 此書は、臺明寺山中の狩獵 △廳宣一通 平康

△廳宣一通 延年文 △念佛燈油佛聖僧供料寄進狀一通

元年承及 天承元年 土田寄附狀一通 康治元年 官再興證判 由見康治元年承元年文書は、行賢以大介中治元年親等

惟宗朝云々在任之時、下 △臺明寺大衆申請國裁文書一通、保應

住僧の記す終に臺明寺 △燈油田免除の文書一通 嘉應元年

十大介原朝出免除の文書 △臺明寺守護所使八部文

書一通 仁治二年 △本堂造立文 二年長 △公驗文書目錄一通 此

文錄は、文永元年住持行圓及は諸僧の所記なり、當寺を古來れて、

日吉山王社



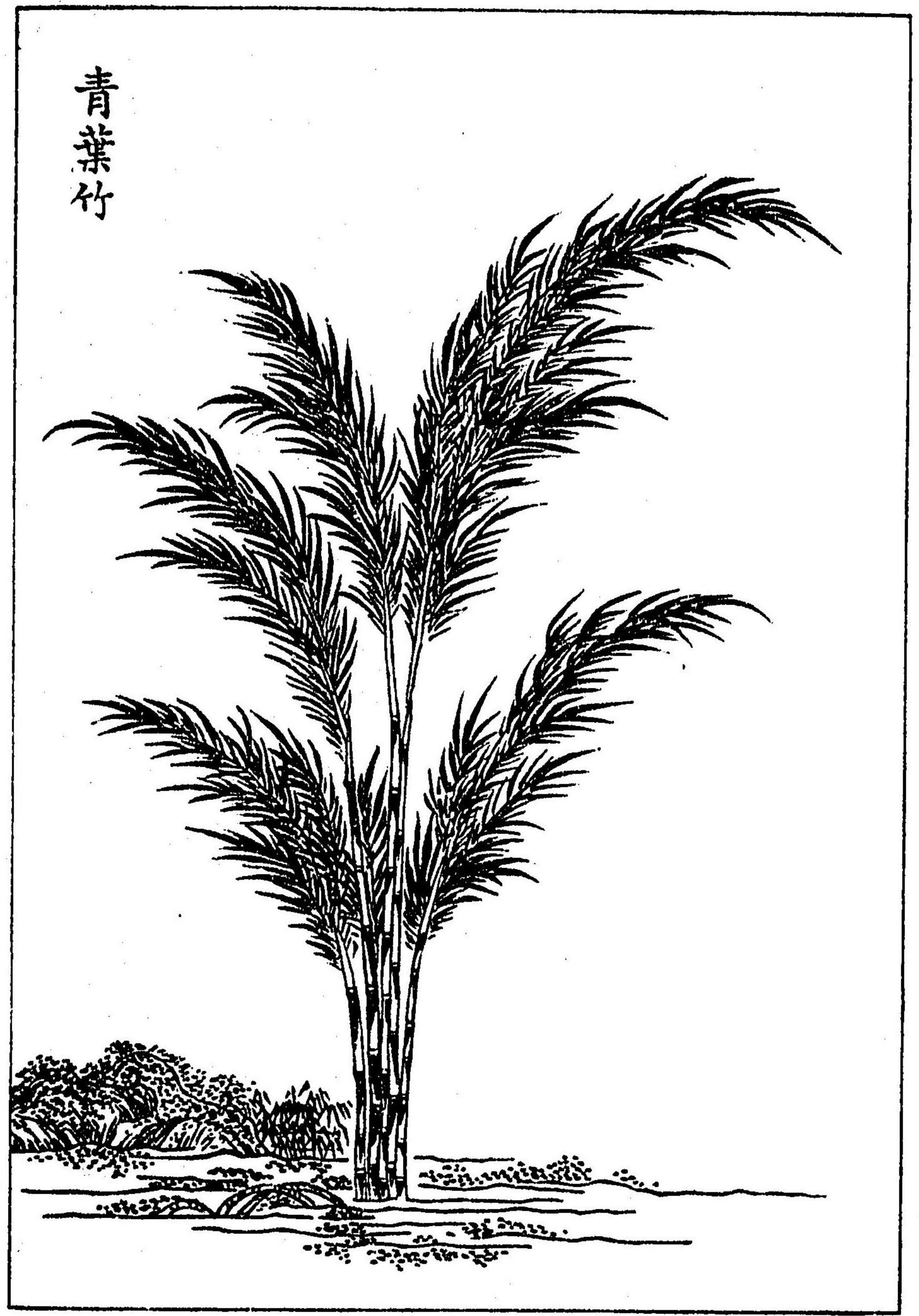
是を往古に記せしむる目録なり此目録を見れば、
△寺領の田地文書一通、正應四年、
△文書三通、文書明住僧永仁等の年號、
△文書數通、將進家の文書なり、延慶年間等なり、
此外當寺の諸文書甚多く、大凡そ百五十通あり、繁を厭ふて是を記さず、今百中の一二を録す、

○日吉山王社 當寺より丑寅五町許の山下にあり、奉祀大日貴命にて、臺明寺一山の守護神なり、社内に神輿三を安置して、其三輿に、凡そ二十一社を勸請す、江州日吉社と同じ、社壇は益救杉材にて、昔時名匠が鉋を以て造れりといふ、正祭十一月未申日なり、今の社司を渡邊右京といふ、上古は地主權現と稱じて、當寺の門西二十間許にありしに、何の比にか、今の地に移せり、其舊地を地主園と唱ふ、今に一林叢あり、大樟木の下に、石の小祠を建て、其舊蹟を標す、又當社の右に、本地堂あり、

當寺本尊彌陀三尊を安す、建仁三年 得佛公御造立ありしは、此堂なり、當社は、臺明寺門前の溪流に隨ひ、曲折して五町許を経れば、石華表あり、石階數十を登るに、即ち本社に至る、
本社は青葉竹林の中にあり、

○本地堂 前文に見ゆ、
○淨水瀑、付御手洗水 當寺境内日吉社の西にあり、其高さ二間許にて、崖間より瀉き落つ、日吉社の前に一池あり、御手洗の水といふ、其池水は瀑水の下流を引けり、日吉社の祭祀に、供物を淨むる處とす、瀑水の名も是に由れる歟、潔淨の靈水なり、

○青葉竹林 當境内日吉社の地にあり、其社の前後青葉竹林ありて、是を青葉山と稱ぜり、即青葉笛竹の所出なり、其竹林の廣さ三畝許あり、藩垣を結ひて、其竹林に入ること禁



青葉竹

じ、公用に非れば、浪に其竹を伐ることを免さず、青葉竹は、世
 に臺明竹といふ、此竹臺明寺より出る故に、寺名を取て臺明
 竹といへるなり、漢名には籊竹といふ、他邦にはなき物なり
 とぞ、誠に天下の名竹と云べし、其由緒の詳は上文の如し、日
 本地名便覽、大隅名所青葉山と記したるは、即ち是なり、古へ
 笛竹貢御の時は、其竹を伐取て、先づ國分府中村の鏡之池に
此池を、國分邑史に問ふに、後世埋没せしにや、府濱し置て、清
中村及び其近村といへども、今池なしといへり、
 水姫木村妙現社へ岩今、木村、妙現社、わ境の國司、是なる歟、奉
 納し、是を京都へ貢せしとぞ、税所介贈、喉郡主の時は、此笛竹
 を宰領して上京すといへり、其事當邑の舊記等に見たり、
 ○篠田 當寺境内にして、日吉社華表の近邊にあり、上古
 神武帝日向の國に在て東征し、ふ時、御矢の筈出し所とい
 ひ傳ふ、今に篠竹の林藪なり、當寺は笛竹のみならず、太古よ

り、名産の竹あるを見るべし、

○笈埃隨筆 此書に曰、昔し 天智帝筑紫に六年まで止りぬふ、其間に九州の地を巡見遊ばし、大隅國にいたり給ひ、此時大隅國日向國なり、此邊に笛に作るべき竹や有ると御尋ねあるに、當所の民此山の竹なりとて、一本青葉つけながら伐て奉りけるを、 帝笛に作らせぬふに、其調律に叶ひて、音聲めでたかりければ、都へ還御の後も、青葉ながら伐て奉りし笛竹を、貢きまひらせよとて、大内にもてはやし、數々笛に造出されけるほどに、世々に傳りしも多く、壽永に平家の敦盛なども、是を秘藏せしを、俗に敦盛の笛は、節にひびき作りたる後、蟬より青葉を生したるなどいひなしけるは、其本を知らぬみだり言なり云々、

佛頂山、楞嚴寺地頭館より申 弟子丸村にあり、越前國宅良慈

眼寺の末にして、曹洞宗なり、本尊釋迦如來、開山天真自性禪師なり、自性禪師は、奥州の人にて、越前國龍泉寺開山通幻和尚十哲の内、第六の弟子にて、善知識の名高し、自性禪師、越州宅良慈、眼寺に五月應永廿年、應永の比、清水邑主本田因幡守親治、自性禪師を招請して、開基し、惣勝寺と號す、第二世機堂和尚、今の寺號に改む、本田氏代々當寺を崇敬せしに、親治の裔、本田紀伊守董親叛逆して、天文十七年、大中公董親を退治しぬへる時、島津右馬頭忠將に、清水を賜ふ、忠將亦當寺を敬禮すること、前日に倍せり、永祿四年、忠將福山に戦死す、其死骸を當寺に葬り、菩提寺とし、其靈牌を安せり、一説に、本田董親、清水没落の骸を葬り、再興す、と云り、忠將の法諡を、心翁大安大居士、楞嚴寺殿と稱す、時に其靈祠を護する爲よ、一字を創建し、心翁院と號し、楞嚴寺の塔頭とす、其後垂水邑に移封の時、心翁院は垂

水に遷せり當寺は當邑の菩提所なり、
菊林山片岳寺午頭方八町弟子丸村にあり、當邑楞嚴寺の末
にして曹洞宗なり、初め一老僧あり、此地の山岡の下に草庵
を結ひ、片岡寺と號す、其僧天性泉石を好み、常に庭塵を掃ひ
て、寺景瀟洒なり、殊に多く菊花を種て、是を愛す、慶長十年、乙
巳、九月廿七日、貫明公、國分新城より菊花の爲に當寺に過
臨し、和歌一首を詠し給へり、其御歌左に出す、其後楞嚴寺の
第十四世、松堂和尚、此庵を再興し、今の寺號を命して、退隱の
所となせり、

○和歌

貫明公片岡寺の菊を見ぬひて
片岡をかこひて寺に住人は
浮世の中や白菊の花

菊銘山眞珠院、清水寺地方五町許、弟子丸村にあり、本府大

乘院の末にして、眞言宗なり、本尊千手觀音大士、十三に脇の士三

を安す、古來の本尊、觀音及三十三身像は、佛工日野氏深か、
快重秀賢の作と云、其本尊觀音は、秘佛にて、朽損したりし、寛
延二年より、曾於郡二年上宮別當覺通法印、安置せし、願をかや、開

基年月詳ならず、中興開山を賴譽法印といふ、遷化年月、本尊

千手觀音は、寺内南の岡に堂宇ありて、是を安置す、寺傳に云、
上古坂上田村麿、勢州鈴鹿山の賊を退治せし時、千手觀音に

祈り、其擁護靈驗ありしに依て、大同二年、洛陽に清水寺を建
立し、千手像を安置す、於是本朝六十餘州の貴賤男女、大悲の

靈德を驚仰せざるはなし、此時當邑清水城内の山上に堂宇
を立て、千手像を安置し、清水佛閣と號しけるといへり、清水

邑の名は、此觀音安置あるゆゑに、名を得たるとかや、此觀音
靈驗あるとて、近郷よりも參詣の者多し、當寺往古は當村、上

清水寺



之城といふ處にありしに、邑主島津右馬頭忠將の比、今の地に移せしといふ、又當寺は、往古臺明寺の末寺なりしに、大乗院の末に改まりし時世詳らかならざれとも、事情を以て考ふるに、臺明寺の天台宗に改まりし時なるべし、

○寶物 貫明公等の御食椀、貫明公、並持明夫人の御食椀なりとて、當寺にあり、貫明公國分御在城の時は、公及び持明夫人も屢當寺に御光臨あり、其時の御食器なりとて、御椀具、今に當寺の寶物として相傳れり、御椀四、高さ二寸二分、徑り四寸八分、朱色の蒔繪、梅松竹あり、御蓋椀、并御壺平、金漆にて、蝶の蒔繪あり、

舊跡

清水城地頭館より卯辰の方、二町餘、弟子丸村にあり、當城又隈部城といふ、或は清水本城といへるは此城なり、城址山上にて、葦原山と

名づく、東は原野に接す、深塹の跡あり、南は谷にて通路あり、西は平地に臨む、北は谷にして、水田あり、南より西北の三面は直立して屏風の如く、高さ四町許りなるべし、山上に高城末原宅地平澤津御屋地等といへる曲輪を分つ、高城と末原宅地との間に水泉湧出し、水勢甚盛にして、川となる、當城通路二條ありて、大門口は南にあり、後門口は北にあり、城址高峻にして、天險の名城なり、得佛公の御時、本田貞親隅州の守護代となり、當邑に居る、其後贈於郡邑主税所氏此地を掠領す、税所介某、齡岳公の御時叛すること年あり、相良兵庫允實長に應し、實長が軍を姫木城に召て、已か勢を助け、當城を分ち守り、恣に郡縣を剽掠す、國分正宮の祠官、急を公に告く、公國分笑隈正宮の上に軍たちして、是を攻む、三年にして下らず、遂に奇計を運らし、永和中姫木と當城の二城を

陥る、税所介餘衆を収て、又相良氏等に救を乞ひ、湯之峯城水城より成の方、五町許、に軍す、公又進て是を破る、税所介狼狽して、曾於郡邑に退く、公姫木城に屯す、賊又來り侵す、公又撃て是を破る、此時伊集院長門守、碓山左衛門等戰功あり、碓山臂力絶倫、刀を揮ふて敵を斬るに、誤て大石を破る、今に存して金吾石といふ、金吾は、左衛門の公本田信濃守親治父子親治は本田貞を、當邑に封して、守護代とす、大中公の御時、親治の裔、紀伊守董親、數邑を兼有ち、勢を恃み、物を凌ぎ、所行不仁なり、一族老人若干人を殺す、群下皆怨み、往々叛き去る、天文十七年、三月、一族本田式部少輔實親等、姫木城に據る、董親、姫木城を攻む、城中出撃して是を破る、北原氏、肝屬氏、澁谷氏、敷根等の諸邑主、當邑の近邑を侵す、皆本田氏の敗に乗してなり、大中公隅州の亂を聞き、梅岳君と議し、

伊集院忠朗をして兵を領し、宮内に遣す、既にして董親澁谷氏と連和し、忠朗を謀る、五月、忠朗兵を進て董親を當城に攻む、八月、忠朗姫木城を攻て是を下す、進て當城を攻む、城中窘む、會梅岳君國分正八幡宮に謁し、董親が罪を赦す、幾もなく董親復叛く、北原澁谷、肝付等と交通す、梅岳君是を聞て怒り、十月、島津右馬頭忠將等を將ひて、當城を攻む、董親禦ことあたはず、其子親兼と莊内に奔る、樺山幸久、董親の室に入る、和歌の柱に題するを見る、其歌に、

たち馴しまきの柱も忘るなよ

廻り逢ふべき時しありやと

幸久爲に和歌を作て曰、

流れ出て歸る瀬もなき水くきの

跡はかなくもたのみおく哉

幸久是を矢に約す、風に因て是を發し、遙に董親に寄す、後右馬頭忠將をして當邑を領せしむ、大中公當邑に至り、伊集院忠朗をして姫木の地頭とす、其外行賞差あり、是より隅州の賊風を望て、披き従ふ、忠將の子右馬頭征久に至て、當邑を領せしに、慶長二年、種子島に移封す、其後種子島より本田氏より、忠將征久に至り、當城を治所とせり、

○舊記抄 木戸監物勇士談に、島津家、本田何某が城を攻援て、城主の居間を見るに、まきの柱に我を忘れるといふ、源氏物語の歌を、床の柱にはり置しを見て、樺山安藝守、流れ出て歸るせもなき云々、前句に記せる故と詠みたりけると載たり、

姫木城地頭館より西 方十四五町 姫木村にあり、此城址は、北方曾於郡邑より續たる、連山の尾崎にて、一山高く突出せり、東南及び西は、皆水田繚繞し、山形斗絶にして、天險の城なり、古來の事蹟、

大略清水城の條下に見たり、

○金吾石 姫木城の上であり、由緒清水城の條下に出つ、

湯之峯壘地方一里許 姫木村にあり、永和二年、税所氏此山

に軍だちす 齡岳公攻めて、是を破る、清水城の條に詳なり、

智尾は、高千穂の遺名 智尾の地名、弟子丸村にあり、中古まで

は、曾於郡邑松永村かけて、智尾の名ありしこと、舊記に見ゆ、

蓋智尾は、高千穂峰の遺稱なり、今は此地のみ残り、當邑智

尾は、往古弟子丸氏の所領なり、故に此村に、建久年中、建部宗

房建立せる智尾神社あり、前條に載するが如し、今にも此神

社を智尾と稱じ、及ひ此近邊の地名を智尾といふ、康曆三年、

五月廿日 齡岳公弟子丸若徳に賜ふ書に、曾於郡智尾名事

云々と見ゆ、是其證なり、若徳姓は建部氏、世々弟子丸を領す、

建久八年、圖田帳に、弟子丸村五町、建部宗房と載す、蓋若徳の

祖先なり、蓋上古は、霧島山の上下四方は、皆高千穂といひしに、今霧島山とのみいふは、後世の轉稱に出るなり、當邑等は、霧島の山麓に係るを以て、智尾の名あるなり、故に當邑等に智尾の名残るを見て、上古は、霧島山を、高千穂といひしことを知るべし、智尾と、智穂とは、古文書には、互に通し用ゆ、智尾等の事は、曾於郡高千穂峯の條下に詳なり、

風の森地方十町 姫木村にあり、名所方角抄等に載て、古

來大隅國の名所といふ、水田の内に、一叢地あり、廣さ二畝許

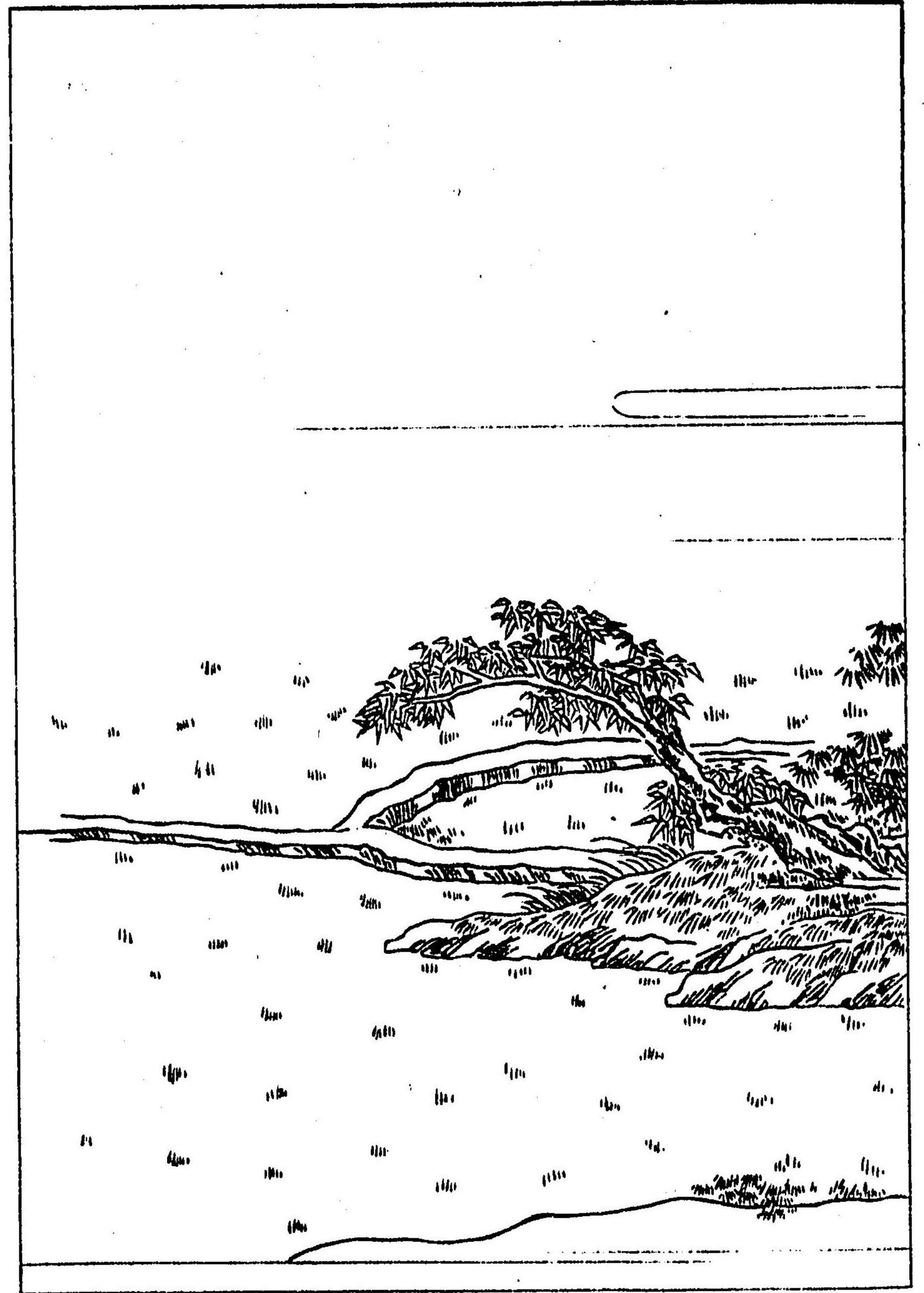
よして、古樟樹あり、是を風の森と稱ぜり、此樟今根幹三つに

分れ、其幹本周圍八丈二尺あり、邑人古賀の森といふ、久我大

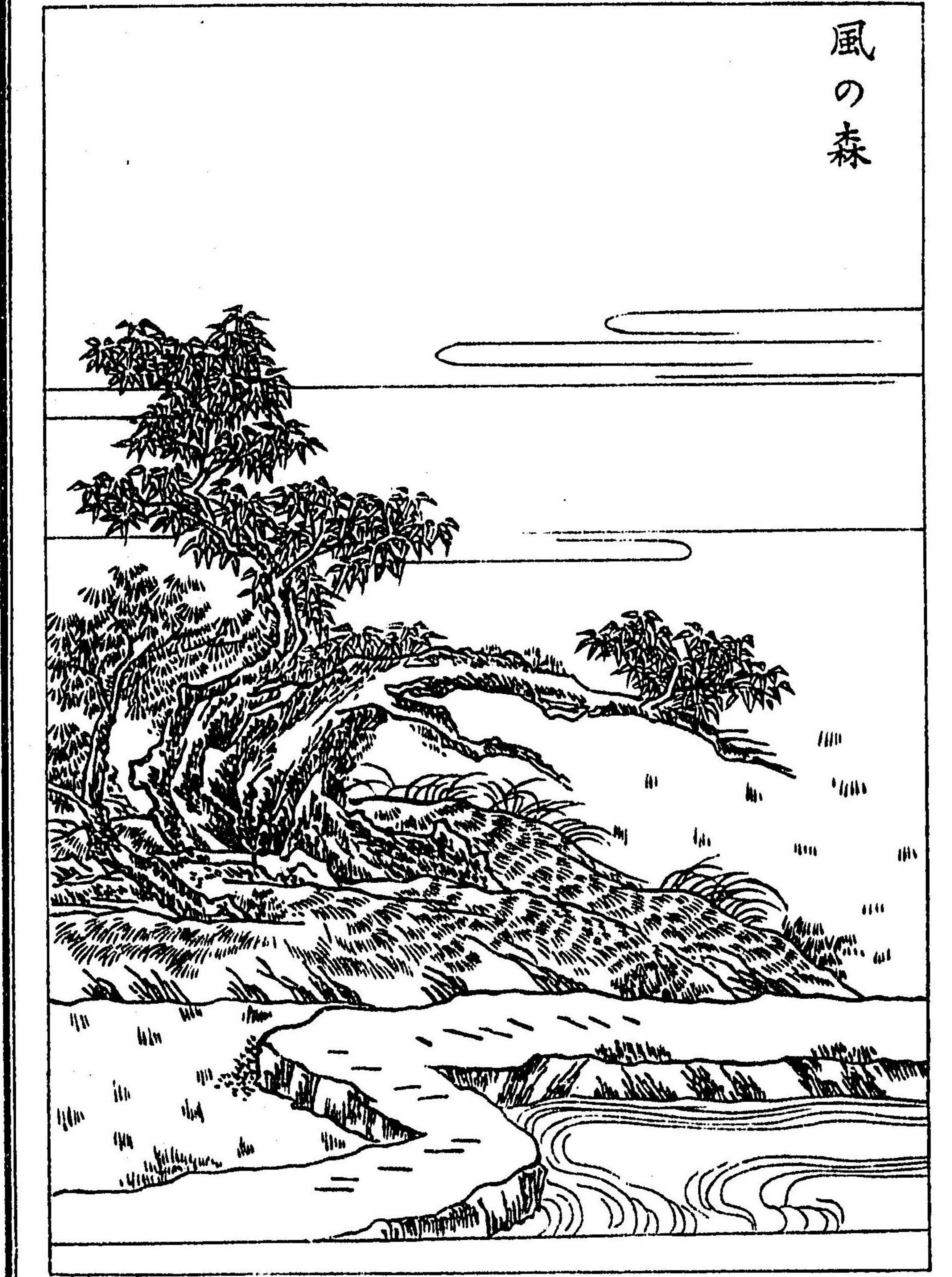
臣といへる人の塚木なりといひ傳ふ、又は木嵐まがしの森とも、或

は古歌ある故に、古歌の森とも呼といへり、其是非定めがた

し、隣邑國分の人、是を風の森と呼べり、今衆人風の森と呼



風の森



べる故に、暫らく是に従ひて標名を置けり、和歌三才圖會に、
風の森は、大隅郡と記すは、曾於郡の誤りなり、一説國分松木
村小鳥の森小鳥、祭神、詳不明、社のとなりといふ、亦誤りな
り、大原貞以、名所舊跡を記したる書に、風の森は、氣色の森近
邊にありと見ゆたり、今此風の森を見に、姫木村は清水の別
地にて、國分に隣れり、風の森は、國分氣色の森より、東北拾町
許相隔れり、貞以が、氣色の森の近邊と書しに符合せり、

○和歌

夫木集

按察

恨みしな風の森なる櫻花

さこそあだなる色に咲らめ

松葉名所集

春渚

風の森とてただおらぬけしきかな

物産

飲食類 煙艸 當邑諸村に産す、佳品多し、其煙草の産に、上中
下の三品あり、其上品を修理田弟村、東之上郡田、砂子田姫木
といふ、修理田、東之上は、國分産の、伊勢ヶ屋敷に相類す、砂子
田は、國分の砂走に髣髴として、或は砂走よりも勝れりとい
ふ、其中品は、本松五段田といふ、皆弟上子九村、國分の龍王武元
に並へり、其下品は、田尻、苧麻、屋根田、皆郡上田村、三品といふ、國分
の天神坊、有下等に似たり、凡そ上中下三品の煙艸は、國分産
より風味溫和にして、上方にては國分よりも却て賞玩すと
かや △茶

藥種類 枳殼 △木瓜 △茯苓 △柴胡

樹竹類 青葉竹 前に見ゆ △蚊母樹 △楮 △甘楮 △

櫟 △樟 △椎

飛禽類 鶉 △雉 △山鷄

走獸類 獺 △野猪

叢談

強張舞躍 當邑の傳記に云、文祿四年 貫明公鹿兒島より國分富之隈に御移城の時、修築ありしに、近郷の諸士是に役す、慶長元年、諸邑の士衆、其修築成就して、公の御移徙ありしを賀し奉り、公の前庭に於て舞躍を興行す、時に諸邑の士衆、美麗の装束にて舞躍をなせしに、獨り清水の士衆のみは、甲冑を帶し、大棒を持ち、豪壯の物を負ひ、鐘太鼓を鳴らし、軍中の形勢を以て舞躍をなす、公大きに歡悅し、みひて、強張なる事哉と御賞美ありしかば、是より年々此舞躍を興行し、

強張舞躍と名けて、清覽に備へけり、其後當邑、及び國分、曾於郡、敷根、日當山の五ヶ郷、此強張舞躍を同く興行すといへり、今に、公の御年回忌には、當邑の士衆、官府に乞て、許を承け、此舞躍を興行せり、此説に據れば、土俗に稱ずる強張舞躍は、清水邑士より始めしにや、

三國名勝圖會卷之三十三目錄

大隅國贈啖郡

曾於郡之一

山水

曾	傳	七	襲
於	井	峯	之
郡	白	奇	高
之	石	火	千
二	霽	四	穗
に	島	十	穂
載	嶽	七	日
す	嵐	峯	二
	記	池	上
	古	諸	峯
	史	川	天
	和	並	理
	漢	山	逆
	三	温	々
	此	泉	杵
	外	中	尊
	圖	總	天
	に	山	上
	會	狀	降
	高	中	事
	千	異	略
	穗	霧	説
	峯	島	霧
	記	神	島
	真	日	山
	偽	社	嶽
	本	向	の
	辨	總	名
	居	數	稱
	を	諸	
	氏	説	
	著	歌	
	古	山	
	事	新	
	は	中	
	事	西	
	記	稱	

三國名勝圖會卷之三十三

大隅國

贈啖郡

曾於郡之一 清水府の東川北九村里を併にせあり、當頭邑は置贈く、啖郡頭に、館重久村にあり、

山水

襲之高千穂穂日二上峯 地方、四館里餘、日向國諸縣郡、大隅國贈

啖郡に跨れる、大嶽にて、常に霧島山といふ、日隅兩國に連るといへども、此嶽の故事、多く贈啖郡の地に出るを以て、此邑

に具へ載す、山麓の周廻凡三四十里、高さ數千丈、天表に聳ゆ、山脚田口村より、絶頂矛峯に至て、登路六里半也、國分、島海邊

も、此峯には、次第に地形より高く、漸々に登る故に、國分海邊まで、八里半の登り路と知るべし、是古事記、日本紀等に見へ

たる筑紫日向襲之高千穂穗日二上峯にして太古皇國開闢の初め天照大神の皇孫天津彦火瓊々杵尊天上より始て降臨し玉ひし皇國第一の靈嶽也日本書紀曰高皇產靈尊以眞床追食神其床相を以て覆ふは臥裝なり追食といふは其縁なり諸社覆於皇孫天津彦火瓊々杵尊使降之皇孫乃離天盤座天位なり且排分天八重雲遠なり幽稜威之道別稜威は可畏の意天孫の且呵道道を排別に道別也謂道別而天降於日向襲之高千穂峯矣既皇孫遊行之狀也者自穗日二上天浮橋立於浮渚在平處是日異也浮渚所在の詳也天浮橋は天降山といふか如し浮渚の在る處平なる處に而薺穴之空國自頓丘竟國行去薺穴の地をいふ穴立玉ふる也頓丘は小丘なり又片倚れる丘なり内高高を去りて行順丘を過たひて空國の到於吾田長屋笠狹之碕矣吾田國は碕の方今阿多郡に多連れる其河邊郡加世田邑に笠あり其地有一人

自號事勝國勝長狹伊非諸尊の子皇孫問曰國在耶以不耶國在國をいふべきなり對曰此焉有國請任意遊之故皇孫就而留住云云又一書曰遊行降來到於日向襲之高千穂穗日二上峯天浮橋而立於浮渚在之平地薺穴空國自頓丘竟國去云云又一書曰于時降到之所者呼曰日向襲之高千穂添山峯矣云云と見にたる是なり襲之といへるは即ち噲啖郡の地をいふ古へ襲國の名此邊に残れるなり高千穂とは此峯上古の總稱なり後世霧島山と通稱す高千穂の名高は崇高秀出の義千穂は皇孫天降の時稻千穂を散し玉へる縁に因て名づく傳記曰天孫降臨の時雲霧晦冥にして物色を辨せず天孫稻千穂を以て四方に散し玉へば天色忽開晴す是に由て高千穂峯と名づくとは是なり此縁故にて山中今に稻穂の故事といへる事残れり衆人此山に登りし時雲霧起りて咫尺を分たざ

る事往々あり、故に登山の人は、必稻穂を持って行き、此霧起る時は、稻穂を散ずれば、暫時の間に忽ち開朗す、かゝる縁故なるにや、此山中溪畔處々に、自然生の稻あり、是神代より傳はりし種子といへり、又當邑西霧島權現の御手洗川等に、山中自然生の稻穂流れ來ること多し、今俗に霧島糯とて、陸稻の稻あり、是はこの峯より出し種なりとぞ、又當邑に稻葉神社あり、倉稻魂命、猿田彦命等を奉祀す、其地の田を、不蒔田といふ、開闢の初、自然に稻始て生せし所といへり、是即天孫降臨の時、霧の暗かりしに、此所に實のれる稻穂を取て、投散らし、て、開明せし緣故にて、此祠を建るとかや、又此嶽の周廻諸邑土地肥沃にして、水田潤澤五穀豊登り、特に米穀の品位最勝にして、邦君の食用に供す、眞幸諸邑及ひ踊邑等の米是なり、又一説、高は崇高の義、千は猶千五百の千の如し、穂は瑞穂

の穂の如く、是高く富榮ゆるの義なり、一説千穂は祝辭にて、此峯に魯生の稻穂あり、因て名づく、一説、高は崇高にて、千穂は、千峯秀出の義とす、穂日は假字にて、穂觸ともあり、共に靈異の義なり、穂觸とは、穂日を活用せる言なり、猶神さび、神さぶると、云が如し、然るに、書紀等穂日の句法を考ふるに、或は上に繋て、穂日高千穂峯と書し、或は穂日二上と書し、或は是を下に繋て、高千穂穂觸二上峯と書し、或は高千穂穂觸之峯と書し、錯置して文を互にす、是穂日穂觸とは、蓋此峯の靈異なるを贊美せる語にて、此峯の名に非ざるなり、其句法の如き、神代の卷に可美少男といひ、或は可怜小汀と、いふの類なり、書紀通證、重遠曰、穂日は即靈也、高千穂拔于衆山、二峯特秀、故稱曰靈之二上、此説も靈之二上とは、亦贊美の語とするなり、此峯、古より今に至て、神奇靈異甚多し、故に穂日の稱あり、

一説穂日とは、此峯の一名なり、高千穂穂日二上とは、其山名を三重ねて云るなりといへり、説に日向を豊久志比泥別と云といふ、亦此峯を穂日と云に因て其國を別と豊久志比泥別と云といふ、亦穂日と云といふ、亦此峯を穂日と云に因て其國を別と豊久志比泥別と云といふ、説は古事記の一面四とは、筑紫國、豊國、肥國、熊竹國、是なり、某正本に筑紫の日向國の名見ぬ、本居氏も是を日向國名とす、後代景行帝の御時より取らざりし、此說明當なり、然れば今所註のな説は辨せずして、非二上とは、此峯の上に二峯あり、東西に並び聳へ、二頭ある故に、二上峯と號するなり、高千穂とは、其總名なり、霧島といへる義は、下に霧島山の名稱と題して、是を明す、二上峯の如き、東にあるを矛峯といふ、西にあるを火常峯といふ、往古は、皆日向國內なりしが、和銅中、日向國を割き、大隅國を置かるに及て、矛峯以東は、日向國諸縣郡に屬し、火常峯以西は、大隅國嘯啖郡に屬す、矛峯一名は、東峯、又本嶽と

いふ、矛峯とは、矛を絶頂に建つ、瓊々杵尊天降の時、齋し玉ひし神代の舊物なり、因て矛峯と名づく、火常峯は、一に西峯と呼ふ、往古矛峯と並び聳へし一峯なりしが、中古以來、嶺頻に火を發し燃へ穿ちて、深坑となり、今僅に其峰形を存ず、常に火を發するを以て、火常峯と號す、此二峯の根、相距ること、二町許、其中間凹にして、馬脊の狀の如し、因て其中間を脊門丘と呼ふ、脊門丘とは、凡兩山の中間、低き處の形狀をいへる名稱なり、一説に、二上に頭といふは、本文の如し、一説は、山の上者、必す先脊門丘に至りて、二峯と登る、故に、二上と云といふ、此説は、非なり、凡そ二上峯とは、皆山上に二峯あり、記下傳の說にも、本居氏たり、又霧島山上矛峯の西一里許に、一峯ありて、矛峯と雙ひ峙つ、是を霧島山の西嶽といふ、又虚國嶽と號す、當邑と踊邑に分界す、虚國峯と矛峯とは、一里許相隔るといへども、霧島山は巨嶽なる故、遙に望めば、此二峯近

く對して並び秀つ、因て矛峯を東峯といふに對して、虛國峯を西峯といふ、今俗に霧島山の二峯とは、此二峯をいへり、一説書紀等に所謂高千穂二上峯とは、此二峯なりとす、此説亦通ず、瓊々杵尊の天降ありし所は、即矛峯にして、其齋し玉へる靈矛も見在し、神蹤明白なれば、靈矛を神と崇め、攀躋の徒必ず矛峯に登て、敬禮虔拜せり、此峯今霧島を以て通稱とすといへども、往古は高千穂と號す、因て此邊を呼て智尾といふ、遂に地名となる、高の字は、特に此峯を稱ずる時の名なり、智尾の地名、贈啖郡古領主の文書に見たり、康曆三年、五月廿日、齡岳公弟子丸若徳に賜ふ書に、曾於郡智尾名事云々あり、また若徳、姓は建部氏、世々贈啖郡弟子丸村を領す、因て氏とす、建久八年、大隅國圖田帳に、弟子丸村五町田所建部宗房所領と見ゆ、蓋宗房は、若徳の先なり、弟子丸村は、今贈啖郡

内清水邑に屬す、其村内智尾神社あり、弟子丸氏が所建にして、此神祠は、紀州熊野神を勸請す、智尾の名あるは、地名を以て神祠の名とするなり、今にも此神祠近邊の地名を智尾といふ、又當邑重久村に、智尾名といへる地名もあり、然れば中世までは、贈啖郡の地に、智尾の名あり、今に至て其地名、猶神社に残り、且神社の邊まで其名を傳れば、往古高千穂の稱ありて、霧島の名は、中古以來専ら通稱となりしを知るべし、或は智尾の名、贈啖郡に残るをば、其證ありといへども、尾と穂と合はざれば、恐くは高千穂の遺名に非ざるかといふ人もあれど、是然らず、穂と尾との訛り亦久し、建久八年、日向國圖田帳に、白杵郡高智尾社八町、且文保元年、幕府より 邦君道義公を以て、諸所地頭とする下文に、日向國高千尾莊と書す、彼此既に訛りて、世上に行はること、此の如し、智尾、智穂、同稱

たるを證すべし、是高千穗の遺稱たる明白にして、亦疑ふべきなし、又高千穗峯の名は、霧島權現別當諸寺所藏舊記に、西霧島權現別當華林寺等、霧島山に十號あり、十號の内に、邑狹野島權現別當神德院等、高千穗峯あり、十號は、曰高千穗峯、曰大波峯、曰生邊峯、曰毘遮峯、曰高千穗峯、曰高初峯、曰大波峯、曰生邊峯、曰毘遮峯、是又其古來相傳の故を見るべし、恭しく惟れは、太古天照大神、聖鑒にて、豊葦原瑞穗國は、吾子孫の王たるべき地なりとて、其皇孫瓊々杵尊をして、天降らしめ玉ひ瓊々杵尊實に此嶽に降臨あり、其皇曾孫神武天皇に至て、皇威を振ひ、雄圖を開き、遂に此嶽下の高千穗宮より、兵を起して、天下を一統し玉へり、瓊々杵尊降臨より神武天皇即位の前に逮んで、年を歴ること百七十九萬二千四百七十餘年、世を傳ふこと三代、神武天皇即位以來、天保年中に至て、年を歴ること二千四百五十年、世を傳ふこと百二十一代、三種神

器を相承して、踐祚の儀式となし、皇統萬歲綿々として絶えず、寶祚の隆なること、天地と共に窮りなし、かかる國祚の隆盛なるは、瓊々杵尊の此嶽に天降ありしより出たれば、此嶽は、誠に皇國開闢の根本にして、萬世第一の神蹟なり、瓊々杵尊降臨の事は、次章に詳なり、故に本藩の士庶は言を待たず、列國好古の徒、遠く數百里の外より來て、其聖蹟を探る者甚多し、凡高千穗峯の神蹟は辨ずべき事一ならず、一條の文に載する時は、繁雜よして事實見ながたし、因て類に隨ひ、題を分ちて、下章に記し、觀覽に便りあらしむ、此には其大綱を擧るのみ、

○瓊々杵尊天降の事略 高千穗峯の神蹟の如きは、瓊々杵尊降臨の巔末を觀覽せざれば、其靈蹤顯著ならず、因て古事記、日本紀、天書等の文を考へて、其事實の梗槩を左に記す、天地開闢の時、神世第七代伊弉諾尊伊弉册尊の二神あり、始て

陰陽交感の道を悟り、共に夫婦となりて、大八洲國及び山川
艸木を産み、次に日神を生む、大日靈貴と號す、即天照大神の
御事なり、此神光華明彩にして、六合の内を照徹す、諾册二神
是を靈異として、天に送る、即ち日輪なり、次に月神を生む、其
光彩日神に亞り、日神に配して、天地を治むべしとて、亦是を
天に送る、即ち月輪なり、次に素盞鳴尊を生む、此神勇悍暴惡
にして、凶徳不祥なり、諾册二神以爲く是宇宙に君とすべか
らずとて、遂に根國に逐ふ、於是素盞鳴尊天上に至り、天照大
神に辭す、大神素より其暴惡を知り、驚きて來意を詰問す、素
盞鳴尊因て誓約をなして曰、今子を生ずべし、女ならば濁心
ありとし、男ならば清心ありとせんと、猶ち天照大神の八坂
瓊の曲玉を乞ひ取て、天の眞名井に濯ひ、咀嚼て吹く噴の中
に神を生ず、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊と號す、素盞鳴尊正

哉吾勝ぬとて名づけ玉へり、次に四男神を生ず、大神曰、其物
根即ち八坂瓊の玉にて、吾物なり、故に彼五男神は悉く吾子
なりとて、育養し、天忍穗耳尊を甚愛し玉へり、素盞鳴尊は、更
に種々の凶惡ありて、根國に就く、天忍穗耳尊は、高皇產靈尊
の女、栲幡千千姫を娶て、天津彦彦火瓊々杵尊を生ず、大神及
ひ產靈尊特に鍾愛す、因て虛天より降して、豐葦原瑞穗國の
王とせんと欲す、日本紀一書曰、天照大神、始め天忍穗耳尊に
玉らしむ、將天照大神、理々杵尊を代て、天降らしめ玉へる命あれ
玉ふ、因て天照大神、理々杵尊を代て、天降らしめ玉へる命あれ
云々、然れども彼國凶神多し、因て經津主神、武甕槌神の二神
を遣て平定せしむ、先是大己貴神、少彦名命あり、大己貴神、少
彦名命と力を戮せ、心を一にして、豐葦原中國を平定し、強暴
を摧伏して、百姓和順す、既にして少彦名命は、常世郷に適く、
大己貴神獨り此國に主たり、出雲國に居る、是に至て二神出

雲國に至り、大己貴神に謂て曰、高皇產靈尊皇孫を降して、此國に君とし臨ましめんと欲す、汝意何如ん、避け讓るべき耶、大己貴命、其子事代主命に告しむ、二神事代主命に告く、事代主命、命を奉して先避去る、於是大己貴命曰、吾亦避べし、如し吾防禦せば、國內諸神必ず同く禦かん、今吾避去らば、誰か復不順の者あらんとて、其國を平定せし時の廣矛を二神に授て曰、吾此矛を以て卒に治功あり、天孫若、此矛を用て國を治めば、必ず平安なるべし、此廣矛は、今日天孫の境、霧島山、言訖て遂に隠る、日本紀を獻すべし、二神大己貴命許さず、二神歸り神報ず、高皇產靈尊皇孫を治り、汝は後二神を治りて、又汝は天日嗣宮に住すべし、壯麗の宮殿を造て與へんと、於是大己貴命其命に是より從ひ、避け去る云々、大己貴命は、和州三輪、明神是なり、是より二神諸不順の鬼神等を驅除して、復命す、天照大神、高皇產靈尊相共に皇孫瓊々杵尊に命じて、豐葦原瑞穗國は、吾子孫の

王たるべき地なり、今皇孫天降り治むべしと、即八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劍、三種の寶器を賜ふ、大神誓て曰、吾日の太子、八坂瓊曲玉の如く曲妙に天下を御し、白銅鏡の分別なるが如く、天下に照臨し、且神劍を提て天下を平ぐべし、此語、神皇寶鏡、神皇正統記等に載せて、皆大神の語とす、又仲哀紀、五又大神御手に寶鏡を持し玉ひ、皇孫に授け、祝して云、吾兒此寶鏡を視んこと猶我を視るが如くし、床を同じ殿を共にして、齋鏡とすべし、爾ちの祖を念ふことなかれ、吾常に鏡の中にありと、此鏡玉劍の三種は、即是皇國第一の寶品にして、萬世相承せる三種神器の始まりなり、又五部の神、天兒屋根命、天太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉屋命に命じ、皇孫に従衛せしむ、且勅して曰、天兒屋根命、天太玉命の二神は、常に皇孫の左右に侍して、防護すべし、又諸部の神は、各其職に供奉すること、天上

の儀の如くすべし、又大己貴神に勅して、八十萬神を領し、永く皇孫の爲に護衛せしむ、其外勅命懇重なり、於是皇孫天の盤座を離れ、且天の八重雲を排分け、稜威の道別て、日向襲之高千穗穗日二上峰に天降す、是所謂霧島山なり、浮渚所在の平處に立て、薺穴の空國頓丘より國を覓て行去り、吾田長屋の笠狹碕に至る、此地の主を、事勝國勝長狹命といふ、其地を獻ず、皇孫因て此地に宮殿を建て留住す、笠狹の地にて、一美人に遇ふ、木花開耶姫といふ、大山祇命の第二女なり、瓊々杵尊娶て娠む、三子を生ず、第二の皇子を彦火々出見尊といふ、瓊々杵尊御位を出見尊に譲り玉ふ、瓊々杵尊崩して、筑紫日向可愛山陵に葬る、出見尊故ありて海宮に到り、海神の女豐玉姫を娶る、三年を歴て本土に歸る、出見尊は、益し始め隅州桑原郡國分邑宮内鹿兒島神社の地に都郡し、其海宮に赴くや、宮内州肝屬郡薩内之浦娃邑邊に娃邑開内社浦を

行玉所と豐玉姫上陸して皇子を生ず、是を鷓鴣草葺不合尊といふ、葺不合尊降誕の所は、日州佐肥郡、既にして豐玉姫は海宮に歸り、其妹玉依姫を留て皇子を養はしむ、久ふして出見尊高千穗宮に崩す、此高千穗宮は、日州諸縣郡都邑の皇宮條に見ゆ、故に今皆其畧を注す、日向高屋山上陵に墓る、鷓鴣草葺不合尊は、玉依姫を娶て四子を生ず、神武天皇は、第四の皇子なり、葺不合尊崩して、日向吾平山上陵に葬る、故に神武天皇は、瓊々杵尊の御曾孫なり、高千穗宮に在て、東征の軍事を議定あり、舟師を調發し玉ふ、日州武諸縣郡の高千穗宮は、居なり、舟師を發せられし神武は、日宮崎郡の海邊より兵をた起して、東征し、天高千穗宮にて、東征の軍事を謀り、古事記に、神武は高原に生る、因て、高原の皇宮なる此高千穗宮は、即神武の高原に生る、因て、高原の皇宮なる此高千穗宮は、蓋海邊に神武始駐は高原の舟師を調發し、東征の軍事を議定し、當時

駐蹕の地なる高原に、後人高千穗宮武の皇都と稱せしなり、其より
 次第に地を畧し、上方に抵り、遂に天下を一統し、大和國に皇
 都を定られ、萬世不易の帝業を垂れ玉へり、按に日向國諸縣
 郡、都城、高原、高城等邑の地方は、高千穗峯の大麓にして、伊弉
 諾尊、伊弉册尊、及ひ神代諸尊の舊都なりといふ、瓊々杵尊の
 天降あるや、皇國の廣きに、其五畿内中原の地に就かずして、
 筑紫西陲の日向高千穗峯に天降ありしは、其大祖伊弉諾尊、
 高千穗峯の下に天都を定めて居玉ひし故、其舊都の縁に仍
 りて、日向に天降りし、再ひ此地に皇都を建玉ふといふ、蓋是
 太祖の舊基に仍て、其帝業を開き玉ふ、叡慮なりしなるべし、
 かくて是より所謂笠狹碕に經幸し、彼地を皇居となし、晚年
 今の薩摩國高城郡水引邑に遷都し、遂に崩ず、故に可愛山陵
 は水引に在り、笠狹碕は薩摩國河邊郡加世田邑の碕なり、神社

撰集に曰、都島、高城、千穗、高城、山、城、國、平、安、城、を、中、國、と、す、云、々、
即其時の中、國、なり、今にては、山、城、國、平、安、城、を、中、國、と、す、云、々、
此都島は、都、城、高、城、郡、水、引、千、穗、を、い、ふ、
千、穗、高、城、と、は、高、城、郡、水、引、千、穗、を、い、ふ、
當、初、瓊、々、杵、尊、高、千、
穗、峯、に、天、降、あ、り、し、故、出、見、尊、葺、不、合、尊、
神、武、天、皇、等、其、緣、
 山を以て、又高千穗山下の地に皇都をなし玉ひ、其皇宮は、高
 千穗宮是なり、即ち出見葺不合兩尊の御陵、高屋山、吾平山は、
 大隅國肝屬郡、内之浦邑、始良邑にあり、並に高千穗山の邇方
 なり、此等上來の事跡、本藩の封内に係り、猶所在の卷に具へ
 載す、

○霧島山の名稱 舊事大成經、切嶼山（い）に作る、此嶽、本名は高
 千穗といへども、後來霧島山を以て通稱とす、霧島の名義、種
 々の説あり、伊弉諾尊も、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉と
 云玉ひ、又天孫降臨の時、霧深くして物色を辨ぜず、稻穗を投
 散し玉ひしに因て、霧晴れし事、上文にも記せし如くにて、此

峯は、特に朝霧夕霧常に深き處なり、今に至て然りとす、故に霧島と名づくといへり、又一説に、皇孫天降の時、霧海を見下し玉ふに、浮たる島の如く見ゆる物あるを、天瓊矛を以てかささぐり、其處に天降あり、其矛を逆様に建玉ふ、是を天逆矛と號す、今にも雲霧都城の曠野より、高千穂峯の山腰を擁する時は、其中に二峯顯れ出浮たる島の如し、故に往古より都城の地を霧海といひ、又其地を虛海ともいふ、霧島の名は、是より出たりとす、又一説に、天孫稻穗を撒し玉ひしに、雲霧開き晴れしより、霧島の名起るといへる説あれども、霧島といふ名は、其以前よりの名にて、稻穗の縁にしより、高千穂峯の名を得しにて、今猶霧島といふ名に、呼來るは、却て其舊稱にや仍ぬらんといへり、又一説に、霧島の字、蓋續後紀、承和四年より、始る曰霧島岑、神預官社是なり、先是古書の内所見ある

を見ず、續紀延暦七年、火を曾の峯に發す、承和四年に至て、實に五十年なれば、其霧島と名づくる、此間にあるべし、近比我櫻島火を安永八年に發す、爾後今に至て五十年、猶煙霧を帶ぶ、是を推て見れば、此峯霧を以て奇を示すが如し、因て其名を得たるならん、但島の字を配するは、所謂浮渚に本つくならべしといへり、又一説此峯の東、諸縣郡高城、東霧島村、東霧島神社の内、伊弉諾尊、火雷を斬り玉ひし址あり、切霧同訓、故に霧島の名は、是に本づく、舊事大成經、切嶼山に作るは、是に因てなり、此社あるに因て、矛峯に名つくるにも、亦霧島を以てすといへり、霧島神社の名は、國史及び延喜式に見たり、續後紀、承和四年、八月壬子、日向諸縣郡、霧島岑、神預官社、延喜式云、諸縣郡一座、霧島神社、又三代實錄、天安二年、十月二十二日、授日向國從五位下霧島神從四位下、是國史及び延喜式に

載たるを以て、此山の由緒と、神社との尊重なるを見るべし、霧島の名義は、上文に記せる諸説ありといへども、蓋第一條の説の如く、此峯霧深き縁故にて、名つけたるならん、島の字は、上古此嶽の下の周廻、水澤なりし故に因て、名を得たるなるべし、今の地形に因て、上古を考ふに、此嶽下の西北には、眞幸川流れ繞り、千上流川東北には、岩瀬川あり、東南には、庄内川あり、二川合流せる以下を、去川といふ、岩瀬川は二川合流は、二川合流許、三川皆舟渡の巨流なり、眞幸川の下流、栗野と吉松の分界に熊野峯あり、眞幸川は、上流より八里餘、其峯に深峽ありて、水通ず、是此山斷て峽となれるなり、其峽の東南と、西北とは、皆連山とす、此峽濶さ十四五間、深さ數百仞、其東南は、霧島の連山、其西北は、肥後に接する高山なる故に、此峽なくんば、水通ずる所なし、去川の東より北は亦連山なり、此連山斷て

峽となりて、水通ず、此兩川、上流莊内眞幸等の地は、皆平坦なる故に、荒古の世、以上の諸川、其外各處の衆水、いまだ山を斷ち、水の通ぜざる以前は、皆大湖水の如くなりしならん、今にも霧島の山足には、池沼甚多く、四十八池の稱もあり、是上古水澤の遺跡ならん、又此嶽の南には、隅州の裏海ありて、四面皆水なり、故に土人今に至て、岩瀬川等を謂て、水海と呼べり、かゝる地形にて、霧島山の下は、四面皆水海なれば、天孫降臨の時、天上より下し、視玉ふ時、霧中に島の如く見へしなるべし、書紀、自穗日二上天浮橋、立於浮渚、森平地、而自頓丘、覓國、行去と見にたるに、浮渚とは、嶽麓皆水海なりし景狀なり、頓丘は、小高き岡なり、地上皆水海なる故に、稍高き丘上を路とし、國を覓めて行去玉ひしを云るなり、飯野狗留孫山、端山、寺縁起に、皇孫天降の時、地上皆水海にして、此山と霧島山とのみ、

島の様見へたるを、皇孫天の浮橋に登て、此山に渡り玉ひしと記せり、是浮渚の事を傳へしなるべし、倭名鈔大隅國贈於郡志摩原注、島云とあり、蓋國人常に霧島を呼て、霧字を略し、單へに島と呼び、遂に地名となる、南海諸島の人、今其土を呼て島といふが如し、延喜兵部式驛傳の條に、日向國島戸とあり、蓋島戸の名古書に見たるは、是を始とす、建久八年、日向國圖田帳に、島津院三百丁とあり、蓋島津の地、霧島山の麓にあり、因て其名を得たり、島津は、舊記に島門ともあり、今の都城地方庄内に、島津莊衙あり、萬壽中、近衛藤公頼通、是を置く、藤公所領、薩隅日三州の莊衙なり、得佛公、鎌倉幕府の命を奉して、薩隅日守護職となり、島津院に居る、幕府公に島津氏を賜ふ、其地名を取るなり、延喜式、島戸及び島津御莊の遺址、莊内郡本村、及び安久村堀内にあり、郡本村は霧島の南麓に

して、舊島戸と名づく、邦君の姓氏を避て、後世郡本村と改めしといふ、上古浮渚の状は、島戸島津等の地名にても見ゆるなり、島戸島津は、島の門戸、島の津口と云ふが如し、津門戸相通ず、皆所會出入の義なり、然れば本藩姓氏島津の字も、霧島より出たるなり、かゝる靈山より、其姓氏出たれば、國祚の隆盛なるも、實に宿縁なりといふべし、霧島の名稱は、上文の諸説を併せ考ふに、高千穂と、霧島とは、古來皆縁故に因て、兩名傳はりしを、此峯常に霧の深き處なれば、現前朝夕見る景状を呼習ひ、霧島と唱へ、其稱呼盛になりて、世に行はれ、高千穂の名は次第に隠れつるならん、

○天逆矛 矛峯の巔にあり、今に現存す、此逆矛は、高原錫、前條に記せるが如く、瓊々杵尊、天降の時、建玉ひし者なり、蓋此矛は、大已貴命の、天孫瓊々杵尊に授けし廣矛なり、大已貴命

曰、吾以此矛、卒有治功、天孫用此矛、治國必平安と、是なり、瓊々杵尊の高千穗峯に天降りするや、警蹕前導して、行くく叱す、故に稜威の道別道、別とある、猶後世天子行幸の儀衛の如し、既にして邦内服従し、天下無事なり、因て此矛を山上に樹て、萬世の下に鎮標す、解嚴して、復干戈を用ゆることなきを示すが如し、是 神功皇后所杖の矛を以て、新羅城門に樹ると、意同じ、是亦上古の俗なる歟、鹽土傳曰、廣矛者、大己貴神平生裝齋、人望所畏、奉授天孫、所以示歸順之驗、於國內也、通證云、東峯高、號鉾峯、山上建靈矛、神代舊物也、此乃天孫所自從之矛也、所謂以天瓊矛指立於礮馭靈島之上、義同とある、此意なり、白尾國柱云、天逆矛、逆は朝日の彌逆昇るといふ如く、茂矛の義にて、猶幸矛と云んが如し、書紀一釋本に曰、 天皇即位之日、執柄之臣振茂矛、侍立君前、專以稜威示武備、即此茂

矛の義也、又云今諸社、祭有幸矛、先導神輿、蓋此緣也、其靈矛は、震火の爲に焼折らる、是何れの年なるを詳にすることなし、發火は、延暦七年以後、天永三年、文暦元年、等なり、下章西峯發火の題下に詳なり、近世文祿元年、其所折の鋒を取て、其東南の麓三里許の處にある、荒嶽神社に安置して、神體とす、其社都城安永村西嶽にあり、其鋒の長さ一尺餘、鐔の如き所に、雲象に似たるもの見たり、所々土食し、小指頭許に穿てる痕あり、今矛峯には、其殘幹を舊に仍て樹つ、其長さ六尺、圍り一尺許、鋒刃に近き所、長鼻大眼の面像を左右に起し成す、鋒と幹と、共に銅質に似たれども、何金たるを定めがたし、其狀古奇にして、實に神代の遺寶なり、鋒は黝黒色をなす、蓋露處と室藏との異なるべし、通證曰、靈矛長八尺、鋒施横手、如十字、鉄石難分、又近世 島津義久依様、新造配立之云と、其長八尺とは、鋒と幹とを併ていふならん、其新矛

を配立すとは、是妄誕にして、未だ曾て其事あることなし、谷川氏何故に誤り傳て、是を記せしにや、亦怪むべきの甚しきなり、天明初年、覺府、黠商池田正右衛門といふ者あり、新に偽矛を造て、是を眞矛の側に配し立つ、周圍形製稍眞矛に倣ふ、其始て偽矛を山上に建るや、怪異百出し、尋て其異疾を發し、暴死す、其子又顛疾を得て、無狀なり、自から刀を抜て位牌を斫るに至る、因て卜者に問へば云、靈矛を摸造するの僭罪にて、其咎を招くなり、と、全家驚怖して、即偽矛を除き去れりと、一賈豎の僭罪、誠に惡むべきの甚しきなり、其凶禍を得ること宜なるかな、

○二上峯詳説 此峯に登るに五路あり、曾於郡西御在所霧島神社より一路あり、高原より兩路あり、都城より兩路あり、高原の兩路、郡城の兩路、各邑此峯の條に詳なり、各地の人、登攀するには、其近便の

路に従へり、覺府の人、皆西御在所霧島神社の路を取る、因て其登路の狀を詳に記す、此神社は、此山の半腹にあり、嶽麓は、原野樹林一狀ならず、山腹は、皆樹木鬱然たり、八分以上は、蒼竹生茂れり、登路峻阻にして、百狀なり、神社より八町許登れば、花立石に至る、其石花を挿める形に似たり、因て名づく、平日登山の徒、石よ花を供へるとぞ、花立石より登ること、三十町餘にして、矛峯と、虛國峯との間なる、脊門丘山道に至る、此より登ること五町許にして、瀬多尾越勸請堂に至る、是往古小林瀬戸尾寺、脊門丘にありて、此所支院三十六坊を構へ建て、不動像を安置せりといふ、瀬戸尾寺舊記に見ゆ、因て勸請堂の名あり、今露處に不動石像のみあり、又此所崑間より清水湧出す、御手洗水といふ、參詣の徒、盥漱して身を淨むるの處なり、此邊映山紅甚多し、勸請堂より山上へは、登路更に急峻なり、登

ること四町許、火常峯の下に至る、火常峯は、上章に略記せし如く、常に火を發して燃る故、其中深く穿ち陥り、凹て大坑となる、俗に是を御鉢といふ、此邊の山上、都て燒焦れし砂礫なり、其大坑中よりは、常に焰氣沸涌して、硫黃氣あり、砂礫飛上り、時としては雷の如く鳴動す、火坑の周廻半里餘なるべし、火坑上の北邊に一線路を通ず、其路濶さ六尺許にして、僅に足を容るべし、其南は即火坑、北は無際懸崖にて、下の方はみな白雲なり、燒焦れし砂礫上を行く故、砂礫歩に隨ひ崩れ落ち、兩崖に墜る聲雷の如し、其路の狀、凡そ馬脊の如し、因て馬脊越といふ、亦俗に此路を縈回するを、御鉢廻と呼ぶ、御鉢廻の長さ五町許、俗に八危險の甚しき、言に述べからず、登山の徒、此に至て、股栗恐怖せざるはなし、若し風稍烈しき時は、匍匐せずんば、一步も行べからず、然らずんば、崖に吹墜さる

べし、此火坑は、平家物語に所謂巖坑あり、常に猛火を發して、沙石を雨すといひ、新井氏所謂火井とは、亦皆此なり、火坑を過ぐれば、地形低て下ること一町許、此一町許は、即火常峯の燒残れる高さにして、峰形猶存ず、且火常峯の腰脚は、矛峯とは、別に峯脉を分てり、火常峯下の東は、即矛峰の根とす、故に此兩峯の中間、東西三町許、南北二町許、地形凹にして、少し平處あり、是を脊門丘と呼ぶ、凡そ物の中、間くぼくぼる處を、馬を脊門馬といふが如し、土人亦千里谷とも、天河原とも稱ず、是荒古瓊々杵尊の天降ありし所なりといへり、故に往古は、小林霧島中央瀬多尾權現宮、及び別當瀬戸尾寺も、此地にありしに、火常峯發火の後、峯の下瀬多尾越に遷移し、其後復山火に厄せられ、今の地に建立ありしとぞ、一説に、其神廟は、曾於郡西御在所霧島權現社とす、各社考す條に、見、脊門丘を過ぎ、矛峯に登

れば、其登路絶頂まで六町餘なるべし、焼たる砂礫にして、一步を進むれば、十歩後に復るの勞あり、矛峯處々箬竹生て、映山紅頗る多し、絶頂稍平にして、壇の如し、廣さ方一丈許なるべし、其下面にも、稍平處數層あり、御鉢は、絶頂石礫の中に樹つ、參詣の徒、必ず御鉢を禮拜す、凡そ登臨の故事、人ごとに石を携へて登り、絶頂に安す、故に其石積聚て殆んど一山をなす、霧島の神、一石にても、峰の高きを好み玉へる故なりといへり、又絶頂より下三十間許の處に、嵩間より泉水滴り落つ、是を硯水と呼へり、さて絶頂より四望すれば、封境の内外、數十百里の山海、雙眸の下に歸す、東南より西方に至り、薩隅白肥の外洋、渺茫として、天を涵し、空に接し、諸島處々に點し、日輪東海を出、西海に入るの狀、尤奇なり、薩隅の裏海は狭小にして、湖池の如く、櫻島山假山に類して、其嶺の火坑をも俯視

せり、其外の群山衆峯、遠近に羅列して、丘垤の如く、其原野村邑は、蒼々として子細ならず、西北は肥豊の群山盡際なく、唯白雲翠靄縹緲たるのみ、此嶽上は高く星辰に逼り、下は廣く西陲に蟠りて、我封内第一の高山なるのみならず、實に天下の巨嶽なれば、登眺の下、其目を豁にし、心を壯にす、誠に人間の偉觀なり、山を下る時は、登るに比すれば、其勞の半を減ぜり、又此峯は、神奇靈異特に著しき故、登山の徒、期せずして清淨敬慎の思を生ぜり、苟くも不淨邪心あるか、或は妄言惡口し、神明を侮り、禍戒を犯す者あれば、忽ち山鳴り谷響き、怪風陰雨起り、白晝俄に闇夜となり、咫尺を辨へず、或は神火に罹り、幽霧に迷ひ、或は毒蛇猛獸等に殃せられ、其行方をさへ知られずなりぬる事、古今其例少からず、一土人曾て富士山に登る者あり、以爲く東海西海に日輪の出沒を見る、誠に天下

の奇觀といへども、高千穂峯に登て邪僻驕慢の心自然と消盡するにはしかざるなりと、語れりとかや、

○虚國嶽 踊邑の巻に詳なり、

○西峯發火 此峯所謂火常峯にて、古來火を發すると頻繁なり、其事傳紀、及び當邑西御在所霧島神社、及び小林霧島山中央神社等の、舊記に見たり、續紀 桓武帝、延暦七年、秋七月、己酉、太宰府言、去三月四日、戌時、當大隅國贈啖郡曾之峯上、火炎大熾、響如雷動、及亥時、火光稍止、唯見黑煙、然後雨沙、峯下五六里、沙石委積可二丈、其色黑焉、此峯發火の事蹟、國史に見にたるは、蓋是を始とす、其社記に所見は、鳥羽帝、天永三年、壬辰、二月三日より起れり、其後 四條帝、文曆元年、十二月廿八日の發火、甚盛にして、祠宇皆燒盡すとあり、此後久しく熈て 後奈良帝、天文二十三年より、弘治元年に至り

て、燃ゆ、又 正親町帝、永祿九年、九月九日、又火を發して、人多く焚死す、天正四年より、同六年に至て、又燃ゆ 後陽成帝、慶長三年より、五年に至り、又燃ゆ 後水尾帝、元和三年より、翌年に至て、又燃ゆ 後西院帝、萬治二年、正月より、寛文元年に至て、又燃ゆ、寛文二年より 靈元帝、同四年に至て、又燃ゆ、和漢合運云、寛文二年、十月二十六日、又燃ゆ、此時、高野社、中央宮、瀬戸尾寺、及び高野、高崎、小林、民屋、山林、皆焚たり、一街に東霧島、同二年、正月七日、又燃ゆ、俗に兩郡嶽、新燃といふ、諸郡諸邑、田園、後桃園帝、明和八年より、翌年に至て、又燃ゆ、凡享保元年より、是歲に至り、大に火て屢熾なり、燒石燄となりて、虚空より隕ち、沙石糠を簸るが如く、灰燼雨て晝も夜に異ならず、行人筵席を戴て、其壓傷を遮り防きけり、數里の間、田疇を埋没し、草木

焦枯る、往古の火勢、又推て察るべし、白尾國柱が説に、此峯に古來燃へし時は、天下に大變ありし事を記新井白石、古史通云、穗觸は奇石降なり、此山の西峯に火石あり、時々猛火發して、沙石飛下り、數百里の外に及ぶ、されは奇石降と云ひしなり、又云、穗日は即神火なり、西峯に火井あり、土俗是を神火といふ、時ありて猛火井中より起る、其火發する時は、山岳震動して、火烟天に漲り、沙石飛下て、四方に及ぶ云々と、是白石の妄説なり、神世に山上火を發せし事見はず、いかてか後の世の火を以て嶽の名に被らすべき、是辨を待たずして、其誤を知るべし、

○諸峯、諸川、並山中總狀、高千穗峯の山足は、廣く日隅の地に蟠りて、東西の二峯、其山上に並び聳へ、山腰は常に雲霧を帶たれば、問はずして其絶高なるを知るべし、此峯天孫の神蹟あるのみならず、其奇狀異態の多き、誠に天下の名山なり、

二峯の下に、羅列せる支峯、數ふべからず、其高き者を擧るに、西北には、籬守峯、小林邑に屬す、飯野邑に屬す、山飯峯、同邑、白東に、飯盛峯、加久藤邑に屬す、栗野峯、栗野吉松兩邑に屬す、西南には、横峯、曾於郡邑等にあり、此等の諸峯、皆二峯に侍立して、兒孫の爺翁に於るが如し、此諸峯高しといへども、其高きを覺ざるは、二峯の絶出せるゆゑなり、又山中危巖怪石、巨洞幽岫の屬、奇を呈し、巧を爭ふ者、擧て數ふべからず、又山中萬壑の中より、淨水源を分ち、派を異にし、注き出で、瀑水の奇なる者も、往々あり、下流は合流して、巨川となる、嶽西にては、霧島川あり、下流にて、又衆水合流して、隅州國分海に入る、下流にては、大津川とて、舟渡しなり、嶽の東北より出る衆水は、皆日州の庄内川、或は岩瀬川に合流す、嶽西にては、眞幸川に注き入る、又山中より山下に至り、大池四十八あり、其池、或は神龍潛藏して、